

令和6年第2回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和6年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和6年6月11日開会～6月14日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	11	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 (町長) ○陳情 1件 (陳情第4号 総務文教厚生常任委員会へ付託) ○承認 1件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○報告 4件 (報告～質疑～終結) ○議案 8件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) 	
〃	12	水	本会議	○一般質問 (樺山議員、久保議員、美島議員 3名)	
〃	13	木	本会議	○一般質問 (大河議員、清議員、井上議員 3名)	
〃	14	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案 3件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○陳情審査報告2件 (委員長報告～質疑～討論～採決) ○意見書発議 (報告～質疑～討論～採決) ○閉会中の継続審査・所管事務調査 (議運・総文厚・経建常任委員会) ○閉会 	

令和6年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和6年6月11日

令和6年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 承認第1号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 報告第1号 令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第7 報告第2号 令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～終結）

○日程第8 報告第3号 令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第9 報告第4号 令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第10 議案第32号 伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第33号 伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第34号 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第35号 伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第36号 伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第37号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

- 日程第16 議案第38号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第17 議案第39号 喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和6年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議則第127条の規定によって、永田 誠議員、福留達也議員、予備署名議員に樺山 一議員、美島盛秀議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会議は、本日6月11日から6月14日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は6月11日から6月14日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和6年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和6年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。お手元の資料にあるとおり、3月16日から昨日までの行政報告をかいつま

んで必要な点だけを取り出してまとめて述べたいと思っております。

3月16日、17日に伊仙町議会の方々を含めて、尼崎での第11回の徳之島祭りが久しぶりに開催されました。初日は大雨でしたけれども、多くの出身者の方々が来て参加しておりました。

今、代々木公園の徳之島祭りとともにこの2つは全国的にも類を見ないような形での徳之島の祭りがますます発展しております。出身者の方々、若い子どもたちもあれを見ながら島に帰っていきこうという方々も2世、3世でも出てきております。

4月3日に奄振の特別措置法延長によるお礼にやっまいりました。今回の奄振、5年に一度でありますけれども、文言の中に沖縄との連携ということが明確に出されました。そしてまた、今後、奄振も含めて十島を加えるかどうかという議論が今出てまいりましたし、この全離島も含めて、これから沖振との連携ということが、これ省庁が違う中でやっていくことが模索されております。

4月7日には、第57回「戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭」が久しぶりに改修されました慰霊塔の前で行われました。今、ウクライナとロシアの戦争と、また中東でも激しい戦いが行われております。そういった中で、この慰霊塔は日本において、また世界にも類を見ないぐらい中村晋也先生という方の作品であるし、恒久平和の象徴として、今後とも私たちはこの慰霊塔をしっかりと守っていかなければなりません。そういった中で文化庁のほうにまいりまして、この慰霊塔は文化庁が管理すべき価値のある慰霊塔だということを説明いたしました。文化庁の課長も自分たちもそのことはよく理解できるということでありましたけれども、今後のいろんな交渉の中で、この慰霊塔が完成したいきさつ等、まだまだ国民の方々が知らないことがあるわけですから、そのことをどんどん発信していくことで、この今、東シナ海も含めて安全保障が大変重要になっている中で、恒久平和の象徴としてやっただけの重要な慰霊塔にますますなってきたらと思っております。

4月13日には北熊本駐屯地開設67周年記念行事に参加いたしました。今後、南西防衛も含めて徳之島での自衛隊の誘致という形で、今回は3町から私と天城町の方が前夜祭まで参加していただきました。

4月15日に北海道の留萌市の副市長が来庁いたしました。今、モスク・クリエーションは全国で4か所ぐらい、この伊仙町のような形でいろんな自治体との連携を持っております。留萌市の副市長が何とかこの伊仙町と連携を取ってまいりたいということでもあります。

後で述べますけれども、この前の全離島の視察の帰りに留萌市を表敬いたしまして、市長といろんな議論をしてまいりました。

4月16日に、1月から始まりました集落説明会座談会が上検福、下検福で終了いたしまして、21地区で450人ほどの参加がございました。この中で町の政策、5か年計画、10か年計画のことを説明し、また、各集落の方々から自由ないろんな活発な意見を伺いました。事務局のほうで先生方にはその内容が配付されていると思いますので、また後ほどしっかりと目を通していただきたいと思っております。

4月23日には、大和村で群島議員大会がございました。伊仙町議会も含めて、最後にはトリという形で六調等で太鼓をたたいて大変盛り上がりました。来年は伊仙町での大会が予定されております。前は常議長の時だったと思うんですけども、再開されまして、行いまして、稲村公望先生の講演等がありました。

5月1日には、小里総理補佐官が徳之島に来島いたしまして、伊仙町では徳之島コーヒーの視察を行っていただきました。たまたまAGFの方々もいらっしやいまして、小里補佐官もこの徳之島コーヒーについては非常に関心があったようであります。

5月7日には、保岡事務所と河野デジタル大臣を含めて奄美群島12市町村のデジタル化に関するオンラインの意見交換会がございまして、大変有意義な意見交換会がございました。河野大臣は、日頃、我々が見ているような国会での答弁などと違って非常に我々と真剣にというか、冗談も話しながらいろんなことを説明していただきました。

5月14日に、全国道路利用者会議にも参加いたしまして、翌々日に奄振の農業農村整備事業の会合があった中、道路事業の参加いたしまして、90歳を超えたと思えるその古賀誠会長がいろいろ説明したり、また挨拶をしたんですけど、とても90歳とは思えないぐらい理路整然と参加している方々全てに配慮しながら話をしていた中で、能登半島地震での大きな教訓は、道路が能登半島もこの海岸沿い、日本海側にあったその内側の道路が完全でなかったということで、例えば奄美大島でも国道を中心にトンネルを造った中で、東シナ海岸の大和村、宇検村に関する道も当初はトンネルを造る予定はなかった中で、災害で交通を遮断されたときに島を1周する道路が完成しております。

徳之島においても、今後1周する道路の一部が崩壊したときの代理のアクセスという形で、トンネル等も今後は必要でないかと私は考えております。

16日には、奄美群島農業農村の中央要請活動、会長として6年ほどやりましたけれども、これをキリに喜界町長と代わることになりました。この農業農村整備事業も含めて、道路の事業も含めて、この中での、これは県本土の本坊市長と私で2人で行った中で、森山先生が同行いたしまして、先生がいるだけではその場の雰囲気さがらっと変わったような感じがして、我々の要望に関しまして丁寧な説明をしていただきました。

5月29日には、広島県の福山市において港湾関係の大会、通常総会に参加いたしまして、この中で伊仙町のことも取り上げていただきました。この局長とは何回もお会いして面縄港のことを要望していた中で、どういう形でそのマイナス4.5からにしながらやっていくかということと、もう一挙にマイナス9.5からやっていくということでのことがまだ決まっていなくて、こういう時代だからこそ早急につける面縄港を開発すべきだということで、9.5ということで局長も何とか理解をしていただいたように思っております。

6月3日には全離島の総会が北海道の利尻島で開催されました。最北の地で総会という形で、この総会に国会の先生はあまり来なかったんですけども、10数名の方が参加して、その中でいろいろ奄美群島と一般離島とは今後どういう形で連携をしていくかという形で、恐らく沖振もそうです

けれども、全離島も沖振並みに補助率を近づいていかなければならないような状況に安全保障上もなっていくのではないかというようなイメージがありました。帰りに、その留萌市を表敬訪問いたしまして、モスクの社長とともに今後のいろんな連携について、前向きな意見を交換いたしました。

6月6日には、議員の先生方も全員参加いたしましてブルー・スカイの落成式がございました。予算が物資の高騰等で少し縮小になりましたけれども、いろんな形で障害者雇用という形が、激しい人口減少、若者も働く人も少なくなっていく中で、ブルー・スカイの活動は非常に注目をされておりまして。

この中で、この前も行政報告でしたと思いますけれども、これは罪を犯した方々がなかなか社会に戻って働くことができない中で、ブルー・スカイが保護司会などと連携をとって新しい雇用を生み出していこうという流れも出てまいりました。今後とも、このブルー・スカイの活動が、今、全国的に注目をされている、その方が伊仙町出身だったということは我々にとっても非常に誇りであります。

定例区長会がありましたけれども、全体朝礼の中で私は今回非常に衝撃的だったのは、伊仙町の合計特殊出生率が1.99と全国第16位になりました。

一方、徳之島町が2.20、天城町は2.17と1位2位を占めたわけでありまして。このことはしっかりと検証して、なぜそうなったかも含めて、我々は次の5年間では1位を奪還するぐらいのことをできると私は思っております。

この小規模校区にいろんな住宅を造ってきたことも含めて効果があったわけでありましてけれども、いろいろ少し調べてみますと、子どもたちに対するこのいろんな制度が伊仙町の今までやってきた第1子から第2子、第3子以降というそれを、何とある町は伊仙町の2倍以上出しております。ですから、こういうことで、具体的にはまだ調べてみなければ分かりませんが、伊仙町から徳之島町にかなり若い人たちが移動しているという状況が明らかになっておりました。そのことも含めて、今後、諸祝金の問題など、5つある保育所をいかにまた維持していくかも含めて、新たな形で小規模校区の住宅が一度終了して、その後、阿権のあとをまた造っていない状況でありますので、そのことをさらにやっぱり推進していくということが必要ではないかと思っております。

その予算の中でやりくりして、例えば伊仙校区とか面縄校区でも住宅の必要な地区ありますけれども、やはり小規模校区に再度住宅をある程度の規模でやっていくことも必要であるし、その生まれた子どもたちに対する助成も今まで以上にしていかないと伊仙町が1位を奪還するということが難しいわけでありまして、そのことも含めてこれから出身者の方々とどう対応していくか、若者がどうして働く場が増えていくかを含めて、今、農業生産額をさらに伸ばしていくためにどうしたらいいかという総合的な形で徹底的な議論を皆さん方とやっていくということが大変重要ではないかと思っておりますので、今回、この出生率が16位になったということは私たちにとっても大変なショックでありましたけれども、伊仙町はそれをまた取り戻すだけの力が、底力があるわけですから、そのことも含めて議会の皆さん方と意見交換をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

令和6年第1回定例会以降、これまで受理した陳情は2件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書の一覧のとおり、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての1件につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので報告します。

△ 日程第5 承認第1号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認

○議長（前 徹志議員）

日程第5 承認第1号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

今回表彰を受けられました上木千恵造議員、岡林剛也議員に心からお祝い申し上げたいと思います。今後とも、また、ぜひ伊仙町のために頑張っていただきたいと思います。

承認第1号は、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方実施法第179条第1項の規定により、令和5年3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

承認第1号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額76億1,153万2,000円に歳入歳出それぞれ310万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億1,463万7,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額14億2,475万1,000円から災害復旧費国庫負担金の農林水産施設災害復旧費負担金3,000円の増額、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万円の増額により220万3,000円を増額し、14億2,695万4,000円とするものであります。

16款財産収入、補正前の額1,331万9,000円から2,000円を増額し、1,332万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額1億3,206万6,000円から財政調整基金繰入金90万円を増額し、1億3,296万6,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額76億1,153万2,000円に310万5,000円を増額し、補正後の額を76億1,463万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は4ページでございます。

2款総務費、補正前の額12億686万4,000円に、1項総務管理費において令和5年度基金利息に対する積立金1万7,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費においてシステム改修負担金220万円の増額により221万7,000円を増額し、補正後の額を12億908万1,000円とするものであります。

3款民生費、補正前の額17億9,516万9,000円に、1項社会福祉費において老人保護措置費33万9,000円の増額、2項児童福祉費において私立保育所児童保育給付費26万9,000円の増額により60万8,000円を増額し、補正後の額を17億9,577万7,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額9億843万3,000円に、外国語指導助手報酬28万円を増額し、補正後の額を9億871万3,000円とするものであります。

11款災害復旧費については財源組替えによるものであり、予算額に変更はございません。

歳出合計、補正前の額76億1,153万2,000円に310万5,000円を増額し、補正後の額を76億1,463万7,000円とするものであります。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について補足説明いたしました。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第1号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第6 報告第1号 令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告

△ 日程第7 報告第2号 令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第8 報告第3号 令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

△ 日程第9 報告第4号 令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告

○議長（前 徹志議員）

日程第6 報告第1号、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告、日程第7 報告第2号、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第8 報告第3号、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告、日程第9 報告第4号、令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告について4件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明4件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

報告第1号は、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

報告第1号、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和5年度市伊仙町一般会計継続費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額23億2,284万4,000円、令和5年度継続費予算減額15億5,739万7,000円、支出済額及び支出見込額11億4,948万4,800円、残額4億791万2,200円、翌年度逡次繰越額4億791万2,200円、翌年度逡次繰越額の財源内訳としまして、繰越金1,984万200円、地方債3億6,710万円、その他2,097万2,000円でございます。

以上で、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号について質疑を行います。

○9番（上木 千恵造議員）

報告第1号について質疑をいたします。

計算書の翌年度繰越額4億791万2,000円、この繰越額について現況の進捗率と申しますか、工事はどの程度進んでいるのかお伺いをいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

質問にお答えいたします。

この繰越額4億791万2,200円の進捗について、第2期地盤改良工事が現在終了しております。

この2期地盤改良工事が令和6年2月2日から令和6年6月7日までの工期となっております。終了しております。

2期建築本体工事が令和6年4月25日に発注、5月24日開札で不落、5月27日再入札が不調となっております。

今後のスケジュールといたしまして、現在、再積算を行っているところでございます。この積算が令和6年6月から今月末までの再積算期間となっております。

その後、7月上旬から8月上旬を閲覧期間として8月開札、8月中旬から下旬に臨時会を開催して発注予定としております。

以上です。

○9番（上木 千恵造議員）

入札が不調になった原因等が分かれば、ご説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

不調となった原因といたしまして、予定価格よりもオーバーしていたということでございます。

○9番（上木 千恵造議員）

何者入札に参加したかは分かりませんが、入札した業者全てが予定価格より上回っていたということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

そのとおりでございます。

○9番（上木 千恵造議員）

入札不調になった原因として、答えられる範囲内でいいですけども、どういうことが予想されたのかお伺いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

本積算について県単価を基に積算をしているわけでございますが、その積算とその応札との金額が合わなかったということではないかと思っております。

○9番（上木 千恵造議員）

入札金額が、設計金額が安かったということだろうと予想しますが、今後、例えば設計変更して金額が増額になった場合について、この工事この庁舎建設の継続自体が増える予定なのか、それとも今の現状で収まっていくのか、分かる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

現状、この継続費の総額で収まるものとは考えておりますが、今後、資材価格の高騰等によっては、またその金額も変更になる可能性もあるかと認識しております。

○9番（上木 千恵造議員）

最後1点だけ、この継続費は何年度まで継続になっているのか、年数をお伺いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

令和6年度まででございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、令和5年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告については、これで終結します。

報告第2号、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

報告第2号、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、令和5年度クラウドファンディング事業、事業費305万8,000円、翌年度繰越額49万7,419円、財源内訳、既収入特定財源49万7,419円であります。繰越額49万7,419円については、令和5年度クラウドファンディングに関する返礼品費用であります。

同款 3 項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費、事業費1,837万6,000円、翌年度繰越額796万4,000円、財源内訳、国・県支出金796万4,000円であります。繰越額796万4,000円については、システム改修に関する費用であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、事業名、住民税均等割のみ課税世帯、事業費2,151万5,000円、翌年度繰越額2,151万5,000円、財源内訳、国・県支出金2,151万5,000円であります。繰越額2,151万5,000円については、住民税均等割のみ課税世帯に対して支援金を給付する費用であります。

同款同項、事業名、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付事業、事業費1,656万8,000円、翌年度繰越額1,656万8,000円、財源内訳、国・県支出金1,656万8,000円であります。繰越額1,656万8,000円については、低所得者の子育て世帯に対して支援金を給付する費用であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費2,563万円、翌年度繰越金2,464万円、財源内訳、国・県支出金1,642万6,000円、一般財源821万4,000円であります。繰越額2,464万円については、堆肥散布車購入に要する費用であります。

同款同項、事業名、農産漁村発イノベーション等整備事業、事業費6,625万円、翌年度繰越金5,268万円、財源内訳、国・県支出金5,268万円であります。繰越額5,268万円については農福連携拠点施設改修に要する経費であります。

同款 2 項農地費、事業名、農地総務管理経費、事業費8,039万8,000円、翌年度繰越金610万円、財源内訳、一般財源610万円であります。繰越額610万円については、オルソ画像共同更新負担金に要する経費であります。

7 款商工費 1 項商工費、事業名、観光費管理経費、事業費2,893万8,000円、翌年度繰越金27万5,000円、財源内訳、既収入特定財源27万5,000円であります。繰越額27万5,000円については、戦艦大和慰霊祭ツアーに要する経費であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、事業名、過疎対策事業、事業費4,372万1,000円、翌年度繰越額1,215万5,700円、財源内訳、地方債1,000万円、一般財源215万5,700円。繰越額1,215万5,700円については、過疎対策道路整備に要する経費であります。

同款同項、事業名、社会資本整備総合交付金事業、事業費 1 億7,753万円、翌年度繰越金 1 億2,669万5,805円、財源内訳、国・県支出金8,855万円、地方債3,430万円、一般財源384万5,805円であります。繰越額 1 億2,669万5,805円については、社会資本道路整備に要する経費であります。

同款 3 項港湾費、事業名、港湾管理経費、事業費6,011万7,000円、翌年度繰越金3,738万円、財源内訳、地方債2,010万円、一般財源1,728万円であります。繰越額3,738万円については、面縄港整備に要する費用であります。

同款 4 項住宅費、事業名、住宅管理経費、事業費2,915万3,000円、翌年度繰越金1,474万2,000円、財源内訳、既収入特定財源1,474万2,000円であります。当経費については町営住宅の解体塗装工事に要する経費であります。

同款同項、事業名、公営住宅建設事業費、事業費 3 億3,654万6,000円、翌年度繰越金 2 億9,692

万1,000円、財源内訳、国・県支出金9,607万5,000円、地方債1億9,800万円、一般財源284万6,000円であります。当事業については、公営住宅建設に関する費用であります。

同款5項都市計画費、事業名、特定地区公園整備事業、事業費1億874万3,000円、翌年度繰越金1億800万円、財源内訳、国・県支出金3,400万円、地方債7,400万円であります。当事業については、義名山運動公園整備事業であります。

10款教育費3項中学校費、事業名、中学校管理経費、事業費3,830万6,000円、翌年度繰越金880万円、財源内訳、一般財源880万円であります。当経費については、犬田布中学校プール塗装工事に要する経費であります。

同款6項社会教育費、事業名、町誌編纂事業、事業費1,108万6,000円、翌年度繰越金324万5,000円、財源内訳、その他320万円、一般財源4万5,000円であります。当経費については、町誌資料印刷に要する経費であります。

同款7項保健体育費、事業名、給食センター建設費事業、事業費106万円、翌年度繰越金106万円、財源内訳、一般財源106万円であります。当経費については、給食センター建設予定地の測量に要する経費であります。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農林水産施設災害復旧事業、事業費530万2,000円、翌年度繰越額403万9,000円、財源内訳、国・県支出金284万7,816円、一般財源119万1,184円あります。当経費については、農地災害復旧に要する経費であります。

事業費合計10億7,229万7,000円、翌年度繰越金合計7億4,327万7,924円、財源内訳、既収入特定財源1,551万4,419円、国・県支出金合計3億3,662万5,816円、地方債合計3億3,640万円、その他合計320万円、一般財源合計5,153万7,689円でございます。

以上で、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第2号について、質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

報告第2号、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について質疑をいたします。今説明のあった計算表の件ですけれども、翌年度の繰越金が7億4,000強余りと、非常に額面的に大きな額が繰り越しされております。

その事業等をこう見ていますと大事な事業でありますけれども、この繰り越さなければならない事由、財政計画がスムーズにやっていないのか、あるいは事業計画がうまく進んでいないのか、その2つについての説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

それぞれの事業の内容については各課より答弁していただきますが、繰越しについては前倒し予算であるとか、そういった兼ね合いもございますので、その計画性がないとかということではな

く、必要に応じての繰越し、または予算の計上ということでございます。

また、その詳細については各課、その事業内容については答弁させていただきます。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、2款総務費1項総務管理費、事業名、伊仙町クラウドファンディング事業につきましてです。まず、翌年度繰越金49万7,419円の詳細ですが、ご承知のとおり、戦艦大和慰霊塔再建に伴うクラウドファンディングを実施したところでありますが、その中で返礼品の中でマンゴー及びパッションを返礼品として選択された方が、いわゆる先行予約という形で選択をさせていただいたところですが、その出荷に当たりました今の時期になるということで、結果として年度を繰り越した中で返礼品をお届けするというので、それに対するお支払いも出荷もまだできていませんので、それができ次第、これが適切に執行されるものと認識しております。

それと、3款民生費1項社会福祉費の中の住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯生活支援特別給付金の件なんですけれども、これについてもご承知のとおり、国が物価高騰に伴う低所得者向けの給付金に係る事務が年度をまたがって新たな施策として通知が来たところにより、また、事務事業も年度をまたがるということで、こういった観点からこういった形で繰越金として掲載させていただいておりますので、ちなみに、今、この給付金事務につきましては、未来創生課、子育て支援課、地域暮らし支援課ともに関係各課が連携をして給付金の特設のチームをつくりまして対応し、また、給付金の対象世帯を洗い出して、その給付金を支給するまで一括して対応するように今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。

2款総務費の戸籍住民基本台帳費につきましては、今、戸籍法が改正されまして、ふり仮名を振るように義務づけられまして、そのシステム改修がちょっと会社のほうが、受けたベンダーのほうが遅れているということで繰越しをさせていただきました。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業創出緊急支援事業、翌年繰越金2,464万円ですが、こちら令和6年3月議会において奄振の前倒し予算で予算獲得いたしまして計上させていただいております。堆肥散布車の導入になります。本案件につきましては、本議会について契約の案件として議案を上程させていただいております。

次の農産漁村発イノベーション等整備事業、こちら、ご存じのとおり設計段階で様々な問題等を生じており、翌年度に繰り越したものでございます。現在、完成検査等も全て終わり、補助金交付の手続を行っているところでございます。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

7款商工費1項商工費、事業名、観光費管理経費の27万5,000円につきましては、クラウドファンディングにおきまして慰霊祭参加ツアーということで27万5,000円、これに関しましては慰霊祭自体が4月7日なのですが、旅券などの発注など年度をまたいで費用を捻出するため繰越しとさせていただきます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策事業費になります。この事業につきましては、阿三中山線外7路線の改良工事を計画していましたが、そのうちの5路線については年度内で完了しております。残りの3路線についても年度内発注及び竣工を目指しておりましたが、令和5年11月より事業調整を進めた再編関連訓練移転等交付金事業は令和5年度で完結しないといけない事業であり、最優先に進める必要があったため、過疎対策道路事業を繰越しとした次第であります。

現在、繰越し事業、3路線の改良工事のうち2路線は発注済みであり、残りの1路線についても他事業と調整を図りながら9月までの発注を目指しております。

8款2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、主に2つ理由があります。1つが阿三中山線において平成30年度から国有林の保安林解除及び買収を目指し、測量から申請等を進めてきました。その中で隣接畑総地帯の登記図面に誤りがあったため、地図訂正及び地籍構成を必要としたため不測の日数を要しましたが、令和4年9月1日付、農林水産省の告示により保安林解除され、令和5年11月16日に国有財産売買契約を締結し、令和5年12月11日に所有権移転登記等が完了いたしました。これにより、阿三中山線の用地取得は全て完了しております。

現在は、公共事業環境アドバイザーを派遣していただき、工事区域の希少植物等を調査した上、移植の計画を進めています。

工事としては、改良工事及び舗装工事を進めるとともに、谷部を埋める補強盛土工事等を予定しております。

あと一つが、現在、サクマ板割線において総合補償業務を行っております。用地補償及び建物等補償の交渉業務になります。この業務で契約内定を頂き、令和6年の4月から用地補償及び建物等の補償契約を締結する予定としております。このように用地取得に不測の日数を要し事業工程が遅れたため、年度内に完了しないこととなり、繰り越しするものであります。

明許繰越しについては9月までに全ての工事が発注できる見通しでありますので、よろしく願いいたします。

3項港湾費、事業名、港湾管理経費になります。測量業務委託料につきましては面縄港要望活動の状況変化等により、事業計画の見直しにより発注が遅れていましたが、令和6年3月に地形測量業務の発注を行い、契約繰越しとし、令和6年7月の完成予定になります。

また、面縄港物揚場補修工事は補修設計業務が令和5年9月に完了し、令和5年11月に発注しております。

潜水士の確保や潮の潮位により作業ができない不測の日数を要したことにより、工程が遅れたため繰越しとしたもので、現在は、工事自体は完了しております。

4項住宅費、事業名、住宅管理経費になります。解体撤去委託料において、面縄網畑団地解体業務を令和5年度内に行う予定でありましたが、建築や改修工事の発注に不測の日数を要したため、解体業務の発注が遅れ繰越しとしたものであります。

令和6年4月に発注済みでありまして、現在施工中であります。完了予定は6年7月中旬を予定しております。

最後に、事業名、公営住宅建設事業費になります。令和4年度事業において、資材高騰のあおりを受けて計画や積算の見直し、予算補正を余儀なくされ、発生した3億円近い繰越額と5年度に集中した建築工事の影響により、現年度工事を消化しきれなかったための繰越しとなっております。

ここ数年繰越しで現年度予算が消化できない状況を踏まえて、6年度住宅事業費を1億円程度抑えております。今年度でこの状況を解消できるよう早期発注に取り組み、令和7年度からは通常執行できるよう努めていきたいと思っております。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

6款農林水産業費2項農地費の610万円ですが、これはオルソ画像航空写真の更新事業でありまして、昨年、梅雨明けから10月に撮影を開始したんですが、気象条件や天候不良のため再度撮り直しが行われ、12月8日に最終の撮影が完了しております。撮影から納品まで4か月要することから今回難しくなり、繰越しとなった案件でございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費ですが、これは昨年8月の台風6号の影響で農地のり面が崩壊した案件でございます。昨年12月に国、県の査定を受け、3月15日に交付決定を受けており、年度内の完了は難しいということから繰越しになった案件でございます。

以上で終わります。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

8款土木費5項都市計画費、特定地区公園整備事業1億800万円の翌年の繰越しにつきましては、こちらは主にグラウンドの整備事業となっております。当初計画の設計では野球、サッカー等の多目的球技場の設計でしたが、町民体育祭やその他陸上競技等ができるような設計の変更に時間を要したための繰越しとなっております。ただいま設計のほうは発注済みでございます。

10款教育費6項社会教育費、町誌編纂事業でございますが、こちらは資料集3として広報「いせん」の縮小版を発刊予定でございましたが、当初の計画は平成以降を計画しておりましたが、昭和40年から遡って印刷することとなったため、納期延長になったための繰越しでございます。

○教委総務課長（町本 勝也君）

10款教育費3項中学校費についてご説明いたします。

総務課長から言いましたが、先ほど説明さし上げたとおり、犬田布中学校のプールの塗装工事でございますが、令和6年の年明けに入札を行いました。辞退者が多く不調となりました。工期を鑑みまして年度内の完成は難しいということで判断をしまして、翌年度に繰越しをしております。現在、プールの使用に関しては特に問題はございませんが、犬田布中学校のほうでは今授業が実施されておりますので、授業完了後、7月から8月以降に再度、入札をかけて塗装工事を実施していく予定でございます。

○学給センター所長（森 一途君）

ただいまの質問にお答えいたします。

給食センターの現地建て替えを検討するに当たり、3月の全員協議会でも議員の皆さんに説明しましたけれども、現地の横の崖がありますけれども、そのがけ下から建築物との間に崖の高さの2倍以上の距離がないと建物が建てられないという問題が出てきまして、建設地測量が急で必要となりましたので、教育委員会、財務とも協議して令和5年度繰越明許費予算で組ませていただき、現地の測量を行い、先月で測量は完了し、委託業者より報告を受けております。

詳細につきましては、また、明日の一般質問のほうでも出ていますので、また述べさせていただきます。

○14番（美島 盛秀議員）

今、各事業担当課のほうから説明等がありましたけれども、要するに事業を計画はしても予算面、財源面が間に合わなかったとか、あるいは設計の遅れとか、あるいは工事発注が遅れたとか、いろいろそれぞれ理由があるわけなんですけれども、やはり行政の仕事は計画をしたら、それを即実行できるスピーディな進行が必要だと考えます。これは予算が伴いますから、それで言いました7億4,300万、これだけの多額の繰越明許を出す自治体はありますか。私はこれだけいつも財政計画あるいは事業計画はしっかりとマッチングできるような計画をなさいと度々申し上げてきたつもりなんですけれども、これだけの執行残が出るということはいかかなものかなと思っておりますので、しっかりと今後、財政計画、事業計画がうまくかみ合うような進行を進めていただきたいとお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について質問いたします。

3款の民生費でありますけれども、もうちょっと詳しい説明が、お願いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

3 款民生費の住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯に関する給付金事業ですが、簡潔に申し上げると、物価高騰に伴い、低所得者世帯に対して昨年 1 回 3 万円を上げましたが、その後、追加支給ということでプラス 7 万円、合計 10 万円を給付していただきたいということで国から通知がありました。その後、また住民税均等割世帯というところに新たな枠を設けて、そこに対しては一括で 10 万円を支給してくださいということで、これも国のほうから通知がきました。

さらに、低所得者の世帯の中で 18 歳以下の子どもさんがいらっしゃる世帯に対しては 1 人当たり 5 万円を追加給付として、していただきたいということで通知がきています。

国においても物価高騰に対して各自治体にそういった通知を断続的に出してはいるものの、自治体としてもなかなか世帯の収入、そして対象の抽出作業等にかかなりの労力を要しております。ですので、今現在、繰越明許費のほうで予算額を載せてありますが、今後さらにこの額が変動があるかと思えます。

実際に、これは伊仙町のみならず、他の自治体においても同じような形で質問が全国から内閣府に寄せられております。特に世帯の対象なのか否かということとか、その収入によってどういった形で対応するべきかとか、それぞれの要望があり、それが全国の自治体に共有されておりますので、そういったところも踏まえながら速やかに対象世帯に給付金が給付できるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○7 番（清 平二議員）

この給付金は国・県の支出金のみでやっているわけですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

これは国の物価高騰対策ですので、全額国です。町の持ち出しはございません。

以上です。

○7 番（清 平二議員）

やはり住民税金等割とか低所得者子育て世帯とかありますので、建築関係その他には一般財源を使ってやっているわけですがけれども、やはり町も一般財源を使ってこういう世帯の支援はしてほしいと思うんですけれども、国、県を頼るだけじゃなくて、やはり町長もさっきおっしゃってましたけれども、子育て世代が伊仙町から他町に行っている方が多いということをおっしゃってましたけれども、やはり他の町でもこういうことを一般財源を使って支援していただきたいと思えますけれども、これに繰越明許に出てきて急にあれですけれども、そういう町としての支援策はあるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

清議員のご質問に対して答弁が適当かどうかは別として、今、この給付金とは別に重点支援メニ

ューということで別個に事業が3,000万余りの限度額に来ておりますが、それについては令和4年、5年、2年連続で畜産農家の経営支援として、それぞれその年度ごとの競りの上場頭数等を実績の根拠として給付しているところではありますが、それ以外の町単独での給付金とかそういったものについては、今のところ計画してございません。

まずは、国の出す経済対策なり物価高騰対策なりを町としても注視しながら、そこに対して、財政状況にもよりますが、またテコ入れをどういった形でするかとか、そういったものもしっかり検証しながら取り組んでいくことが望ましいと思っておりますので、清議員のご質問の中である要望についても、また我々としてもまんべんなく給付できるような形で創意工夫を図っていきたく思います。ありがとうございます。

○7番（清 平二議員）

最後に、町長にお伺いします。やはり子育て世代をやっぱり大事にして、伊仙町で若者を育てるということをしていただきたいと思っておりますけれども、今後、ぜひそのような予算立てをしていただきたいと思っておりますが、町長のお考えを示していただきたいと思っております。

○町長（大久保 明君）

今、担当課長、各課、いろいろ説明がありました。この優先順位をどうするか、それから集中的にどうするかということに関しましては、やはり子育て世代が優先になると思っております。

しかし、同時にいろんな住宅政策も子育て世代だというふうに理解していけば、そちらのほうにいろんな他の政策もいろいろある中で優先順位を決めてやっていく中の最上位にしていきたくとは考えております。

各担当課は本当にいろいろ大変ですけれども、こういうときにやっぱりいろんな徴収率を上げるとか、そういうことも同時にやっていかなければ町の財政そのものは厳しいわけでありまして、その辺は各担当課、そして課長の考え方、課長会のほうもいろいろしっかりとしたテーマを課横断的な形でやっぱりやっていくことがより重要ではないかと考えています。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、子育て支援、それから低所得者、それから住民税等の非課税世帯、こういう方々にやはり注視して、令和6年度の予算内で伊仙町もそういうことができるようお願いして質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号、令和5年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてはこれで終結します。

報告第3号、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

報告第3号、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書をご参照ください。

10款教育費2款小学校費、事業名、学校建築費、支出負担行為額1,713万8,500円、支出済額1,713万8,500円、支出負担行為予定額866万1,500円、翌年度繰越額866万1,500円、財源内訳、一般財源866万1,500円、説明については記載のとおりでございます。

同款同項、事業名、小学校学校設備費、支出負担行為額1,708万8,865円、支出済額669万4,865円、支出未済額1,039万4,000円、支出負担行為予定額87万135円、翌年度繰越額1,126万4,135円、財源内訳、既収入特定財源400万円、国・県支出金554万7,000円、一般財源171万7,135円、説明については記載のとおりでございます。

同款3項中学校費、事業名、中学校学校設備費、支出負担行為額915万1,800円、支出未済額915万1,800円、支出負担行為予定額509万4,200円、翌年度繰越額1,424万6,000円、財源内訳、既収入特定財源520万円、国・県支出金263万7,000円、一般財源640万9,000円、説明については記載のとおりでございます。

以上で、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第3号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号、令和5年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、これで終了します。

報告第4号、令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

報告第4号、令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告でございます。

予算繰越計算書のほうをご覧ください。

建設改良費です。水道管の耐震化事業が令和6年度で5か年計画の最終年度を迎えているところでしたが、厚生労働省から国土交通省への移管に関して予算を前倒しで請求をして、翌年度繰越ということで令和6年度で5,000万円繰り越して執行するところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第4号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号、令和5年度伊仙町上水道事業会計予算繰越の報告については、これで終了します。

ここで、しばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時02分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第10 議案第32号 伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議案第32号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第32号は、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第32号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結について補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口 智旭君）

議案第32号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結について、補足説明をいたします。

伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入となります。納入場所、大島郡伊仙町古里744—1、伊仙町堆肥センター。購入契約額、2,436万5,000円。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町検福121番地、豊島自動車工業、代表取締役豊島克仁。

本事業は、先ほどもありました繰越明許計算書にも記載のございましたように、令和5年からの繰越明許となっております。令和6年3月議会の補正予算において予算化し、令和6年、事業を実施するものでございます。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第32号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約の締結は可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第33号 伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第34号 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例

△ 日程第13 議案第35号 伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第36号 伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第33号、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第34号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例、日程第13 議案第35号、伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について、4件を一括して議題いたします。

提出者より提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第33号は、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例、議案第34号は、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例、議案第35号は、伊

仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号は、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第33号、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第33号、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

本条例の一部改正におきましては男女共同参画の推進に関する基本的な計画策定に当たり、伊仙町男女共同参画推進協議会の意見を反映させるための改正となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第33号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第34号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

それでは、議案第34号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例に補足説明いたします。

今回の条例改正について、一部改正ではなく全部改正になった理由として、内容を大きく3つに分けて説明したいと思います。

この条例、第1条から3条にて、建物の設置と施設の機能、役割の定義、第4条から第5条にて、社会保障として行う役割と提供をされるサービスの基準の定義、第6条から第10条にて、設置者である伊仙町が代理運営させる根拠と基準の定義で、第11条にて、4条、5条で行った際の報酬、料金等の基準の定義をしています。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第34号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について質疑をいたします。

去年の9月議会で、この問題が発覚しまして質疑をした経緯がありますけれども、現在、その当時指摘をされた第4条、実施すべき事業が、5項目だったんですか、あったと思いますけれども、その事業が今順調に行われているのか。また、定数等を満たしているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、この施設関係で規定されている事業の展開ができていないか、昨年9月ですか、止まった事業に対してのことだと思うんですけど、現在、理事会等を開き、運営状況を見直して、また、再開への段取りをしていくということで協議して進行している途中であります。

実際、現在行われているのが特別養護老人ホーム、老人ホームとしての運営、ショートステイ及びデイサービスが現在止まっている状況であります。

すみません、今現在での利用者の人数は細かい数字を今は押さえていませんので、現時点での入所者を確認をして報告したいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

当時5月の議会のときに町長は、県からのその報告を知らなかったと、3日前に知ったということだったんですけども、この条例等を見ますと、町長が許可をした者が老人ホームの指定管理ができると、これは町長の権限で管理をしているわけですから、町長はこれを全部把握していなかったのではないかと当時、知らなかったということで、当時の課長が口頭で町長にも伝えているということで町長は答弁ができなかったわけなんですけれども、その後で町長はきちんと整理をして、条例を検討して、スムーズにいけるように取り組みますという答弁でありました。

そういう観点から、これ一番大事な今後の町長が掲げている老人福祉関係の事業でもありますし、その町長が知らなかったということは、私はいかなるものかなと思うわけで、今質疑をしたのはそ

の事業が順調にいつているのかどうか確認をしたわけでありまして、まだ検討中ということ、非常に事業所を利用していただいておりますが、困っている状況だということもまだ聞いております。

そういう中で、社会福祉協議会の会長が交代したというようなこと等を含めて、その運営状況の在り方、例えば職員が足りなくなる、すぐ辞めていく、こういう状況が続いているということなんですけれども、その職員の定数、そこらあたりの運営状況を分かっている範囲内でお尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

今、美島議員が話したとおり、私も細かい点に関しましては把握していなかったわけでありまして、前回の質問の後、社会福祉協議会の体制とかそういうことも刷新してなったと思います。そして、今後ともいろんな管理者をどうするか等、いろいろ議論いたしまして、内部はかなり改善されてきていると今感じておりますので、まだまだ以前のような体制には戻っておりませんので、今後とも改めてきたことを推進して新しい会長も決まりましたし、施設長も明確になってまいりましたので、その辺を私は指導しながら健全な経営になるよう、今後とも努力してまいりたいと思いますし、伊仙町も高齢者も少なくなる状況になっております。これは全国的にそうでありますので、その対策として経営がさらにうまくいくためには、出身者の方々に島に来てもらうとかいろんな対策を取っていくことが重要ではないかと考えておりますので、町の管理にもなりますから、今後とも定期的な形でいろんな情報を交換しながら、チェックをしながらやってまいりたいと思います。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに指摘のあったようないろんな運営状況であったり、仙寿の里として設置定数等は満たしてはいるんですけど、中の管理運営等に関しては一法人に委託をしている状況であります。その中の運営状況、いろんなものに関しては、その理事会の中で指導し、図っていくものだと認識しております。理事会のほうに助言であったり情報の提供のほうを求めるんですけど、そこに対して指導内容としてはこちらのほうではまだ入っていない状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

今、町長のほうから運営状況がちょっとおかしかったという内容だったんですけども、去年の9月のその1年ちょっと前に、福祉協議会の会長とそれから職員とのトラブルがあったということで、その当時も私は議会でなかったんですけどもいろいろ聞いた記憶があります。

そういう中で、外部団体に委託している、町が委託している、こういうような施設等の運営の在り方、まだ他にもそういう施設はあるわけですけども、そういうところの管理運営、委託状況がずさんすぎる、管理がうまくいっていないというのが現実じゃないかと考えられます。ですから、いつも申し上げているんですけども、やはり町長は出張が多すぎて、副町長がいない、まだまだ決まっていない、こういうような状況をつくり上げてきた町長の私は責任は重いと考えておりますけれども、そこら辺り、町長、今後、あとこの前の発言の中でも次期選挙に出ないと発言しました

けれども、そういう状況の中で、あと1年半、運営が町長の施政方針等、そういう計画がうまくいけるものと考えておりますか。町長、そこらあたりどう判断しているか、認識をお尋ねいたします。

○町長（大久保 明君）

仙寿の里に関しましては、いろんな介護士等の補強も含めて、特に人数がそんなに極端に足りないわけではなくて、これからどんどん通院する方も含めて増やしていくような形にはなっていくのではないかと思います。

いずれにしても内部でのお互いの職員とか施設長とかの意見のすれ違いというものはあったのではないかと思いますので、このことは、今、順調にやっていると感じております。

私が1人で全部やっているわけではなくて、副町長の件に関しましては最適の方がいたとすれば、任期中にでもそれができたらとは思っております。これから多くの、議会も含めて、伊仙町は是は是、非は非という形での議論を進めていかなければならないと思っております。これからもいろんな課題が出てくるとは思いますけれども、伊仙町の執行部と職員もかなり副町長がいない中、総務課長なども非常にストレスを感じながらやっていることに関しては申し訳ないと思っております。それをいかに補填していくかということも含めて、議会とのいろんな議論の中も是は是、非は非という形で進めていけるよう、これからも最大限の努力をしてみたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

ありがとうございます。大事な老人福祉事業でありますので、これから高齢化が進んで、まだまだそういう施設等に入所を希望する人は出てくると、今でも待機者が多いと聞いております。そういう中でそういう運営をしていく、指定管理を受けて運営をする事業者、こういう人たちのもっともっと運営状況のモラル向上に執行部も一丸となって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第34号、伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号、伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議案第35号、伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

平成29年7月に、伊仙町観光公園犬田布岬が国立公園第三種特別地域に指定されたことにより、第9条、行為の禁止及び第10条、利用の禁止または制限については、現行の自然公園法第4節保護及び利用、特別地域第20条第3項に準じた内容となるように削除し、第7条、利用時間をなくさみ館資料展示室及び伊仙町歴史民俗資料館の利用時間と合わせるために改正いたしました。

また、第8条、利用料金に関する記載が伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例規則に制定されていなかった現状を見受けられましたので、規則の改正も行い、料金設定をしてまいりたいと考えております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第35号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

昨日の全協の中で説明があったんですけども、そのときにもらった資料はちょっと手元にないんですけども、その管理の中で、資料展示場の利用料が100円、それから多目的室の利用料が3万円、電気代それに入れて4万1,000円、こういう使用料をもらうわけなんですけれども、確かに去年の資料をもらったときに、施設内で入ってきたお客さんの統計がやがて5,000人近くだったと思います。その5,000人近くの人から100円ずつ、今までもらっていなかったわけですよ。条例を変えて100円ずつもらうということになれば、50万ぐらいの年間のお金が入るわけでありまして、そして、3万円の家賃が収入があります。36万円、80万ぐらいの収入がある。これでその観光施設を運営できるはずなんです。そうするとまた余計に委託料を支払わなければいけない、トイレの掃除とか、あるいはそれに必要な備品と差し引いても私は何十万かのお金が、入館料が入ってくると計算されるわけなんですけれども、その入ってくる観光客から頂くお金で私は職員を1人、常駐できる職員がおっても構わないのではないかなと思います。そうすれば、年間のお客さんの数とか、あるいは観光、掃除関係、あるいは観光案内、あるいは多目的施設を借りている人の休日、そういうときにはその職員が管理できるということでそういうメリット等が非常に大きいわけなんですけ

れども、そういうこと等を条例で定めて、そしてきちんとした管理運営をすれば、私はどこの公園でも、あるいはどこのそういう施設であつても入館料とかあるわけですから、特にこの岬の場合は100円ぐらいだったら私は一番安い料金じゃないかなとも思います。ですから、そういうところの管理でもらうものはもらう、払うものは払うという、きちんとしたそういう計画等をもっと的確な数字で表して条例を定めていただきたいと思いますと思うんですけれども、そこらあたりの今後の在り方について、できるのかできないのかお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

今後の管理運営に関しましては、また利用状況等を見て、また課内、そしてまた総務のほうとも話し合い、管理のほうをしてまいりたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

今、借りている人、その人はこの前の張り紙を見たら3日間の休み、休業というふうなのを見た記憶があるんですけれども、私はああいうところは土日がお客さん多いわけですので、休みにしないほうが、交代してその人が来ないときには頼んで、職員を配置した場合に土日は休みですから、その場合はその代わりの代替えでカバーするとか、観光地を休みというのはどうかなと思いますので、やはり観光地、観光目的で来るお客さんを大事にすると大切にすると、そして島の観光地の活性化に努めていただきたいと思いますと思うんですけれども、土日の休みじゃなくて、平日代替えをおいて、もう1年中無休と、公園ですからお客さんのニーズを考えて取り組むべきだと思うんですけれども、そこらあたり土日もオープンできるのか、町の施設でありますのでできるのかできないのか、検討していただきたいと思います。

○町長（大久保 明君）

岬の施設に関しましては、補助事業でやった形であります。あそこは、本来は喫茶店ではないわけでありまして、この戦艦大和の慰霊、いろんな資料等を展示するということが主眼であったと思います。それから、2階のほうはいろいろバーベキューやったりとかそういうのが横のほうにもありますから、そういう形で島内の方々が自由に参加できるという状況であったと思いますので、その点を再度、今こういうショップをやっている方と今後どういう形でやっていくかということはこれから犬田布岬は皆さんのおかげで慰霊塔も修復できましたし、それからいろいろホテル関係の方が、これはこの前、東京のほうで専務とお会いしましたけれども、直行便が非常に鍵であるということなどをおっしゃっておいりましたので、そういう状況の中で直行便とかが来たら、自然遺産ということもありますけれども、いろんな景観としたら犬田布岬に勝る場所はないわけでありまして、そういうことも含めて総合的な協議をして、これはこの前、私がお会いした有名なホテルの専務は、場所すら大体選定をしている状況ですけれども、ただ直行便が来るといのが条件でありましたけれども、そういうこれからの観光問題を含めて、奄美大島とか他の島に加えて徳之島全体としていろんなそういう受入体制は正直言って弱いと思います。道路に関しても一周する道路がまだまだ島

内全体であれば、危険な場所がかなりあることも含めて、オール徳之島という形で観光連盟を中心にいろいろ新たな方向を決めるような協議を3町を含めてやっていくということも大事であると思います。

そして、昨日も観光客がよくある方の家に来てトイレはないかということを知ること、担当課長を2人連れて行って、西部のほうですけれども、場所も見てやっぱり犬田布岬から伊仙まで県道沿いにやっぱりないということは非常に恥ずかしい話であります。そのこともやっぱりそれからどんどん進めていきたいと思うし、また、伊仙町で、今、我々も反省しなければならないんですけれども、道の清掃がよくないとか、ああいうこともよく聞きますし、そういうことも含めて看板の設置も古い看板が多いというのを聞いておりますので、きゅらまち観光課だけでなく、これもあらゆる部署、経済課も含めて、未来創生課も含めて、総合的な形で議論しながらしっかりしたトイレが設置できて、みんなが来てよかったと思うような環境づくりは、これから今まで以上に必要になってまいりますので、美島議員に言ったことも含めて、もてなしの町とするにはどうしたらいいかということも含めて、それから高齢者の施設をどうみんなで頑張って多くの方々がさらに入居できるように、入居したいと思われるような施設にしていくというような努力が今後とも必要だとは思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第35号、伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

先日お渡した資料にもございますが、人口減少に伴う水道料金の減少、エネルギー資源・資材の高騰や施設・管路の老朽化による建設改良費の増加により、今後、水道事業の資金不足が見込まれることから、今回料金の見直しを行った次第でございます。

給水条例の中の一般家庭家事用、官公庁用、営業用の3つの用途の部分ですけれども、こちらを基本料金を現在1,200円から1,450円、従量料金7 m³から1 m³を増すごとに130円を160円へ、一律変えていきたいということでございます。

ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第36号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この件についても、昨日、全員協議会の中で説明をしていただいたわけなんですけれども、料金を値上げするということは、よっぽどの町民の理解を得らなければいけないと思います。

そこで、集落座談会のときに説明をしたと聞いておりますけれども、その集落説明会に出席した人が、あるいはそれに対して町民の何%ぐらいが出席をして、その人たちがどれぐらいの理解ができたのかということをお尋ねをいたします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

1月中旬から始まりました座談会のほうで21回ですか、集落のほうを回って説明をさせていただいたところでございます。実際、参加者の中からやはりいろんな意見がありまして、もう少し水質の改善をやってほしいと、しっかりやってくれというようなお話があったり、数名はやっぱりそれはもう賛成だという声も多々聞かれました。人数的なものはちょっと何%というのははっきり申し上げることができないんですけれども、また今後、今議会終了後、町内広報で全戸配布を行い、町民の皆様のさらなる周知を図っていききたいかと思っているところでございます。

○町長（大久保 明君）

21回の集落説明会で452名が参加しております。これはもうだぶらないようにした形で計算いたしました。

その中で水道料金に関しましては、やっぱり何回も何回も言って、その町民の方々に理解をもらうということ、例えば利用者も減ってきたということで、料金も個人的に一人一人は高くなっているわけですから、そういうことも含めて集落説明会で多くの説明をしたんですけれども、水道料金に関しては、それに特化した形で粘り強くやっぱり町民の方々に説明を何回も何回もして理解をしていただけるような努力がまだまだ足りないわけですから、そうしていかなければ、今後のやっぱり水道行政というのは新しい水をまた山のほうから引いていかなければならないような状況を

どのように経営というか運営していくかということを考えたら、もう上げざるを得ないという状況をしっかりとかっぱり多くの町民に理解する努力をもっともっとやっていって、そのときにはある程度いろんな苦情のある方もいらっしゃると思いますけれども、そののところがやりながら理解をしていただくということが重要であると思っておりますので、これは課長と含めて改めて各集落に赴いて行って、水道料金のことだけでも議論をして理解をしていけるようにすることが必要でありますので、課内とも相談して、水道課とも相談してやっていきたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

これは運営上、料金を上げなければならないという事情も分かります。町民もこれあたりは理解をされると思います。ただ、この水道水を飲まないで買って飲んでいる人が多い。以前も質問したことがあるんですけども、各家庭に必ず水を冷やして飲むクーラーですか、ああいうのがあって、水を買って飲んでいると。水道料は滞納してもそれだけは滞納できないから、払って買って飲んでいるという、なんかちょっと逆の発想じゃない考え方を町民はしているんじゃないかなと思うんですけども、私の家にもあります。こんなの何で買ったかとけんかもします。ただ小さい子どもがいるから、子どもにはこれがいいと言って、孫を盾に取って、孫にちゃんとした水を飲ませたいと言うんですけども、私はわざとそれは飲みません。水道の蛇口にわざわざ口をつけて飲みます。だから、この島の水が本当においしい水、そういう水という宣伝的なこともやっていないんじゃないかなと。本当にみんなの家庭にあると思います。それはまともに水道水料金を払っている人はいいと思いますけれども、払わない人が水を買って飲んでいるという、相当な無駄づかいをしている人がいるんじゃないかなと考えたりもいたします。

そこで、その水道料の年間の未納者、何件ぐらいで、そして額がどれぐらいあるのかちょっとお尋ねします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

水道料金の未納に関してですけれども、令和5年度3月末時点での未納なんですけれども、滞納額が約1,999万円、人数にして294名が、これが上水道の滞納でございます。簡易水道も令和元年度まで、令和2年度から上水道に合併したんですけれども、簡易水道の滞納に関しまして、金額が2,263万円、人数が166名が、今、未納の状態になっております。こちら今述べた人数なんですけれども、死亡されていたり、行方不明になっておられたり、そういった方ももう全て含まれておりまして、一応相談して分割で少しずつ納付していただいているような状況でございます。

悪質と言ったらあれですけれども、約束をちょっと守っていただけない方に関しては、給水停止を実施して、その都度解除というような形をしているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

今の滞納の額等は大体4,000万ですよ、4,000万にもなっている。これは町民への催促の在り方、徴収の在り方等を見直す必要があるんじゃないかなと思ったりもします。いろいろ家庭的な事情もあるだろうし、あるいはプライバシー問題もあるだろうし、水を買って飲んでいる等の件数を調べ

るとか、そこら辺りまでできない可能性もありますので、しかし、しょっちゅう町の広報紙とかで喚起していけば、私は時間で解決できる問題ではないかと思っておりますので、辛抱強く催促をしたり、丁寧な説明をして徴収量を上げるような努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

今、昨日からの資料を見たんですけれども、これは一般会計からの補填額6,325万円を補填するために値上げするのですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

これは令和4年度の決算なんですけれども、町税からの6,325万円の補填を町税の一般会計の負担を減らしていくというような条例になっておりまして、今、今議会で今の条例で料金改正を行えば、昨日、お渡しした資料の20ページのほうでもありますけれども、町税からの補填分が大体人件費のみ、職員の人件費だけを町税のほうからというような見込みで今考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

基本料金1,200円から1,450円、従量料金130円から160円、30円と150円の値上げをするということなんですけれども、さっき美島議員からもありましたように、今、町民の方は水道水を飲まないで水を買って飲んでいる。やはり、この辺からすると抜本的な改革をして、本当に町民に私は普段から言っているように、おいしい水、安全な水を飲ませるような抜本的な計画をしないと、行き当たりばったりの値上げじゃ、またやらなくちゃいけない、こういう抜本的な改革はあるのかどうかお尋ねします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

将来的に、このまま行けば、もうまた値上げをせざるを得ない状況に陥らないためにも、一応、今回約23%増の値上げでしているところでございます。

今後、この体制で運営、経営を行い、改善するよう努力をして未納・未収金を頂くような徴収率を上げて、町民の負担にならないように努めていきたいと思っております。

○町長（大久保 明君）

清議員が話したことは、要するにこれから買って飲むのを減らして、今から自然水を飲むような政策を早めに決めてほしいということだと思いますので、そうすれば買って飲んでいるそのお金が町の水道料金になるわけでありまして、それは決して不可能ではないわけでありまして、そういうことの方性を決めて対応していけば、清議員の言ったことは可能であると思っておりますので、それは年間計画をつくって、どこからその水を引いていくかということ、今までやら例えば西部

のほう少ないと、それからあそこの東側のほうからがいいんじゃないかとか、それから馬根の上がいいんじゃないかとか、いろいろそれを確かに自然水がいろいろな開発も含めて減っているかもしれないけれども、まだまだ集めようと思えば、例えば西部ダムの周辺はまだまだ水があると聞いておりますので、それをいかに飲料水としてやるかということは、これは本当に議論して調査してやっつけば、水の確保ということは大事であると思うし、本当にカルシウムがある、マグネシウムがあるということが骨にとって一番いいわけですから、ですから島の人は長生きしているわけがありますので、このまま市販飲料水を飲んでいくといつの世代か骨がものすごい弱くなるわけがありますので、そういう長期的な健康的なことも考えて水道管等もそういう方向で、要するにそのお金を事業に使うようにして、そして、そこからまた水道料金を安定した形で取れば、今の水道料金の2倍出してもそれ以上の水は飲めると思いますので、その辺はまた専門家も含めて議論していくことが必要であると思います。

○7番（清 平二議員）

今、水道水の買っているということがありましたけれども、役場の中にもこれを買って置いていますか、飲んでいる課がありますか。水道水を飲まないで、その水を買って飲んでいる課があるのか、各課長にお尋ねします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

庁舎内においてもお湯を使って活用して、ラーメンとかそういうコーヒーとかホットですぐ飲めるような感じで置いているのではないかなと思われる課が幾つかございます。

○7番（清 平二議員）

この質問に、私から言わせたら答弁できないということは各課にあるということで私は理解していますので、やはり町民の代表である皆さんが各家庭でも飲んでいる、役場の中でもこれを買って、安心して飲める水じゃないから飲んでいるものだろうと思いますけど、私は抜本的に改革をして、計画を立てて、町民に本当に安心して飲めると、150円とか30円とか値上げじゃなくて、抜本的にこういう計画で進めますので水道料をこれだけ上げますという提案をしてほしいと思うんですけども、一般財源から補填するために上げるという対策じゃなくて、やはり役場の中で計画を立てて、水道課だけじゃなくて総務課、各課含めて計画を立ててあげてほしいと思います。

町内を見てもみますと、伊仙町が水が一番高いような気がしますけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

現在、徳之島島内、両町におかれましては、やはり伊仙町のほうが、徳之島町とは、 20m^3 を使った仮定として319円ほど差額が、天城町に関しては470円ほどになっております。

また、なぜこういった伊仙町の料金が高いのかというのは、やはりどうしても川の水が少なく、地下水だのみで施設が多いと、どうしても高低差が激しいところがありましてポンプアップ、電気代が相当量がかかっているところでございます。

昨日の資料の7ページのほうでもありますけれども、類似団体との比較でもやはり伊仙町はどうしても施設数が多いということで、やはりこの分、経費がかさんでいるような状況だと思っております。

奄美群島の離島に関しましては、和泊町さん、与論町さんのほうはもう完全にもう機械、機械というか地下水なんですけれども、離島でも真ん中ぐらいでは今現在あるんですけれども、今後、また、料金、水質改善に向けて、どういった取組が一番いいのかというのを今検討していつてはいるんですけれども、また町民に提供できればと思っております。

○7番（清 平二議員）

私はこの条例を今回出したのは、まだまだ町民にもしっかりと行き渡っていないし、何かしら小手先の値上げだけということしか考えられません。そうじゃなくて、やっぱり抜本的な計画をして、町民に示して1,000円上げるとか、1,500円上げるとか、そういう計画を示してあげてほしいと思うんです。150円、30円上げる、こういう小手先の改革じゃなくて、やっぱり町民に安心して飲める水をやるんだったらこれだけの料金が要りますと、そして町民にも理解してくださいということをして値上げしてほしいんですけれども、ただ、一般財源に不足しているから、その分だけを見てくださいというのではちょっと私には理解がしにくい。滞納者も多い、滞納対策もしっかり取っていない。やはり、これは私は今回ここに上げてきたのは時期尚早だと思いますので、私はそういう具合に理解しているつもりで質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時23分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号について、他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

先ほどからいろんな議論がされておりますが、特に西部地区です。一部で石灰が濃いと、表流水に変えたんだけど川の水量が足りなくて、結局、地下水を上げているという話でしたけども、それで西部ダムの水を使えないかと議会で提案しているんですけども、西部ダムの水源を使うというその計画はどうなっていますか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

西部地区におかれまして石灰水が多い、川の表流水が少ない分、ちょっと地下水のほうが多い、

分量が多く入っていてミネラルというか石灰、そういった成分が多少ちょっと多く出ているかと思
っているところでございます。

今おっしゃられたように、西部ダムの水を活用するというお話でダムのほうの水質のほうはちょ
っと検査させていただいたんですけども、こちら管轄もちょっと違うんですけども、ちょっと
1点、その水を活用する、もし可能になったときに西部糸木名の浄水場の機械の対応がその水に対
応しきれんかどうかと、西部ダムからの水を時間当たり20 t、30 t、40 t取るようになって処理し
きれんかどうかという、そこがちょっと今疑問というか難しい、処理施設の機能でしたら、今20 t
ぐらいは賄えているんですけども、それを越してくると施設の改修が必要になってこないかなと
いうことで、ちょっと今、課内で協議をされていて、他の離島さんでも石灰を除去する機械設備、そ
ういったのを導入する費用と施設を改修する費用ということでちょっとそこら辺も見比べながら、
今後、対応していければと考えているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

西部ダムには犬田布岳のきれいな水が多分流れ込んでいると思いますので、今言ったのは糸木名
の浄水場の処理能力ということですか。それは水の入れる、水量を調整すれば何とかなると思うん
ですけども、それはいいでしょう。

町長、そちらの西部ダム、多分あれは県のものなのかなと思うんですけども、その水利権とい
うかあると思うんですが、それを町長、県と交渉してあそこの水を使うようにする考えはあるのか
どうかお伺いします。

○町長（大久保 明君）

今、富岡課長も話したように、これは私個人ではまだ行っていないんですけども、先ほどもち
ょうどその話をしたばかりで、あそこのお水と、それから白井の上のほうからも上のほうから引
くことは可能だと思いますので、将来的にはもうそうせざるを得ないんじゃないかと思ひます。

農水省とそれから交渉していけば、農業用水として現実ほとんど使っていないわけですから、
あれを使うというのは最も有効な水だと思いますので、浄水場の容量が少ない、小さいというこ
とですけど、それは補助事業等で近くにそれを造ることは町の補助事業でやっていけると西部のかん
水のときの地下からのカルシウムの量の多い水を飲む必要はないわけですから、それは非常にいい
ことだと思いますので、もう一回、県、国と交渉して、そして伊仙町議会の方々が全ての方々がそ
のことを推進していったら、その予算等に関しては、それは絶対やっていかなきゃならないと思っ
ていますので。

中部ダムも大分にごつていますので、今度は上のほう、水がない、ないとおっしゃるんですけ
ども、そんな上のほうは開発はしてないんです。だから、そんなに量が少ないと思ひませんので、将
来はもうそういう犬田布岳からの水を引いていくということがもう基本になるんじゃないかと思っ
ています。それに対して水道課も県と国とそういう話をしていくことは可能だと思うし、私もつい
最近、まだあれは農業用水だから飲料水には使えないと思ひていましたけども、時代がどんどん

んどん変わっていく中ではそういうことを無駄にはいけないわけでありますので、水道課と連携を取って早急にその戦略会議みたいなのをつくってやっていけたらと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、町として長期計画でも立てて着実に西部ダムの水が使えるように計画して行ってほしいと思います。

それと5億円かけて整備した東部の新しい浄水場です。あそこも東部ダムの原水が減ってポンプアップした水をそこに入れているとおっしゃっていたんですけども、それは今どうなっておりますか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

東部浄水場につきましては、今、安全に水を活用して、水を作って、皆さんに提供できている状態でございます。ダムも十分水があるような状態です。今維持しているところでございまして、雨とか、よほど年末年始の雨が降らない、ああいう時期に比べるとやっぱりああいうことがあるとやっぱり水がちょっと少なくなってくるかなとは思いますが、今、通常に運転できている状態でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

ありがとうございます、町民に、ぜひ安心・安全な水を供給するように水道行政をよろしく願います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第36号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第37号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更

△ 日程第16 議案第38号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（前 徹志議員）

日程第15 議案第37号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更、日程第16 議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更の2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第37号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項において、準用する同条第1項の規定及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案しております。

議案第38号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において、準用する同条第1項の規定及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第37号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

議案第37号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、補足説明いたします。

本件は、令和3年11月30日に行われました令和3年第5回臨時会において可決されました本計画の一部に変更が生じたので、議決を求めるものであります。

今回の一部変更に当たって、計画変更に伴う協議を必要とし、さらに議会の議決に付すべき事業として、過疎計画の23ページ、8、教育の振興の（1）現況と問題点並びに24ページ、（3）計画において、幼稚園の老朽化に伴う整備改修に関する文言及び事業の追加が挙げられます。

次に、27ページ、12、再生可能エネルギーの利用の促進の（3）計画において、地球温暖化対策実行計画策定支援業務の追加が挙げられます。

その他につきましては、軽微変更となっております。

詳細につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画参考資料及び新旧対照表をご参照ください。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第37号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第37号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明いたします。

本件は、令和3年6月8日に行われました令和3年第2回定例会において可決されました本計画の一部に変更が生じたので、議決を求めるものであります。

今回の一部変更にあたって、計画変更に伴う協議を必要とし、さらに議会への議決に付すべき事業として辺地総合整備計画の1ページ目をお開きください。

様式2-2、3、公共的施設の整備計画の道路橋梁の事業費の増額に伴い、辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更が生じたため、提案するものであります。

詳細につきましては、横書きの様式5-1をお開きください。

辺地総合整備計画表事業名及び事業内容をご参照ください。

町道阿三中山線、古里西伊仙線、面縄中山線の事業費変更が本議案の計画一部変更に該当する事業であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第38号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第17 議案第39号 喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第17 議案第39号、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第39号は、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定について、伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定及び地方自治法第244条の2第6項により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしく願います。

○議長（前 徹志議員）

議案第39号、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定について補足説明があれば、これを許します。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議案第39号、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定について、補足説明いたします。

施設名、喜念浜園地ロッジ指定管理の公募について、伊仙町ホームページにて、令和6年4月30日から令和6年5月13日まで掲載いたしました。1団体の申請があり、令和6年5月14日に選考会を経て、団体名、鹿児島県大島郡伊仙町大字喜念字兼久2-2、喜念浜環境保全育成会、代表者折田秀美。指定期間、令和6年7月1日から令和11年3月31日までを指定管理者候補として挙げております。

ご審議賜りますよう、よろしく願います。

○議長（前 徹志議員）

議案第39号について質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

議案第39号、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定について質疑をします。

この施設は何年に出来上がって、そして、何年から指定管理をしているか、また教えていただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

本施設に関しましては、平成21年4月1日より土地の賃借者契約を行っている状況です。

また、指定管理につきましては、今、手持ちの資料がないので過去に関しましては、また後ほどお示ししたいと思います。

○13番（樺山 一議員）

この施設は、今回、指定管理をされる喜念浜環境保全育成会代表者の折田秀美さんの親族の土地に町の予算を使って施設を建設した施設だと思っておりますが、間違いはございませんか。

そしてまた、これは補助金等を活用して造っているのか、また、その補助金が返済というのか、それが終わっているのか、償還が終わっているのかお尋ねします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時05分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

先ほどの質問にお答えいたします。

事業費に関しましては7,080万円、国2,124万、県2,124万円、市町村2,832万円となっており、償還関係に関しては資料が古いもので、現在すぐにはお出しすることができないので、後ほどお示ししたいと思います。

また、指定管理に関しましては、平成21年8月1日より指定管理をしております。

○13番（樺山 一議員）

例えば、このロッジに関しては、折田さんの親族の土地に町が建物を建てているということで、その当初、やはり折田さんに指定管理をさせる必要があったと私は思っているんです、土地の持ち主だからです。そして、今回公募をして、例えば公募が折田さん以外、他にいて、その方が例えば公募に応募して指定管理になった場合、やはりいろいろな問題が私生じてくると思うんです。それをもう償還が終わってれば、やはりこういうのは審議委員会等で話し合いをして、折田さんに払下げして、折田さんに運営させていくべきじゃないかと私は思うんですが、そのところ町長、どのようにお考えですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

償還関係の書類については、ちょっと今21年以前のものが見当たらない状態なので、また先ほど

きゅらまち観光課長のほうからもありましたように後ほどご提示させていただきたいと思います。

それと、その払下げ関係についてですが、本指定管理者の指定について、今回、議決を頂いた際にはまたその払下げについても、今後、審議会等を開催して払下げについてもまた検討していくことは必要かと感じております。

以上です。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、この折田さんの土地に町が施設を造っているわけですので、指定管理をずっとしていかなければならないと私思っているんですが、そこに対してやはり台風で被害を受けたら、やはり町が建物を修理したりとか、そういう経費もかかりますし、その償還が終わってれば、やはり審議会等を開いてそういう方向に前向きに考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第39号、記喜念浜園地ロッジ指定管理者の指定は、可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月12日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時11分

令和6年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和6年6月12日

令和6年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月12日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（樺山 一議員、久保 量議員、美島盛秀議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	町本勝也 君
社会教育課長	中富讓治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	大山拳 君	選挙管理委員会書記長	稲田良和 君
総務課長補佐	古川徹 君		

令和6年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	樺山 一 (議席番号13)	1. 教育行政について	①学校給食センターの建設計画が予定されているが、現在の進捗状況について問う。 ②教育長を任命するにあたり、任命者の基本的な考え方について問う。 ③教育長の職務及び服務について問う。 ア) 3月16日～17日に関西において「徳之島祭りIN尼崎」が開催されており、そのイベントへ町関係者と共に参加されているが、教育長の立場でぜひ参加する必要があったのか問う。 イ) 教育長を辞して、町長選挙へ出馬すると聞いている。また、数名の方に支持依頼を行っている様であるが、教育長として服務違反になると思われるが考えを問う。	町 長 教 育 長
		2. 伊仙町役場新庁舎建設について	①役場新庁舎建設の進捗状況及び今後の予定について問う。	
2	久保 量 (議席番号2)	1. 畑地帯総合整備事業及び畑地かんがい整備事業について	①町内における畑かん整備事業の進捗状況と整備計画及び同意取得率について問う。 ②畑かん整備事業完了後の事業計画について問う。 ③西部地区における新規畑総整備事業の可能性について問う。	町 長
		2. 堆肥センター運営について	堆肥のペレット化について、現状と今後の計画を問う。	
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の町政の姿勢について	①次期町長選挙へ出馬しないと第1回定例会(3月議会)で突然発表した、その真意について問う。 ②役場新庁舎建設の進捗状況について問う。	町 長
		2. 教育行政について	伊田教育長は、大久保町長の後継者として来年10月の町長選挙への出馬を予定し行動している様であるが、教育長としての責務について問う。	

3	美島 盛秀 (議席番号14)	3. 農業政策について	堆肥センターの運営状況について問う。 ①春植え、夏植えに対する堆肥や化学肥料の助成計画について問う。 ②地球温暖化による作物への影響があると考えられるが、今後の農業振興をどのように考えているのか問う。 ③糖業振興会における業務上横領事件の訴訟について、詳細を問う。	町	長
4	大河 善市 (議席番号3)	1. 住宅整備計画について	①公営住宅及び定住促進住宅整備計画について問う。	町	長
			②阿三カシナトウ団地の今後の整備計画について問う。		
		2. 農家支援事業について	①さとうきび農家支援事業の資材購入助成について問う。	町	長
			②さとうきび黒穂病の発生状況及び対策について問う。		
		3. 子育て支援及び移住者支援について	①子宝の町としての婚姻・出産・子育て支援策について問う。	町	長
			②保育料無償化について問う。		
③人口減少対策としての移住・定住者支援策について問う。					
5	清 平二 (議席番号7)	1. 職員の給与について	本町のラスパイレス指数は鹿児島県で最下位のようなのであるが、改善計画があるのか問う。	町	長
		2. 基金積み立てについて	①現時点での各種基金（一般会計分）の残高を問う。	町	長
			②積み立てられた基金に関し、今後の活用計画を問う。		
6	井上 和代 (議席番号1)	1. 町道・農道の整備について	①町道や農道の整備、管理はどのようになされているのか問う。	町	長
			②カーブミラーや停止線等の整備について、どのような対策を取られているのか問う。		
			③大雨や台風等によってできた道路の水たまりへの対応について問う。		
		2. 各種大会等の対応について	①郡内において持ち回り開催される各種大会等への対応に関し、町全体としておもてなしや支援が検討できないか問う。	町	長

6	井上 和代 (議席番号1)		②伊仙町として更に知名度を上げるための 取組みが検討できないか問う。	
---	------------------	--	---------------------------------------	--

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、樺山 一議員の一般質問を許します。

○13番（樺山 一議員）

町民の皆様、おはようございます。13番、樺山 一でございます。

令和6年度第2回定例会において、議長より一般質問の許可が下りましたので、質問をいたします。通告順に従って質問をまいります。

まず、第1番目に、教育行政について。①現在の学校給食センターは西伊仙西集落の故大原松重氏が建設用地の寄贈により建設され、昭和41年4月1日より完全給食化が開始されています。

現在の給食センターが竣工して54年が経過しており、給食センターの建設計画が予定されているが現地建て替えと聞いていますが、その後、その進捗状況について問います。

②教育長の任命について。教育長を任命するにあたり、任命者の基本的な考え方について問います。

③教育長の職務及び服務について問います。まず1番目に、3月16、17日に関西において「徳之島祭り i n 尼崎」が開催されていますが、そのイベントに町関係者と共に参加されていますが、教育長の立場でぜひ参加する必要があったのか、問います。

2番目に、教育長が令和7年10月施行の伊仙町長選挙に教育長を辞して出馬すると聞いていますが、また何名かの支持者に支持依頼をしたり、個別訪問を行っているようですが、このような行動は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第11条の6、教育長は政党その他の政治的団体の役員となり、また積極的に政治運動をしてはならないと規定してあるが、教育長の服務違反にならないか、問います。

2番目に伊仙町役場の新庁舎建設について。伊仙町役場新庁舎建設の進捗状況及び今後の予定について問います。

これで、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席から質問をします。

○町長（大久保 明君）

樺山 一議員の質問にお答えいたします。

学校給食センターの計画に関しましては、樺山議員が以前からこのことを、当初昭和40年にできたときのいきさつと、そして土地を提供していただいたこと等、私そのとき初めて分かりましたけれども、その後、給食センターを進めなければいけないということで議員とも話をして、取り付け

道路をどうするか等も検討してまいりました。

そしてまた、樺山議員の計らいで周辺の土地が元、町に提供してくれた方の土地が、他の方々が取得していることも、また交渉して今の給食センターの面積を広げるようになったことなどは、議員が一生懸命頑張っていることに関しまして感謝申し上げます。

進捗状況につきましては、給食センターの、現在の給食センターを残したまま新しい給食センターを土地を広くして造っていくようなことは、担当給食センター所長から聞いておりますけれども、正式なまた具体的な設計図は今幾つか案があるようでありますので、そのことも含めて詳細については給食センター所長のほうから答弁をしていただきます。

○学給センター所長（森 一途君）

樺山議員の建設計画、現在の進捗状況についてお答えいたします。

老朽化が進む現在の給食センターを建て替える計画ですが、昨日も説明しましたが、現地建て替えを検討するにあたり、崖の近くの建築物規定の問題が生じたので、繰越明許費予算で現地の測量を行い、先月で測量は完了し、委託業者より報告を受けました。

その結果、現在の事務所、パン工場がありますけれども、その場所が崖下から崖の高さの2倍の距離離れていて、基準を満たしていましたので、現在の敷地内に新しい建物を建設できるということが分かりました。

今年度、令和6年度は隣の土地所有者への用地交渉をさらに進め、隣の土地を含めた現地のスペースで建設可能な建物の位置を決め、境界測量を行い、建設用地を定めます。それに見合う建物の規模や設計を、昨年度から行っている給食センター建設推進協議会の中で協議いたします。

○13番（樺山 一議員）

前回の説明で、やはり給食センターが立地しているところに崖があるということで、西側のほうに崖があるわけですが、鹿児島県の建築基準施工例にはやっぱり崖上にある場合に、その崖の高さの倍以上の距離を置かなければならないと規定されていると思いますが、その規定内であったと理解してよろしいですか。

○学給センター所長（森 一途君）

今の建物はもうその基準を満たしていますので、適用になるかと思えます。

○13番（樺山 一議員）

それではちょっと伺いたいんですが、昭和41年、給食が始まったあの当時、あの当時は伊仙町の児童生徒は何名ぐらいいたのか、そしてまた現在は何名なのか、お答えいただけないでしょうか。

○学給センター所長（森 一途君）

昭和41年当時の人数に関しては、手元に詳しい資料がないのでお答え今できないので、後をもって調べてお渡しますけれども、現在の生徒数は約800近く、780とかそういった規模で今給食を提供しております。

○13番（樺山 一議員）

その当時と比べたら現在が800名、その当時だったら、その当時伊仙町の人口が大体2万人ぐら
いか、そうすればやはり生徒数は10倍ぐらいいたんじゃないでしょうか。それを、あの給食セン
ターで提供していたわけですので、やはり規模的にはそう大きく造る必要もないと私は考えており
ますが、規模的にどうですか、給食センターの規模は、面積規模といいますか、その給食センター
の規模をどれぐらい考えているのか。

○学給センター所長（森 一途君）

現在、給食センター建設推進協議会でお示ししている図案があるんですけども、それでいくと
1,200m²になります。

○13番（樺山 一議員）

では、今の給食センターは何平米ですか。

○学給センター所長（森 一途君）

パン工場もあるので、正確な数字をちょっと今持っていないんですけど、足して400とか500とか、
その辺になると思います。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、規模的には3倍ぐらいの面積が必要という試算が出ているという、理解してよろしいで
すか。

それと今、昭和41年代と比較すれば、やはりいろいろ法的に厳しい面も出てきたりいろいろして
いるわけですので、そういう形になるかも分かりませんが、しかしコンパクトにお金がかからない
ようにつくれば私はいいと思うんですよ。生徒数がこれから増えるわけでもないし。そういう面を
やはり考慮して、建設をしていただきたいと思います。

それから今、現在、用地取得とかそういう形で令和6年度からしていきたいということですが、
令和7年度からは過疎計画にもここに組み込まれて、やはり建設の計画がされていますので、その
令和7年度から着工できるように間に合いますか、そのところをお伺いします。

○学給センター所長（森 一途君）

過疎ソフトでお示した、令和7年度ということ、令和7年度着工できるかということだったん
ですけども、建設計画について改めてご説明したいと思います。

令和7年度は、基本設計、解体設計の作成及び現地の地盤やアスベストの調査、さらに土地購入
を行います。令和8年度が実施設計の作成及び一部建物の解体を行い、建設のスペースを確保しま
す。現在の調理場、パン工場を稼働しながら、令和9年度着工、10年度完成の計画で事業を進めま
す。

以上です。

○13番（樺山 一議員）

では、令和7年度から着工するのではなく、令和7年度から基本設計を進めて、着工するのは令

和9年度から着工するという予定になっているということですか。分かりました。

伊仙町の給食センターは、全国でも2番目に古い給食センターだと私聞いております。やはり設計計画を順調に進めて、早期の建て替えを希望します。ぜひよろしくをお願いします。

1番目については、これで終わります。

○町長（大久保 明君）

教育長の任命にあたり、任命者の基本的な考え方について申し述べます。

リーダーは、まずは人格とそれからリーダーシップがあるということが最低限必要であります。また、地元出身者が教育長としては島内の歴史、そして子どもたちのことをよく知っていることも含めたら、できたら地元の方が必要ではないかと思っておりますので、基本的にはそういう状況であるほうが、基本的な考え方と考えています。

○13番（樺山 一議員）

今町長の答弁にあったように、やはり教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも任命ということで、第4条で教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し見識を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとうたわれております。やはりそのとおりだと私も思っております。だが、新教育長制度になってから、やはり任期が3年ということで途中に辞職を促して、そして選任するケースが多々ありました。

これを、これから先そういうことがないような形でいきますということで、私の教育長の選任の質疑の中では答弁はいただいておりますが、これからはやはり教育長の任期というのがあるわけですので、その任期を全うさせて、選任したらその任期を、例えば残任期間で任期を選任する場合はその残任期間で、そして新しく3年間を選任する場合も3年間の任期ということで、やはりその任期を全うさせていくような形が私は望ましいと考えておりますけど、どうお考えですか。

○町長（大久保 明君）

今、樺山議員が申したとおり、基本的にはそれが望ましいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、教育長の話がいろいろ出ておりますが、任期を全うしない可能性もまたありますので、そういう点は気をつけていただきたいと思っております。

それと、令和6年第1回伊仙町議会臨時議会において、伊仙町教育長の選任が提案され、第25代の伊仙町教育長として伊田教育長が選任されております。そのときに添付していただいて、伊田教育長の履歴書がありますけど、この履歴書ありますか。事務局のほうはその履歴書ありますか。この履歴書に間違いがないか私、確認してみたいと思っているんですけど、履歴書がありますか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（樺山 一議員）

今の、その履歴書に間違いはございませんか。

○教育長（伊田 正則君）

この年月日については正確な把握はしていませんが、この勤務地を見る限りは間違いはないと思っています。

○13番（樺山 一議員）

私が聞いた話では、令和2年4月から令和3年3月まで徳之島教育委員会勤務というふうに履歴書には記載されておりますが、令和4年7月までの間違いではないでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

はい。そのとおりです。

○13番（樺山 一議員）

なぜ、そういう間違った経歴書を出して、これ私がなぜ何うかという、教育委員に令和3年3月に、伊仙町の教育委員に任命されています。教育長が。そのときの履歴書も、この履歴書と一緒にですか。私の手元はなくなっているものですから、それではないんですね。その履歴書を私持っていないので、それも一緒ですか、履歴書は。令和3年3月に伊田教育長が教育委員に選任されたときの履歴書と一緒にですか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（樺山 一議員）

令和3年3月から令和4年7月まで伊仙町の教育委員として、伊仙町の教育委員会に在籍していましたが、また同時期に徳之島町の教育委員会にも在籍するということが、伊仙町と徳之島町と両方の教育委員会に在籍するのが法的にできるのかどうか。

また、その間もちろん伊仙町では教育委員としての報酬ももらっていたと思いますけど、徳之島町でも報酬をもらっていたのか、伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条、兼業の禁止ということで、教育長及び委員は地方公共団体の議会の議員、もしくは町執行機関として置かれる委員会の委員、もしくは委員または地方公共団体の常勤の職員、もしくは地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職員を占める職員と兼ねることができないと規定されております。

この地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員というのが、再任用短時間勤務職員というふうに規定をされております。この法律の規定上、問題はないものと認識しております。

○13番（樺山 一議員）

法律上問題はなかったと。それはもう法律に規定されておればそうですが、やはり令和3年3月に伊仙町の教育委員に任命されたときの履歴書も、私が先ほど聞いた履歴書と一緒にすよね。あのときに、履歴書がまだ徳之島町の教育委員会に在籍するということであれば、我々議会はそのときに問題提起をしたりして、やはり選任しなかったかしたか、それは分かりませんよ。そういうことがある。

こういうやはり履歴書が違うということは、何らやはり問題はないということでは私ないと思うんですよ。私は、このときに教育委員に賛成していませんよ。例えば徳之島町の教育委員会にも在籍しているということが分かれば。そういう点は、倫理的にどうお考えですか、教育長。

なぜ、7月まで勤務しているのに勤務は3月で終わったということになったのか、その点について伺います。

○教育長（伊田 正則君）

3月の議会において教育委員は任命されたと理解してはいますが、その3月の時点では私が徳之島町教育委員会の指導官として勤務してると。3月の記載したことに對しては誤りではなかったと。その時点では3月は徳之島町教育委員会の指導官として勤務してました。そこで、そのことから3月に記載するということは、3月の時点で在籍しているわけですから、それは間違いじゃなかったと思っております。

それとプラス、ちょっと勘違いしてるかなと思うんですけど、私は徳之島町教育委員会の指導官は4時間勤務なんですよね。特別支援教育担当というのが各学校ありますけど、特別支援教育担当は4時間とか、6時間とか、8時間とか、本人の申し出によって勤務時間を変えることができます。

この方たちは、賞与だけで通勤費もそれから期末勤勉手当もありません。これと同じような扱いで、私の場合は4時間勤務で午前中とか午後とか、そういう4時間勤務でそのときにできる徳之島町教育委員会の指導官の仕事をしていたということで、もしかしたら常勤という形でそういう思いがあるかもしれませんが、常勤ではなくて4時間勤務の中で、今各学校に置かれている特別支援員と同じような扱いで勤務をしていたと。

特別支援員は、もちろん4時間の方たちはその4時間の勤務が終われば、あとパートしようが何

しょうが構わないというふうな勤務体制になっていますので、それと同じような感覚で受けていました。

以上です。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、教育委員のときはそのとき勤務していたので3月と書いたと。しかし、その後の教育長の任命ではなぜ3月と、令和4年7月まで勤務していたのに令和4年7月と書かなかったのか、伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員に任命された際の履歴書を、職歴を記載し、その後の教育長に任命された際、履歴書をそのまま、職歴をそのまま使っていたということで、そこに関してはこちらの記載ミスということでもあります。申し訳ありませんでした。

○13番（樺山 一議員）

教育長の故意的なものではなく、役場が単純にミスしたということですか。これがやはりそういう単純ミスが我々に勘違いを起こさせたりするわけですよ。そういう、やはりそういう単純ミス単純ミスといえば、世間は許すかも分からんけど、我々勘違いを起こして教育長を責めているわけですよ、私は。そういうところをぜひ弁明していただきたい。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたとおり、この教育長の人事案件の議案に、同意案件に関しては総務課のほうで作成しております。その際、作成する際に前回の履歴書をそのまま転用して、また新たに教育長の部分を追記しただけの形になってしまいました。そこに関してはこちらの作成ミスでございます。誠に申し訳ありませんでした。

○13番（樺山 一議員）

申し訳ありませんでしたといえば、それ以上言うこともできないし、やはりこういう単純なミスを起こしても教育長を責めたりするわけです。我々議会は。そのところはやはり、そういう二次的な波及があるわけですので事務、特に人の任命に関する議案に対しては慎重にしていきたい。

教育長に経歴詐称ということで、もうちょっと強く言いたかったんですけど、これ以上、役場側のミスであれば言えなくなりますので、そういうところをやはり、役場のほうから教育長におわびをしておっていただきたい。あたかも私は経歴を詐欺しているみたいな形の質問をしましたので、ぜひそのところはお願いしておきます。

以上で、この件については終わります。

○教育長（伊田 正則君）

今のご意見ありがとうございました。私も確認をきちんとして、教育長の任命のときにこの職歴について確認して提案すべきでしたけど、この確認が私が不十分だったことをお詫びいたします。

次の質問ですが、徳之島祭り i n 尼崎に参加することが、教育長として必要だったのかという質問だと思いますが、私は常々徳之島の子どもたち、また伊仙町の子どもたちに島を誇りに思うような教育をすることはすごく大切なことだと言っています。

そこで、私は教育長になってから、日本復帰の歴史について学ぶ機会とか、または自然環境、自然遺産登録になりましたので、自然遺産登録になった島にふさわしい環境の学習とか、または自然の学習とか、何が自然遺産登録にふさわしい要素なのかということをしちんと子どもたちが知った上で、徳之島を誇りに思うような子どもになっていけばいいかなと思っていますので、そういうところを各学校で、全ての学校で予算を組んで学習できるような場をつくってきました。

この徳之島を誇りに思う。また伊仙町、ふるさとを誇りに思うという気持ちは島外、島を離れた後、島外に行ったとしてもやっぱりこの尼崎とかいろんな地域で、地域の出身の方々が集まってお祭りをしたりとか、運動会したりとかいろんな集まり、総会みたいなのをしたりとか、そういう集まりがあるっていうことを子どもたちが知った上で、島外に出るってことはすごく大事なことだと思っています。

島を離れた後に、いろんな地域でそういう催物があるっていうことを聞いた子どもたちは、その場面に行ってみようかなとか、その場面に行ったらさらに島への思いを膨らませてみようかなとか、また島につながっている人たちを見ることによって、自分の考え方を改めてみようかなとか、そういう部分にもつながっていくんじゃないかなと思っています。

この徳之島、伊仙町を誇りに思うような子どもたちを育てるためには、やっぱり先ほど言った徳之島を誇りに思うような学習をすると同時に、徳之島から出ていった後もつながっている人たちがいっぱいいるんだと、その人たちの思いはやっぱり徳之島を離れても、徳之島をいつも心の中に描きながら働いているんだということを知ることが子どもたちにとってすごく大事なことだと思っています。

そういう意味からも、この尼崎の祭りについては、私もそこでも既に立って挨拶をさせていただきましたけど、こういう文化がこんなに根強く残っている徳之島、奄美のこの文化は他にあんまり、あったとしてもそんな大きなイベントとしてはなくて、あまり例を見ないぐらいの盛大な盛り上がり結びつくような集まりだというような挨拶もさせていただきましたけど、そういうことを子どもたちやまた先生方、校長会等で、やっぱり島を離れても、子どもたちが島を離れてもそういう団体があって、常に島とのつながりを大事にしているということ、やっぱり訴えていくという、また指導していくということは大事なことだと思っています。

一昨日ですかね、尼崎のこの祭りの代表の方たちが、天城町事務局なのか、天城町に、天城町役場に訪れたということで話がありましたけど、その天城町役場に訪れたときに、この徳之島祭りの感謝を込めて天城町の教育長はそこに対応したという話も聞きましたし、尼崎については令和5年度、令和6年度、2年間にわたって私は参加しています。

令和5年度は、伊仙町の「結い結い留学」をアピールしようということで、結い留学のチラシを

持って行って、徳之島町は徳之島町の教育委員会の担当が、僕は山村留学と呼んでますけど、山村留学について呼びかけをしたし、私は私で伊仙町のこのすばらしい文化と、それから留学を今推進しているということを案内して、もし近くの方にそういう関心のある方がいたときには、ぜひ紹介してくださいというようなお願いもしてきました。

やっぱり、こういう会に参加する。令和6年度は、今年は徳之島町の教育長も一緒にその会に参加して、ステージ上で私ども別々の機会をいただいて、ステージ上で挨拶をさせていただきました。そのときにも同じような挨拶をしていたような気がします。徳之島は誇りを持っていると。この集まりについてすごく感動していると。

そして、こういう集まりを私たちは教育委員会でも大事にしなくちゃいけないということをお互いに訴えたという記憶があります。そういうことで、この尼崎に参加することは教育的にも意義があったと思って、そんなに責められるような行為ではないかなと思っています。

それと、教育的なことだけではなくて、先ほど樺山議員が地方教育行政の組織及び上に関する法律を出しましたけど、その中で第11条5項の中に当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと。これは、教育関係だけではなくて伊仙町が、この伊仙町公共団体がなすべき責について、町長の命を受けて積極的に参加しなければいけないと。伊仙町の有益になるようなことだったら、そういう場面に参加する必要があるんだということをうたっている法律ではないかなと思っています。

そこから受けると、個人で、個人というか教育長として参加することも必要だし、また町長と一緒に参加することも必要だし、いろんな町長が出席できない場合は代理として出席することも、伊仙町にとっては有益なことだというように捉えて、参加することに何ら問題はないという解釈しています。

以上です。

○13番（樺山 一議員）

教育長の参加した目的、参加した意義、長々と述べていただきましたけども、それは理解できません。しかし、3月末にかけてはやっぱり教職員の移動時期とも重なります。やはりその職務上も、移動時期は教育長の采配、そういうのも必要だと思います。そして、今でも教職員の移動の時期は、学校長は休日でも待機しておかなければならないという慣例がありますか。今最近でも、休日でも待機しておかなければならないという慣例があると私聞いてますけど、今でもありますか。

○教育長（伊田 正則君）

人事の時期については、教育長から校長先生方に常に連絡が取れる状況におくというふうに連絡しています。この3月の尼崎の段階では、もう人事については発表のみという、その後、発表した後、また内々事とか発表した後には、人事の内容は変わることはありませんので、待機するということはありませんが、その発表の前について若干こう内々事等で変更がある部分については、きちんと連絡を取れるような場所にいてほしいというような話はしています。

○13番（樺山 一議員）

では、その内々事、もちろん内々事が3月11日あったと聞いております。そして内示が15日、それが過ぎればもう連絡そういうのは必要ないと考えてよろしいでしょうか。

私は、やはり人事、発表が21日、その内示あたりのその辺はやはり大事な時期だと、私は思っているんですよ。徳之島祭りでもそういう有意義なことがあった。そういう話もるるしていたんですが、やはりそれ以上に大事なはその移動時期というのは、教育長が庁内に待機してするのが、私は大事ではないかと思えますけど、どうでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

人事については内々事と、ずっと連絡を県ともとっていますけど、それで迷惑をかけるようなことは一切ないと思っています。指導主事とも待機してますし、何かあったときには連絡を取れるような体制を常々とっていますので、それを職員に迷惑をかけるような行為は全くなかったというふうに認識しています。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。それでは、職員や学校長も迷惑をかけることはなかったと理解してよろしいということ。はい、分かりました。

じゃあ、2番目のほうの答弁をお願いします。

○教育長（伊田 正則君）

議員が心配なさっていることは、公職選挙法に抵触するかどうかという問題だと思いますけど、この公職選挙法に抵触するということは教育長であっても教育長でなくても、これは事前活動、選挙の事前活動は行うことは禁止されているというふうに認識しています。

名刺を配ったりとか、また個別訪問して票の依頼するようなこういう行為については、公職選挙法に違反するだろうと思ってます。こういう言動が自分の中ではないと、私は自信を持っていることができます。

○13番（樺山 一議員）

私の問うた2番目の質問には、全然してないと理解してよろしいですか。

○教育長（伊田 正則君）

その個別訪問のことの質問だと思いますけど、個別訪問をすることはイコール票の依頼する公職選挙法に違反するような行為は一切してないというふうに捉えています。

○13番（樺山 一議員）

私は、それが当たり前だと思っています。しかし、火のないところに煙はたたぬという言葉があるように、何らかの原因があると私は思ってます。

今、教育長もおっしゃった地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の5、教育長は法律又は条例に特別の定めがある場合を除く他、その勤務時間内、職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体のなすべき責を有する職務のみに従事しなければならないとあ

ります。

こういう話が我々に聞こえる、全くうその話が私は聞こえてくるとは思っていないですよ。一切ないと理解してよろしいですか。

○教育長（伊田 正則君）

ちょっと質問の意図が理解できないところもありますが、先ほどの尼崎の部分と照らし合わせ、地方公共団体なすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないということは、町長の命を受けて伊仙町にとって有益な部分については積極的に参加する必要があるというふうに解釈しています。

○13番（樺山 一議員）

では、そういうやはり個別訪問、そして選挙の依頼等はなかったというように理解してよろしいでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

個別訪問については、それはもう人のうちに遊びに行くというプライベートのこともありますし、全て人のうちに遊びに行っていないのか、人のうちに訪問していないかというのは断定はできませんが、訪問する目的として公職選挙法に違反するような行為は全くないと。個別訪問することを否定しているのではなくて、個別訪問しながらも公職選挙法に違反するような行為は一切ないというようなことを考えています。

○13番（樺山 一議員）

はい、分かりました。でも、やはりそういう話が我々に聞こえておりますので、そういう公職選挙違反等で刑事告発等がされないように、るるこれからそういう選挙運動等に関わって、そういう刑事告発等がされないように気をつけていただきたいと思います。

それともう一点、自身が退職して後任の教育長の要請で、個別訪問したことがありますか。

○教育長（伊田 正則君）

教育長を辞するという事は、私の頭の中にもありますので、その辞したときの対応については周りの人たちの意見を聞きながら考えていきたいということで、私が考えている、町長から推薦を受けた方で、私も賛同するような方については意見を伺うということはありません。

○13番（樺山 一議員）

教育長の任命というのは、私は教育長の職務ではないと私考えてるんですよ。教育長は当該地方公共団体の長が任命する仕事だと思うんですよ。それを、やはり自分の後に教育長をしてくれとか、そういうのは私は町長がすることであって、教育長の職務内ではないと考えるがどうでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

教育長の後任の話をするだけではなくて、伊仙町の教育についてどう捉えているとか、また伊仙町の教育をこれからどういう方向に向かうことが正しいことなのかということ、先輩の方に聞いたり、こういうことはあります。

そして後任についても、先ほど議員がおっしゃったように任命する議会に提案するのは町長の仕事です。その前に、お互いに意見交換したりとか意思確認したりするというのは、何ら私であっても問題はないと思っています。

それはもう、勤務時間内にしているわけでもないし、休日等を利用してどんな考え方をしているのかなというこの意思の意見交換という形は、何ら問題ないんじゃないかなというふうに捉えています。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。そういう考えで、任命ということじゃなくて、やはり町長に委任を受けてしたと理解してよろしいですか。分かりました。

今、るる教育行政について質問してまいりましたが、やはり最後に私確認しておきたいです。教育長に。辞して、令和7年10月施行の伊仙町長選挙に出ようと思っているのか、思っていないのか、答弁をお願いします。

○教育長（伊田 正則君）

この質問の中で、教育行政の質問の中で今表明することが大したことかどうか分かりませんが、私自身の中では伊仙町の教育を、子宝の島にふさわしいような伊仙町の教育をさらに拡大していきたいと。そのためには、教育長ではなくて広い範囲から、さらに伊仙町全体を見通せる範囲の中で伊仙町の教育について考える。そういうような伊仙町が出来上がればいいかなというふうに思っています。

ですので、伊仙町の子どもたちがいろんな教育の保障を受けながら、未来に夢を抱くような伊仙町はどうあるべきかということを考えてときに、教育長の職にとどまらず、より広い範囲で物事を捉えていくというのは、一つの考え方として私は思っています。

○13番（樺山 一議員）

教育長を辞して、伊仙町長選挙に至られる可能性があるかと理解します。やはり町長選挙に出るということは、教育長にとどまったままではなかなか選挙の制約等も多々あります。いつ頃をめどに教育長を辞してみようと思っているか、伺います。

○教育長（伊田 正則君）

教育行政のことに触れて、この質問だと思いますが、先ほど町長からもありましたけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の中で、教育長及び委員は当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができるという法律があります。

その中で、一身上の都合で辞職するということは可能だというように捉えています。その辞職する時期をいつにするかということは、私は今の中では明言はできません。周りのいろんな人たちの意見を聞きながら、総合的に最終的には自分の中で判断して示す時期が来たときには示したいというふうに考えています。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。やはりそういう意思はあるということを理解しておきます。そしてまた、時期的なのは明言できないということでしたので、これ以上、私は聞きません。

それでは、教育行政についてはこれぐらいで終わっておきます。

次に、2番目の伊仙町役場新庁舎建設について、答弁をお願いします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁からお願いします。

○町長（大久保 明君）

新庁舎建設の進捗状況については、詳細に総務課長のほうから答弁していただきます。昨日昼、2時間で100mmを超える大雨が降りまして、皆さんも聞いたと思いますけれども、この雨をタンクでためていくということでありましたけれども、過去やっぱり2時間で100mmということは歴史的にもあまりないんじゃないかと思えますけど、それ自体に関しましては今後検討していきたいと思えますので、報告としてこのことを述べてまいりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

詳細については、総務課長のほうから答弁していただきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

質問にお答えいたします。

役場新庁舎建設進捗状況及び今後の予定について、令和5年度伊仙町役場新庁舎新築工事2期地盤改良工事については、令和6年6月7日で完了しております。新庁舎新築工事2期建築本体工事についてですが、6年4月25日に発注をしております。5月24日、開札を行いましたがこのときが不落、5月27日に再入札を行いました但不調となっております。

今後のスケジュールといたしましては、今月末まで、6月末までに再積算を行い、発注準備として7月上旬を予定しております。閲覧期間として7月上旬から8月上旬を設け、8月上旬開札、8月中旬から下旬にかけて臨時会議を開き、そこで開催予定としております。工事全体として完成予定が令和7年6月末を目指して、今後スケジュールを進めていく予定でございます。

○13番（樺山 一議員）

入札を行ったが不調になった。そして取りやめ、2回目は取りやめになっています。私、資料をもらっていますが、金額は、予定価格は3億6,590万7,300円、それにその開きが幾らぐらいあったか、また分かれば教えていただきたい。予定価格と入札額の開きが。

○総務課長（寶永 英樹君）

約5,000万円程度でございます。

○13番（樺山 一議員）

それと、やはり5,000万円の差がある。資材が高騰して建設業者にとっても、やはりそういう厳しい面があると思います。しかし、この入札率、これ3社を指名してありますけど、指名委員会は何を基準にどういう要項でこの3社を指名したか、伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回の指名については、建築工事について特定建設業の許可を有し、平成18年度以降に延べ面積500平米以上の工事の施工実績がある建築施工の1級の資格を有する技術者を専任で配置できる業者として、今回1期工事でも指名した業者のうちから指名願いが提出されていない業者を除く3業者で選定してございます。

○13番（樺山 一議員）

その入札の指名委員会の要項の中で、伊仙町ではそれに値する業者がいなかったのか。また、その指名委員会で決めたそれに適応できる業者が、指名願いを出している業者が、伊仙町に指名願いを出している業者が何業者いるのか、伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

今回、県における建築工事格付で土木一式工事へ建築一式工事への資格を有する業者を選定してございます。伊仙町にということではございますが、本町においてはその資格を、建築一式工事の資格を有する業者はなかったということでございます。

他町村も含めて、確か8業者はその資格を有する業者はあったかと思いますが、ちょっと正確な数字はまた後もってご提示させていただきます。

○13番（樺山 一議員）

なぜ、そしたらその8業者を選定しなかったのか。やはり競争をさせればこの予定価格に近づいていくわけですので、3社では競争には私ならないと思うんですよね。だから、その8業者をやっば入れて競争させれば、落札に至る可能性があるとは思いますがどうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたとおり、今回1期工事でも指名をした業者のうちから指名願いが提出されていない業者を除く3業者を選定してございます。今後についてですが、議員がおっしゃるとおり、その資格を有することを条件に島内もしくは郡内の県工事の格付を基準にして指名委員会で検討していく予定にしております。

○13番（樺山 一議員）

この伊仙町役場新庁舎建築工事2期本体工事に関しては、これは電気・空調設備・建築一式で私発注していると思うんですよ。この伊仙町役場の新庁舎建築には、町内業者が電気でも何でも1社

も関わっていない。やはり、この2期工事で電気・設備分割発注はできないのか、伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

今回の入札においては建築一式、その設備も含めて建築一式ということで発注はしてございます。今、再積算をしているところではございますが、そういったところも、現時点では建築一式として検討してございますが、また積算の段階でそういったところも検討する余地があれば検討はしていきたいとは考えております。

○13番（樺山 一議員）

分割して、やはり電気は電気、設備は設備ということで分割して発注すれば、経費は高くなりますよ。単価が安くなれば、その分経費は上がるし、経費は高くなりますがやはり再積算をさせて発注しようと考えているのであれば、分割発注して電気は電気、設備は設備、建築本体は本体ということでしたら、あなた方が指名委員会で議定している、その線に達する業者も私出てくると思うんですよ。

そういう形でしないと、この新庁舎、伊仙町の業者が1社も関わらなくて終わってしまうと、私思います。ぜひ再積算して、そして再分割をして、もう上がってまたその予算はやはり議事に諮らないとできないわけですので、ぜひそういう方向でしていただきたい。町長、そういう方向でできるかお尋ねします。

○町長（大久保 明君）

以前から、この町内業者の育成ということは常に議論しております。この庁舎、これほどの事業を町内業者は下請けという形でやっているわけでありますけれども、これだけの事業を中心となるだけの会社、そしていろんな職員の数、いろんなことを考えてみて、なかなか伊仙町では難しいのではないかというふうに判断した中でありますので、今話があったその分割発注に関しましては、これまで時間も制限がありますので、島内もしくは島外も含めていろんな資格があって、そして実績のある会社をしていくのが指名委員会の中での、先ほど総務課長の話したようにそういった形でやっていただきたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

時間がないとおっしゃいましたけど、時間はもうあるんですよ。どうせ、この継続費の金額の増額、そして継続費としてやはり延長しなければこの工事はできないわけですよ。

○総務課長（寶永 英樹君）

継続費、昨日継続費の繰り越しとしてご説明させていただきましたが、今回のスケジュール等々を鑑みて、今年度末での事業が完了が難しいとなった場合には、事故繰りということも頭には入れております。

○13番（樺山 一議員）

先ほどの総務課長の答弁で、新庁舎の工事の完成が6月末ということをおっしゃいましたが、できないということですよ。令和7年3月31日までにはできないということですので、この継続費

もやはり議決をし直して、7年度末ぐらいに年度を議決し直して、そしてまた積算して上がった分は金額を増額補正しなければならないと私は思うんですよ。

そのついでに分割発注して、設備は設備、電気は電気、建築本体は建築本体ということをして、やはり町内の業者にも受注する機会が与えられるようにできないかと私は言ってます。それができるかできないかということです。工期はもう伸ばさなければならないと、総務課長自体言っておりますので工期はあるわけですよ、伸ばせば。そういうことができないのか、再度お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども答弁させていただきましたが、現在、再積算を行っている段階であります。そこで、現時点では建築一式工事としての積算をしておりますが、先ほど町長のほうからも下請けということもございましたが、分割工事を、分割発注をして単価が上がるということもございますが、再積算の段階において検討する余地があるのであれば、そこもまた再度検討していきたいと考えます。

それで、先ほど申しましたように庁舎工事全体完成の予定は、現時点で7年の6月末を予定しております。おっしゃるとおり、今年度中の完成はちょっと工期的にも厳しいものがございますので、継続費の補正もしくは繰り越し等々も考えていかないとと思っております。

○13番（樺山 一議員）

私が言っているのは、建築本体を分割しなさいということじゃなくて、電気と設備を分割しなさいと私は言っています。そのところも、やはり積算の中に、設計屋に話をして積算の中に入れていただきたいことは強く要望しておきます。

そして、継続費用の件について伺いますけれども、当初の予定は令和2年度から令和5年度まででしたが、令和5年第2回定例会において継続費の補正が可決され、令和6年度まで延長されていると理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

そのとおりでございます。

○13番（樺山 一議員）

継続費の期間は令和2年度から令和6年度、事業予算額23億2,284万4,000円ですが、期間の延長、事業の増額が今聞いた段階では増額せざるを得ない状況だと私は思っております。どうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

昨日の継続費の、継続費繰越計算書の中でもご説明をさせていただきましたが、現時点継続費の総額が23億2,284万4,000円であります。今後、さらなる資材の高騰が発生した場合には、この総額も変動が出てくるものとは考えております。

○13番（樺山 一議員）

やはり資材の高騰等あって、予算の増額はやむなしだと私も思っております。先ほどから私申し上げているみたいに、やはり積算の段階で分割発注、設備本体分割発注ですよ。そういうのも考えていただきたい。

そして、この新庁舎建設事業は50年に一度の一大事業です。そして、また多額の建設費も計上されております。また、伊仙町のシンボルでもあり、大久保町長6期24年の集大成でもあると私は思っております。ぜひ、早期の完成を目指して努力していただきたい。これで、私の一般質問を終わります。

もう一つちょっと、先ほどの町長、教育長の経歴の問題で総務課長のほうから間違っていましたということがありましたけど、私はその件について、私、町長が陳謝すべきだと私思いますよ。やはり、その任命者は町長ですので、あれは町長が陳謝すべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（大久保 明君）

先ほど質問の中で、教育長のほうから詳細な説明がございました。そのことが、パッと見た段階では、これはおかしいのではないかと思うのが普通であると思います。これは決して違法なことをやったわけでもないし（「言い訳ばかりしないで、陳謝すればいいじゃない。いつもそんな言い訳ばかり」と呼ぶ者あり）いや、説明をしないとイケませんから、そういうことで私もそのことに関してはそういうことにも、不詳、私は見ておりませんでしたので、そのことも改めて皆さんにおわび申し上げたいと思うし、今後、そのようなことがないように人事等の履歴に関しては残った時間は、こういうミスがないように全力で取り組んでまいります。

今回の件に関しましては、私がしっかりとそのことをチェックしてなかったことに関しましては、皆さん方に深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○13番（樺山 一議員）

ありがとうございます。町長が、町民におわびをすれば、やはり職員は緊張感を持って職務に当たられますので、ぜひ職員も町長におわびをさせないように、ぜひ頑張っていただきたいと思えます。

これで終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、樺山 一議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時より開会します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、久保 量議員の一般質問を許します。

○2番（久保 量議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号2番の久保 量でございます。

ただいま議長より令和6年第2回伊仙町議会定例会におきまして、一般質問の許可がありました

ので、通告に従い質問を行います。執行部の明快なご答弁をお願いし、質問に移らせていただきます。

まず1点目でございます。畑地帯総合整備事業及び畑地かんがい整備事業について、伺います。

伊仙町における農業農村整備事業は、伊仙町の東部から西部にかけて圃場整備が完了し、現在は徳之島ダムより水を導入し、畑地かんがい整備事業が実施されております。

そのような現状を踏まえまして、今後の事業計画につきまして3点ほどお伺いいたします。

まず1点目に、町内における畑かん整備事業の進捗状況と整備計画及び同意の取得率について伺います。

2点目に、畑かん整備事業完了後の今後の事業計画について伺います。

3点目に、西部地区における新規の畑総整備事業の可能性について問うものでございます。

2番目に、堆肥センター運営について、堆肥のペレット化について、現状と今後の計画を伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降は自席から行います。よろしく申し上げます。

○町長（大久保 明君）

久保 量議員の質問にお答えいたします。

今、農業農村整備事業の中で、食料安全保障も含めて、この国が南西地域のこれからの活性化という形でどんどん、どんどん、特に徳之島伊仙町においてはまだまだ畑総が決まっていないところ等いっぱいありますので、そういう意味において今後の畑かん、畑総、畑かん事業に関しては伊仙町の農業生産額を上げるためにとっても大変重要なことでもありますので、そういった中で、各担当のほうから説明をしていただきたいと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの久保議員の質問にお答えします。

まず①町内における畑かん整備事業の進捗状況と整備計画及び同意取得率についてですが、まず進捗率ですが、伊仙町内で882ha計画されており、令和6年3月末現在で291ha、約33%の進捗となっております。

次、整備計画としては、今現在、町内で8地区畑かんの整備を行っておりますが、最終主な地区が今現在、昨年から令和8年頃までパイプラインの工事が始まり、令和12年にかけて圃場内工事を計画しております。そのほか7地区に関しましては、令和8年から9年度を完了予定としております。

次に、同意取得率ですが、意向確認、畑かんをつけるか、つけないか、そういう意向確認済が700ha、現在78.8%、うち同意が514haの57.9%、不同意が128haの14.4%でございます。

以上です。

○2番（久保 量議員）

面積が33%、同意率が約58%と回答がございましたけれども、今後、この同意率を上げていくに

はどのような対策が必要だと考えていらっしゃいますか。

また、現在の啓発の状況も併せてご説明いただきたいと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

今現在、同意取得率に向けては、各種イベント等で広報しておりますし、また毎月の町の広報紙にも折り込みをして推進を図っているところでございます。

○2番（久保 量議員）

かなりの職員数も少ない中ではあると思われませんが、少しでも同意率を上げていただきまして、これからの伊仙町農業の基盤となる水利用の推進に努力していただければと思います。

次に、2点目でございます。畑かん整備事業完了後の事業計画についてでございますけれども、畑地かんがい事業は、町更新等の事業推進地区位置図等から確認いたしますと、新規の面縄地区は別といたしまして、前後はあると思われませんが、令和9年度でほとんどの畑地かんがい事業が完了予定となっているようでございますが、伊仙町における圃場整備、パイプライン事業の位置づけを考えますと、農業発展の基礎となっていることはもちろんですが、それと併せ、外貨を得る雇用の確保などからも大きな役割を担っていると思われまして。今後、これに代わる新規事業が予定されているのか、また予定されているとすれば、再委託の可能性はあるのか、具体的な取組等があれば併せてお答え願います。

○耕地課長（田中 勝也君）

2つ目の畑かん整備事業完了後の事業計画についてですが、現在、面縄地区が、終了が12年で完了予定となっており、その後の計画としては伊仙中部地区、伊仙東部地区から順に年数も経っており、更新事業の計画を立てております。また10年計画では農道整備、また三崎地区、木之香地区がまた耐用年数を過ぎてきますので、またそちらの更新事業にも取りかかる予定としております。

○2番（久保 量議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、課長がございましたように、伊仙町における畑地かんがい整備事業のほとんどが完了間近な予定となっているようでございますけれども、更新を除きましては、それに伴いまして今ございましたけれども、早期に、早めに新規の地区も計画していただき、事業採択に向け尽力していただきますようお願いいたします。

この畑かん関係について最後になりますけれども、先ほどの2点目の質問に関連いたしまして、新規基盤整備事業の可能性についてまたお尋ねいたします。

馬根地域におかれましては、新規に圃場整備事業の立ち上げを提案していると聞いています。これに準じまして、阿権、糸木名、その近隣においても総合的に新規の基盤整備事業の立ち上げを検討できないか、伺います。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

3つ目の西部地区における新規畑総整備事業の可能性についてですが、現在、今、馬根地区のほうから畑総圃場整備の要請が来ております。今計画を挙げているのが、令和10年に計画を立てて12年に申請する予定となっております。また西部地区にかかわらず、町内ではまだまだ整備可能な地区が残っておりますので、地元からの要望があれば今後進めていきたいと考えております。

○2番（久保 量議員）

あくまで私の考えでございますけれども、区域の具体案といたしましては、阿権、木之香の圃場整備が完了した区域から、県道、中央線との間のほうを私のほうとしては想定しております。この区域におきましては、農業を行うには不整形で高低差もあり、条件が厳しい、土地の条件が多いです。今後、先ほど課長がございましたように、町として、この基盤整備事業ができますように、また町としてご指導、どのようなご指導をいただけるのか、お答えいただければと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

この新規畑総事業につきましては、まず町のほうから圃場整備をしませんかではなくて、その地元の受益者からのまとまりがあつての要望となります。早くても事業採択までは3年から5年かかりますので、またこちら関係機関と協力して、また地元と調整して、1年でも早く進められたといいと思いますのでよろしく申し上げます。

○2番（久保 量議員）

今、課長の答弁ございましたけれども、その整備事業のやるとしたら受益者の負担金はいくらとか、割合とか、そういうのをまだ身近に知らない農家さんも多いですので、地域の説明会等の要望があれば、説明会等を開催することが可能なのか、伺います。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

その地元から要望があれば、こちらのほうで集落で説明会などを開いて、分担金関係も同時に説明していきたいと思っております。

○2番（久保 量議員）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

伊仙町における基盤整備事業は、農業の環境をよくすることはもちろんでございますけれども、事業が少なくなりますと建設業に従事している関係者も多く、雇用の場、働く場が激減し、また建設業に関係するガソリンスタンド、資材関係、飲食関係、その他多くの事業者への影響は大きく、具体的には収入の減となると思います。早期に新規の事業採択に向けてご尽力くださるようお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、伊仙町においての農業農村整備事業の位置づけはとて大きく、新規の事業採択に向け努力していただき、特に耕地課の皆様には大変な作業となると思われませんが、これからの伊仙町のため、また農家さんのためによりしくお願い致します。

これで、畑かん関係については質問を終わります。

次の、堆肥センター運営についてでございます。

堆肥のペレット化について、現状と今後の計画を問うものでございます。

堆肥のペレット化につきましては、これまでの議会におきまして一般質問や予算審議の中で何度も質疑及び要望を行ってまいりました。また町長並びに経済課においては長年にわたり県や国に対しまして堆肥センター改修及び機能強化に関する事業の予算化をお願いしてきたと聞いております。

その中で、ようやく国内肥料飼料資源活用総合支援事業といたしまして、国が予算化を行い、経済課が事業計画を作り上げ、申請にこぎつけた事業でございましたけれども、去る3月議会におきまして当該事業に関する辺地計画の否決及び当初予算からの予算削除という結果により、事業の断念が余儀なくされたことは非常に残念でした。

そこで、改めて本事業に公募することができないのかを問います。

○町長（大久保 明君）

久保議員の質問にお答えいたします。

ただいま質問があったように、令和6年度3月議会において審議された辺地計画の変更並びに令和6年度当初予算において、辺地計画については否決、当初予算については当該事業の予算が削除され、事業の実施の見込みがなくなりました。このことは本事業の予算措置において、国の段階から尽力された関係者の方々、また堆肥のペレット化を待ち望んでいた多くの農家の方々に対し大変申し訳なく思います。現在は経済課に対し、新たな事業の獲得を模索し、計画を推進するよう指示しているところであります。

今後、こういうこともないように、あれほど努力して積み上げた4年も5年もかけてやったこの事業が否決されたということは、伊仙町の歴史の中でも大変な汚点を残したのではないかと考えております。町民の皆様もこのことをしっかりと理解していただいて、再度、あらゆる事業を模索させてできるように、町としては今後とも努力してまいります。

○経済課長（橋口 智旭君）

久保議員の質問にお答えいたします。

改めて本事業に公募することができないのかとのことですが、3月議会の後、県や国のほうから3次公募の開始の案内がございました。その中でも予算が確保できるかどうかは県のほうから問われてきた次第でございます。本事業計画の中には、予算の確保状況を記載する欄がございまして、民間が実施する場合におきましては融資の見込み状況等を細かく記載を求められておりました。そのことから予算の確保が困難な点、また事業完了が年度内に見込めない点から申請を見送っているところでございます。

○2番（久保 量議員）

先ほど申しあげましたように、3月議会の予算削除によりまして、申請をやめた際の国や県はどのような反応を示されましたか、お伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

国のほうからは、まず、国において予算措置をする段階で予算化の要望をこれまで出していたのは伊仙町ではないのかと、非常に厳しい言葉をいただいております。また県からも同様の言葉をいただいたほか、予算計上から予算削除に至るまでの経過、顛末等、修正動議等の提出を求められ提出をいたしております。この書類につきましては県庁内部の幹部の方々、また国のほうへも共有されているといった対応となっております。

○2番（久保 量議員）

国や県からは厳しい意見であったり指導を受けているようでございますけれども、逆に伊仙町内の農家さんの反応、反応というか状況、現状ですね、どういうことがありましたでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

当時、1月中旬頃から集落座談会を開催しておりました。その中でも有機栽培の推進、またそのための堆肥の開発、また堆肥のペレット化等については町民の方々よりご意見をいただいております。ペレット化等につきましてはこれ以前からずっと要望があったものでありまして、国において予算措置をされたため事業化に取り組んだ経緯もございます。3月議会において予算削除などにより事業ができなくなった後はどうして否決されたのか、否決された理由はなどを問う声と、もう一度事業に申請できないのか、また今後も継続してペレット化を推進してほしいといった声をいただいております。

また一部集落におきましては、集落の農家は全員一致して堆肥のペレット化を要望いたしますといった要望もいただいております。そういったことで農家の方々は非常に堆肥のペレット化に対する期待は大きかったものと考えております。

○2番（久保 量議員）

ただいまありましたように、農家さんの期待はすごく大きかったと存じます。この予算の削除などによりまして事業ができなくなったことは、国や県からの信用もなくなるといった結果になったと思われま。現在、町の実施する事業や農家の実施する事業について、事業を実施していく上で弊害は出てこないか、またお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、直接的な事業が不採択になったといった事例は今のところ確認はできておりません。しかしながら、今後の動向につきましては不透明であると考えております。

また、来年度以降の予算要望、また事業申請におきましても予算の確保については十分に気をつけるよう県から指導をいただいているところでございます。

また来月、令和7年度の予算におきまして、県のほうと単年度の事業協議が行われることになり

ますが、その際にも同様の指導は出てくるものと考えております。

また本町に対しまして県・国のほうから信頼がなくなったということは事実でありますので、補助事業自体、通りにくくなってきたのではないかと考えております。

○2番（久保 量議員）

ただいまございましたように、国や県におかれましては、そのような対応になるだろうと、計画を断念した時点で想像できたと思います。現在、行っている事業などしっかりと完了させ、国や県の信頼回復に向けて努力していただきたいと思います。

また、これは議会での判断が及ぼした影響でもございますので、私たち議員も信頼回復に向けて努力していかなければならないと思いますが、今後の事業の計画はございますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

今後の事業計画につきましては、ペレット化につきましては令和8年度に実施設計、令和9年度から事業が実施できる可能性のある事業が1つございますので、その事業で計画書を作成していきたいと考えております。

○2番（久保 量議員）

そうしますと、令和9年度で堆肥センターの改修やペレット化設備の設置が完了し、翌年の令和10年度からはペレット堆肥が製造、販売できるということでしょうか、お伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、想定しております事業が単年度の事業実施において総事業費が2億までと制限されております。ですので、速やかに事業が実施できたとしても事業完了、ペレット堆肥の製造までには2年近くかかってしまいます。現在のところ、早くても令和11年頃のペレット堆肥の製造となっていく予定としております。

○2番（久保 量議員）

予算の関係上、仕方ないと思いますけれども、なるべく早期に事業を実施し、農家さんにペレット堆肥を供給することができませんでしょうか、再度お伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本事業につきましては、令和8年度の実施計画、9年度からの工事着工を予定しておりますが、令和7年度、8年度の予算のほうが、国・県のほうにおいて入札などにより余ってきた場合にはできるだけ早急に実施していきたい旨は県のほうに伝えているところでございます。しかしながら、その事業も予算の確保状況等が問われることに今後なると思います。一度、予算の削除等により申請を断念しておりますので、その点は県にも厳重に指導は受けているところでございます。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

ロシアによるウクライナへの侵攻、また中国による肥料の原料となる鉱石の輸出制限がなされ、肥料、飼料、燃油などの価格高騰が始まってから約2年半を経過してございます。2年以上経過した今日でも肥料や飼料などの価格が落ち着く気配が見られない。ましてや来月の7月の肥料の価格改定では約10%もの価格の値上げがなされることとなっているようでございます。3月議会におきましては、反対意見の中で時期尚早との意見もございましたけれども、農家さんは今まさに肥料を含めた生産資材の価格高騰などのあおりを受けて、窮地に立たされているのが現状ではないかと思えます。経済課におかれましては、こうした農家の声をしっかりと受け止めまして、各種事業を活用しながら再度、堆肥のペレット化の事業計画を推進するとともに、様々な支援を農家への支援に努めることを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

これで、久保 量議員の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。14番、美島盛秀でございます。ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、質問をいたしたいと思えます。

通告してあります質問に誠実にお答えをいただきたいと思えます。町民の皆さんが納得できる的確な答弁を求めたいと思えます。午前中の同僚議員の質問や、ただいまの質問、重複する点もあると思えますけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

22年余りの大久保長期政権の町政のその責任をさらに問わなければならないこの一般質問であり、議会の責務としてチェック機能をしっかりと発揮することが大切だと考えております。

また、議会としての責務として今後、町民にしっかりと説明をいたしてまいりますので、町民の皆さんのご協力もよろしくお願いいたしまして質問をいたします。

まず最初に、大久保町長の町政の姿勢についてであります。

まず、次期町長選挙へ出馬しないと第1回定例会で突然発表いたしました、その真意をお尋ねいたします。

その中で、私は今、皆さんの理解を得て、次期、次回の町長選には出馬しないという表現で発表されております。これは皆さんのお手元にあります議事録にもきちんと載っていることでありますので、そういうことで、今日、新聞記事等も持ってきましたけれども、まず町長にお尋ねいたします。

3月5日発表でありました、今のことは、出馬しないということは。私も何かこう、急な発言でびっくりしたところでありましてけれども、その翌日、3月6日の朝に私のところに訪問されてきたんですけれども、そのことについてお尋ねをしたいと思えます。

またその後の質問につきましては、また自席でお尋ねをしたいと思っております。

次に、庁舎の建設の進捗状況についてでありますけれども、これは午前中の質疑等でありましたので、重複しますので、私のお考えを少し質問をさせていただきたいと思えます。

次に、教育行政について、伊田教育長は大久保町長の後継者として来年10月の町長選挙への出馬を予定し、行動しているようではありますが、教育長としての責務についてを問うということであります。この件につきましても午前中の質疑等がありました、質問等がありましたので、重複する点があると思えますがよろしくお願ひいたします。

3番目に、農業政策についての質問が通告をしてあります。このことにつきましてもただいまの久保 量議員からの質問等の中にもありますように、農業振興についてたゞしますのでよろしくお願ひいたしまして、2回目から自席で行いますのでよろしくお願ひいたします。

○町長（大久保 明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

私は今度、幼少時から、島に帰って診療所で働こうということを決意しておりました。たまたま卒業後、学生時代に徳田虎雄先生にお会いして、徳州会に入ることを決断いたしました。最初は関東の病院に行って、3年半後に徳之島徳州会病院ができて1年という約束で来ましたが、なかなか出ることができなくて、長い間、島の医療に関わってまいりました。その思いは今でも変わりません。私はいろんな事情で県会議員選挙、さらに伊仙町長選挙という形になって、伊仙町長として現在6期目であります。6期目というのは、例えば伊仙町長で3期した人はいらっしやらないわけがあります。その方々の3倍以上やったということで、この22年間、自分としてもそれなりに全力を尽くして頑張ったと思えますし、例えば今から7、8年前、地方創生というふうなことが言われ出してそのときの社会保障人口問題研究所の人口は、伊仙町は（「議長」と呼ぶ者あり）だから私は経緯を説明しているわけです。経緯をしっかりと聞いてください。（「通告したことに對して」と呼ぶ者あり）だから通告に沿って説明していますよ。（発言する者あり）そのような中で、短くしますから、あまり興奮しないでください。（発言する者あり）そういった状況の中で、私はこれから当初の私の志を貫くためにも、これから今年70歳になりますので、これを機会に島の医療を尽くしてまいりたいと決断いたしました。いろんな状況であります。

離島医療が、私が病院を離れた後、だんだん、だんだん、思うような状況ではありませんでしたので、そのことを改めていろんな方々と相談して、この島が本当に、あの島に行けばいろんな病気がここで治療できる、解決できるなどという、そういった病にしていかなければ人口はますます減るばかりでありますので、今後、いろんな夢を持っております。その夢でこの島が、これから高齢者が増えていく中で、島も減ってきますけれども、そのような、どんどん、どんどん人口が減るような島ではなくて、もっともっと人口が増えるような島にやってまいりたいと私は決意をいたしました。

話は十分長くかかると思いますが、美島さんがよろしかったらもう少し説明をしたいと思

います。よろしいですか。（発言する者あり）だから答弁には簡単にはできないということですよ、一言では。ですから、そういう真意というのはこれだけ物すごい時間がかかるわけです、説明するのに。（発言する者あり）時間はあと111分あります。

そういうような状況の中で、決意をいたしました。そういうところでありますので、また再質問の際はもう少し具体的に説明していきます。

○14番（美島 盛秀議員）

まず私、通告する前に、誠実に、的確にご答弁をお願いしますと求めたわけでありまして。議長、こういうようなときには議長が少し注意をしてやるのが、議長としての責任だとも考えますので、これからの質問等について、答弁等について、議長の配慮をよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

どういう点があるの。

○14番（美島 盛秀議員）

今の町長の……。

○議長（前 徹志議員）

町長の答弁を求めたんだから、聞いていいんじゃないの、答弁。

○14番（美島 盛秀議員）

いや、私は最初に答えたの、お願いをしてあるの。

○議長（前 徹志議員）

町長に関しては明確な答弁ちゅう認識だったらどうするの。

○14番（美島 盛秀議員）

いや、私にとってはそう受け取れません。

○議長（前 徹志議員）

だから、両方でそういう思いをしたら。

○14番（美島 盛秀議員）

次、行きます。

今の発表で、私はびっくりもしましたけれども、私との意思疎通が取れていないような感じがします。そこらあたりが町長が言った議会との信頼関係がないということだと私は思いますよ。自分で議会との信頼関係がないということを発表しておって、このような発表、答弁をする。私はもうちょっと町長としての責任感と言いましょかね、町民に対する思いやりというものもあっていいのではないかなと思っております。

こういうような突然な発表で、南海日日新聞や奄美新聞に載って、この発表後の記者に対する質問に対して載っております。この記事は、町民の皆さんも、あるいは多くの皆さんが読まれていることだと思います。この新聞が出る前、私は見ていないんですけども、朝は見ていなかったんですけども、朝6時過ぎにある家から、阿権のある人の家から6時半ごろに、35分と45分だったで

すかね、に電話がありました。私、そのときトイレに座っておって新聞を見ていましたので、勘づかないで電話をかけようかなとしたときに、また町長のほうから6時50分ごろに電話が入りました。これは昨日のことだなど、何か話があるんだなということで家で待っていましたが、7時5分に私の玄関のベルが鳴りました。ああ、わざわざ町長が来たんだなということで、町長にどうぞ、どうぞ、玄関でもあれだから中に上がってくださいということでお茶を飲みながら、しばらく団らんしたところでありました。

そのときに、町長は、お願いがありますと言いました。何ですかと言ったら、実は昨日の発表で西部の方と言いましたけれども、それは、そのことについて西部の議員だから協力できませんかと町長が言いました。それは教育長のことですかと私がはっきり言いました、はい、そうですと言いました。私は3月2月の5日に教育長に再任された方ですよ、それは教育長がはっきり受けましたかと言ったら、はい承知しましたとそこまで言いました、そしてほかの西部の皆さんはどうかねという話になって、いや、他の人は知りませんよと、私はそれには協力できませんということをはっきり言ったら、分かりましたと言って帰って行かれたんですけども、そういうこと今、言ったことに対して覚えていますか。

○町長（大久保 明君）

私の話も長かったとは思いませんけれども、美島先生の話も無駄が相当あるような気がいたしました。説明するまで何の話をするかさっぱり分からなくて、いろいろ聞いて、そういうことだったのかと思いました。ですから、私の真意をこれからさらに述べますので、聞いていただけますか。

（発言する者あり）だから時間かかると言いましたよ、先ほど。（発言する者あり）いいですか。美島さんよりは短いと思いますよ。

私はそういう個人的なことで、これから初心になった島の医療に深く関わっていきたいと考えております。人生は80年、90年の時代でありますので、美島大先生から私はかなり指導を受けております。（発言する者あり）そのことを糧にしてこれから頑張ってまいりたいと思います。美島先生を褒めているわけですよ。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時01分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保 明君）

町民の方々に深くお詫び申し上げたいと思います。もう70になろうとしている私と美島先生が、町民の前で本当に失礼な発言を私もしましたし、そのことは町民の方々に大変な、不愉快な思いを

させたことに、深くお詫び申し上げます。

私が町長を退く理由は大きく3つにあります。

1つは家族の問題であります。前回の選挙戦で突然、発作を起こして意識がなくなって、沖縄に搬送されました。その搬送した沖縄県のヘリコプターが半年後に墜落して、3人が亡くなりました。本当に私は乗ることもできなかった。そういった危険を犯して来たということと、それから私に対して、私がいた組織がこれからは是非頑張ってもらいたいということが4、5年前から要請がありました。それは、70過ぎたら私が戻るチャンスはないだろうというふうにも考えました。そういったこととか、この22年間の間に、伊仙町は、私は、私の全力で、全身全霊を挙げて頑張ったと思うし、議会の方々とも本当に真剣になって議論をしていたと思います。

そういった中で、ただひたすら伊仙町の発展だけを考えてまいりました。それを今後の新しい議員の方々、そして役場の若い方々に、今日、この場をもってそういうような私の思いを述べるチャンスを美島議員が私に与えてくれたというふうに真意を解釈しておりますので、それ以上の何事でもありません。今の時期でということでもありますけれども、それは早く言ったほうが多くの方々が理解するだろうということでもありますので、伊仙町議会が本当にオール伊仙町という形を絶対に作り出せることはできると思います。いつまでも政争の町、政争の町と言われ続けて、そのことに対して私の大きな責任がありますけれども、今からの伊仙町はそういうことをやっている場合ではないし、ほかの自治体にまた遅れをとることになりますので、どうかそういう思いを次のリーダーの方にやっていただきたいというのが私の本当の真意でございますので、そういうことを理解をしていただきたいと考えております。

以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

今、町長のお詫びの言葉と、あるいは今までの考え方、私も理解できます。何回か私は町長にはそういう話をしたこともあります。昔のことを思い出しますと、命を助けてもらったと、命の恩人だとさえ私は言ったこともあります。そういうような中で、私は22年と半年間、町長とずっと議会の中で付き合わせていただきました。

そういう中で、町長の発言をしていることとか、あるいは議会外での話等を聞いておって、これ本当に議会との信頼が取れるかなと。全く町長としての言う言葉じゃない。町長を離れて個人であればいいかもしれませんが、町長は町長としての個人、外に行こうがどこに行こうが、伊仙町の町長ですから、個人的な考えでいろいろな批評をやっていることがその22年間で聞こえてきました。そういうことを私はいつか町長にも理解できるだろうと思ってずっとやってきたところで、今、その発言を受けて、伊仙町の町民は本当に混乱して、そして町民の皆さんも本当に迷っています、錯綜しているんです。このことが私、本当に今、心配しているんです。ですから正直に、誠実にお答えくださいと言ったのはそこなんです。再度お尋ねします。3月6日の私の家に来たときの話の先を言いました質問にお答えいただきたいと思います。

○町長（大久保 明君）

元田先輩のところに行って、美島さんのところに行くということになりました。言った内容については私はほとんど記憶にありません。本当にそう言ったのかと、いまだに私は理解できません。これはもう、これで終わってください。

○14番（美島 盛秀議員）

記憶にございませんと言えば、これ以上、求めることはしません。うちの家内も聞いていますから。一人でもそのことを知っているという人がいますので、私は、今後はそういうことは言いません。

そこで、私が言いました、また町長はうわさ話とか想像話と言うかもしれませんけれども、去年まで、去年の夏頃までは、次の町長選挙は金がないから無投票にしてくれないかということ、何人かの議員の皆さんやあるいは町民の皆さんにも声かけをしておったと。それで私が、懇親会とか何かでお話をしたら、私は一生中やりますよ、死ぬまでやるよと、何回か私はそういうのを聞いています。そういう発言をしながら、急遽、次回の何は出ないと言っているから。私は今の町民を混乱させている原因は町長がつくったんだと、そういう信頼関係を失ったのは町長本人の責任だと私は思っているんですけども、今後、どう考えていますか。

○町長（大久保 明君）

こういう場で、いろいろ美島議員と話す機会がほかの場でゆっくりあったらいいと思っております。私も、本当のことを言います。これを今、言った、生活が大変だというのは本当の話でございます。これを借金してまで町長を続けてどういう意味があるかなと本当に思っております。ですから、1つはそういう生活苦であります。誰も信じないと思いますが、これが現実です。

それから第二の人生を初心に変えてやっていこうというのも私の本音でございます。ただ美島さんに反論するかもしれませんけれども、私は美島さんが思っているほど嫌われていないと思います。私が、発言がおかしいと、人格が欠けているから協力できないようなふうにも私には聞こえます。どうかそういうことを、私もいろいろ改めますけれども、美島盛秀さんにも、言葉というものには、私はそれ、私に言ったことをあなたに返したいと思っております。冷静になってくださいよ、同じですから。それだけを申し上げて、私の美島さんに対する答弁といたします。それ以上言わないで。

（発言する者あり）

○14番（美島 盛秀議員）

今の答弁を聞いていたら、言葉を返すのがしにくくなりましたけれども、しかし私は町長個人を嫌いだとか言った覚えは全くありません、大好きです。大好きで、伊仙町が本当に好きだから、私は、議会は議論の場だよと、きちんとチェックをして議論するのが議会の場だと、当初にも言いました。これが本当の議会なんです。そういう意味合いを込めて私は毎回毎回質問をいたしておりますので、誤解のないように受けていただきたいと思います。

町長が、政争の町から政策の町へと最初打ち出した、そういうこと等を考えました。本当にすば

らしい考えで20年を6期目に入りますけれども、続けてこられたなということに私も本当に感謝する部分もあります。しかし、何回も言いますように、町長として言っていることとやっていけないことだけはわきまえていただきたい。

そこで先ほども言いましたけれども、町長は議会との信頼がない、議会との信頼がないということは町民との信頼がないということですからね。そこまで自分が思っているなら、私は3月議会で辞職すべきだと思うんですけれども、その責任を私は町長にお尋ねをいたします。町民との信頼関係がなくなった以上は、やはり自分の身を引くべきだと。1年半を残してやると、先ほど言いましたように町民を混乱させて、錯綜させて、本当にあと1年半、大変な町になりますよ。それをどう考えているのか、早期に辞職する考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

任期を全うして辞職いたします。

○14番（美島 盛秀議員）

任期を全うしたいということでありますので、それは町長としての責任があると思います。ではその責任をしっかりと果たしていただきたいわけなんですけれども、私、日頃から言っているように、過去にもいろんな件が、まだ積み残された課題がたくさんあります。そういうのをどうするのか、解決できるのかどうか、そしてこれからの1年半、何回も言います。町民には混乱しているだけです、起こすだけです、そして町民を錯綜させるだけです。そういうことを1年半後に責任を取れるのかどうか、再度お尋ねします。

○町長（大久保 明君）

町が、美島さんが考えているほど悪くはなっていないと私は考えております。人口問題にしても、農業生産額にしても、あらゆる施設にしても、集大成としては面縄港の大規模港湾ということもほぼ決まってまいります。その実績そのものに対して、多くの方は理解をしてくれると思います。美島議員が言ったのは、私の人格の問題を今、議論しておりますけど、そうではなくて、結果として町は、私は国・県が言った社会保障人口問題で激減するというこの伊仙町を、ちょっといいですか、批判されてばかりでなくて、私は成果を町民に訴えなければなりません。少子化対策に対して、これは国・県も驚くぐらいびっくりしております。また農業生産額もいろんな状況の中で伸びてきたと思います。そのことに対する多くの町民は、私は理解していると確信しております。美島議員の思いも分かります。町民に対して不親切ではないかとか、言葉がまずいのではないかということなどは反省する点はあると思います。もうこれ以上は、私は議論しませんので、どうか美島議員も私が言ったら反応、反射的に反論するんですけれども、こうじっと我慢していただきたいと思っておりますけれども、できますか。私からお願いします。

○14番（美島 盛秀議員）

町長の言わんとしていること、十分分かっています。私は町長よりも年も上です。2歳ほど上です。町長より議会、町政のことも4年は早くから町政にも携わってきております。町長の考えと私

と一致するところもたくさんあります。その上で、町長の発言や、あるいは町長の行動等に対して意見をしているんです。

例えば、町長もご存じだと思いますけれども、今、少子化問題とか言いましたけれども、少子化対策、子宝日本一と言ってきた町が今16番ですよ。それが天城町が1番になっている、徳之島町が2番になっている。そして優秀な職員がおったのに、その優秀な職員は隣の天城町へ行って本当に活躍しています。直接話も聞きました。本当に天城町はいいですよ、住みやすいですよと言っていました。そういうことを聞いて、私は頑張ってくれよと、激励しているつもりなんですけれども。私の気持ちも分かってほしいですね、町長。このことは町民全体が分かっていることだと思いますので、私は早く伊仙町を平和の町に、政争の町から政策の町へ、平和の町にしたい、そういう町長と同じ考えがありますから、今までのそういうことを精算をして、早めに町長を交代していただきたいというのが私の心からのお願いと、私の希望するところであります。

あまり個人的なそういうこと等に触れては、町民の皆さんも大変でしょうから、この辺で終わりたいと思いますけれども。

また町長は、私は報酬とか給料とか、そういうのを1年間どれくらいもらっているのかもちょっと資料を見させていただきました。そうしますと、町長は報酬が、給与が72万1,000円、これ12か月で865万2,000円、これに勤勉手当等が夏と冬合わせて229万300万ぐらいですね。合わせて1,200万ぐらいの報酬をもらっています。こういうことは、町民は知らないはずですよ。年間の給料とか報酬を含めてもらっているはずですよ。そういう、ほかにも町長は旅費と、あるいは町長交際費、町長が自由に使えるお金が大体500万から600万、これ自由に使えるお金ですよ、町長は。旅費は別ですよけれども、交通費とか宿泊費がありますけれども。そういう中で、4年の1回、また退職金がある。これ本当に町長は優遇された立場にいる町長ですよ。それも税金です、町民の。そういう優遇された町長が、町民に対していろいろ惑わされるような発言をしたということは、私はどうかなどということも感じて、この質問、今日しているわけなんですけれども。

やはり町長の言っていることも私は信頼できる場所もありますけれども、何%か全く私の考えと世間の考えているようなことと違う考えもたくさんあります。そういうこと等を議論をしたくて、そしてこの議論した結果を町民の皆さんに理解をしていただければならない。それが議会人としての役目だと私は考えておりますので、執行部の皆さんもしっかりと町長を支えるといったら御幣もありますけれども、町のために一丸となって、オール伊仙町という気持ちで、残された任期を町長とともに頑張っていたきたい、そういうふうに思います。

しかしながら、昨日、今日のことですけれども、ある課の委託職員の方が、いろんな悩みを持った職員がいます、相談も受けました。そういう委託職員などを雇用してやっている、そういう心遣い、職員に対する配慮、そういうこと等を私は厳しくたびたび申し上げてきたつもりであります。そのことに関しては、今でも副町長の席が空いてますけれども、副町長をきちんとした人を決めて、そして県や国からの地方自治体に詳しい人をお願いをして、職員の指導や、あるいはみんなのため

をお願いをしたらどうかと、私は知事にもお願いしたことがあります。ひょっとしたら町長からそういうお話があるかもしれませんがよろしくお願いしますということと言ったこともあります。そういう立場に立って、町民のことを考えていけるような町政をこれからして、後、残された1年半、やっていただきたい。いろいろ申し上げたいこともたくさんありますけれども、このことに関して今後、議会報告なりを町民の皆さんに私は十分理解ができるように活動していきたいと考えております。

このことに関しては終わらせていただきます。

そして、次の、2番目の、新庁舎建設の進捗状況についてでありますけれども、このことに関しては同僚の樺山議員のほうから質問がありましたので、省かせていただきたいと思えます。

2番目の教育行政についてでありますけれども、これは1番目の町長の発言にも関連することがあると思えますけれども、伊田教育長は大久保町長の後継者として、来年10月の町長選挙への出馬を予定して行動しているようであるが、教育長としての責務について問う。これも先ほどの同僚議員のほうから質問の中で、答弁がありましたので、ある程度理解ができました。1点だけ再度お尋ねしたいと思えますけれども、その町長として3月6日、町長が私の家に来て、教育長がやるという返事があったということなんですけれども、3月町長が発表した5日までに町長に後継者としてやってもらえないですかという相談などを受けたことはありますか。

○教育長（伊田 正則君）

まず後継者という言葉はどう捉えているかというのがちょっと疑問に思えます。その後継者という言葉も、イコール町長職として捉えているのか、現町政の意向等を引き継ぐ人として受け止めているのか。この前者の場合、町長職を引き受けるのを後継者として発言しているんですしたら、これは町民にとってすごく申し訳ないなと思えます。この町長職を決めるのは町民の選挙によって、町民が選ぶ一つだと思っていますので、これを一職員や一個人が後継者として名乗りを挙げたりとか、後継者として指名されたりとかいうことはあり得ないと、またあつてはならないというふうに捉えています。

また意向については、まず現町政の意向をそのまま引き継ぐかどうかということについては、私自身が今まで経験した環境も現町政とは違う経験の下で挑戦したいというふうに考えていますので、私自身が歩いてきた教育畑を中心とした伊仙町の教育をさらに高めるためには、どういう伊仙町であっていいか、どういう伊仙町になれば子どもたちが夢を抱きながら将来の生活を築くことができるかと、ここをメインに私は町の、町政に当たれることができたらいいかなと思っていますし、何度かこの場面でも話をして、農家の息子として生まれて、そしてこのサトウキビの生産を通して私自身は学校に行かせてもらいましたので、この農家の体験が伊仙町の農業施策の中では私の経験が役立つというふうに思っています。

また福祉の面でも、両親が亡くなる2年間ぐらいは認知症とかの闘いがありましたので、その間、ずっとこう両親と一緒に寝泊まりをしながら両親を看取ったというか、そういう経験からも福祉の

問題についても真剣に自分の思いを生かせる場があるのだったら生かせるのではないかなというふうに捉えています。その後継者という捉え方がどういうふうな捉え方をして、美島議員が私に質問しているかそれよく分かりませんので、そのところを細かくまた教えていただければ、また答弁したいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ありがとうございます。町長がそういう話があったものですから、私はその確認のためにお尋ねをしたわけなんですけれども、そういうことじゃなかったということでもありますので、理解をしたいと思います。

それと、教育長に最初選任されたときに、私は同じ西部の人間として、結構、犬田布校区の人間の一人として、素晴らしい教育長が誕生したとかなり嬉しく思っておりました。そして、教育長の就任挨拶の中で、去年、一昨年5月議会で就任挨拶をしたときのあの内容等を聞いて、本当に島のことを思って、教育のことを思って取り組んでいただける教育長だという思いで、今でもそう思っております。

そういう中で、再任されて1か月後にその町長を後継者として受けたのかなと、疑いと言ったらおかしいですけども、残念な思いをしたわけなんです。私一人じゃなかつたらと思うんですけども、そこら辺り、やはり今後の教育には伊仙町発展のために、教育行政のためにぜひ頑張りたい、教育長として自分の責任を果たしていただきたいと思うところでもあります。それは多くの人たちが望んでいることだと私は思っています。

その中で、今後、町長の任期があと1年半あって、町長も1年半頑張ると、任期まで頑張ると言っていますので、教育長も任期まで頑張ると、町長とともに伊仙町の教育行政、あるいは町政発展のために頑張りたい、これは私からのお願いでもあります。そういうことに対して、教育長は午前中では時期をどうするか、まだ考えていないということなどもありましたけれども、再度、私は教育、伊仙町の教育行政に対する責任というものをどう受け取っているのか、今後、あと2年半以上ありますよね。その期間、全うできるのかどうか、やりたいと思っているのか、どうか、お尋ねいたします。

○教育長（伊田 正則君）

これは午前中の樺山議員のほうからの質問と同じような質問だと思いますが、樺山議員の質問の中でも、教育長として教育に関わることと、島全体、伊仙町全体から教育やさらに方向性を充実させるための取組を考えるという意向もあるということをお話をしました。そこを含めて、辞する時期については自分自身の総合的な判断の中で決めていきたいというような発言をさせていただきました。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ今後、教育長として、あるいは教育長を辞職されても、伊仙町の発展のために頑張りたいと思っております。また町長のほうにもお願いしたように、今、伊仙町は本当に町民の皆

さんは不安定な気持ちで錯綜しています、町民は。そういうこと等がないような、そういうことが1年半もないような判断を、勇断と言いますかね、決断をお願いをいたして、この質問は終わりたいと思います。

次に、農業振興について。

農業施策についてでありまして、まず大きく堆肥センターの運営状況でありますけれども、先ほども久保議員から質問がありましたけれども、まず私たちが当初予算審査のための現地調査をしました。そのときに、入り口のところが非常に入りにくい、入りづらいです、コンクリが割れて。あそこを私はきちんとやってくださいと、そうするように修繕してくださいというお願いをしたんですけれども、あそこがどうなっているのかどうか。

それと、資材置き場については個人の土地だから見せる必要ないと言われて私は憤慨したんですけれども、議会が調査に行っているのに、当初予算の調査に行っているのに見せる必要ないといった理由。そして、今、その場所がどうなっているのか、これは保健所、あるいは南西糖業からも早期に整理しなさいということをしたということを知っておりますので、まずその2点についてお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず堆肥センター入口の道路の陥没でございますが、こちらは修繕完了しております。

続いて仮置き場の件ですよね、そこは管理者ご自身が土地を賃借して、仮置き場として使用しておりました。その場所を我々行政に対して、勝手に立ち入ってよろしいかどうかというのは、私はもちろん判断がつかないところだと思います。これは議会の要請があっても議会の方々が入ること自体、個人の土地に。それが許されるものではないと私は認識しております。

現在の状況ですが、順次運び出して堆肥化に向けて動いているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

議員から言われる必要はないという考えなんですけど（「議員が勝手に入る立場にはない、個人の」と呼ぶ者あり）いやいや、その意味は分かっている、分かりました。だけど、私たちは所管事務調査で、堆肥センターの予算関係であそこを見て、その置いている材料が保健所から廃棄物処理のそういう関係で環境汚染という町民からの苦情があって、処分しなさいと、あるいは南西糖業もそういうところに置くということを知らないで置いているのは分からなかったからちゃんとした場所に移動しなさいということがあったと私は聞いておりますので、私たちが個人の土地にこう、いろいろ言うつもりはありません。堆肥センター運営上の材料を使っているから、それがどうなっているのか、そういうところに、個人のところに置いているからそれをどうというわけではありません。そのどかさなければならぬ、保健所からの注意を受けたからそれがどうなったのかということで、今、処分中だということでもありますので、またいつごろをめどにそれが整理できるのか。

あるいは最近の話なんですけれども、あそこができてイノシシが非常に増えたと。サトウキビの

イノシシ被害が多く出たということを個人的に聞いております。そして、その堆肥の匂い、あるいは地下浸透等で問題が出るのではないかなという町民の声を聞いております。ですから、そこら辺りをどう今後、整理していくのか、再度お願いいたしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

1つずつお答えしていきたいんですが、こちら3月議会のほうでも答弁させていただいております。仮置き場の件につきましては、そういった質疑等出るだろうということで、我々も施設の管理者を堆肥センターに呼び出して待機させていたところでございます。ですので、あの場所を当時、その当日、見ることができたというふうに認識しております。

いつごろまでかと問われましても天候次第、夏までにはあの場を更地にして、次のはかま等を置いていけたらと考えております。夏ごろまでにはあの場は、ケーキにつきましては撤去して、堆肥化に向けていきたいと考えております。

次に、イノシシ被害が増大した、あのエリアですかね、という状況が、我々もイノシシを有害鳥獣として駆除する場合に、細かなエリアに分かれております。そのエリアごとにも確認しておりますが、あのエリアにおいてイノシシ被害が、あのエリアだけ増えたということは認識しておりません。またあのエリアにおきましても罠等設置しておりますので、そういったところで捕獲がございますが、特段そのエリアに限って被害が増大したということは、我々は確認できておりません。

○14番（美島 盛秀議員）

今、個人の土地だからという話は何回も出ますけれども、これは町長にお尋ねします。

その資材置き場がない、堆肥センターにないから個人の土地に置いてるという説明なんですけれども、だったらその土地を購入をして、購入をして資材置き場にすればどうかな。先ほどあのペレットの問題も出ましたけれども、私は個人的に、そういうやらなければならないところから先に手をつけてやれば予算化してやればいいんですけれども、そういうこともできないで町民の苦情がいつぱい出ているのに、まあペレットの問題も早くやってくれと、私もそういう希望です。農業もう何十年もやってますから土地がやせて肥料の問題はやらなければいけないと思っています。そういう先にやるべきこと、そういうことをやらないでやって2億以上の予算づけなどするから、これよりも先に必要な点があるんじゃないかなと思って、私はこれはちょっと考える必要があると、後にしなきゃいけないという考えで私は反対しました。そういうことに対して土地を購入して資材置き場を広げるという考え等あるか、ないか、お尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、仮置き場、土地がないからあの仮置き場にケーキを置いたといった説明は、私、一度もしたことがございません。それは美島議員がただ単純に、ご自身の考えでそう思っているから発言されているということですかね。（発言する者あり）今期、あの仮置き場に、ケーキを置いた要因の一つとして、堆肥センターの改修事業を計画していたということがございます。その事業自体が令

和5年度の補正予算ですので、令和6年度中の事業完了が求められていた。そのため内示等出たらすぐに工事に着工に入りたかったということもございまして、この1年に限ってケーキをあの場に仮置きさせていただいたという経緯がございます。そうしなければ、一度堆肥センター内に計器を搬入してしまうと、またそれを外に運び出す時間、その分、また工期が確保できなくなるといった計画にしておりましたので、今期に限ってはケーキをあの場に置いたということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

それぞれ言い分があることは十分分かっております。

しかし、以前、委託をしていた事業者、そのときに生ごみで堆肥にして、ペレットをしようということで試みた経緯もあるみたいです。そうしたら、その生ごみを持ってきて堆肥にしてペレットにしようということをしたら、生ごみにはいろんな不純物と言いましょか、畑にまいたときに面倒なものが入っているということで、ペレット化は難しいのではないかな。それよりも設備をやって整えてやるよりも、多額の設備をやるよりも、鹿児島辺りの安いのを仕入れて、それを町として助成して販売したらどうかなという話を聞いたこともありますですから、そういうところとコストの問題とか、あるいは買って、仕入れて、補助金を出してやったほうがいいのか。そういう検討とかはやられたのかどうか。2億以上の予算をかけて整備をする計画がいいと思うのか、あるいは鹿児島の安い、そういうペレット化されたのを借り入れてできた採算が合うのかどうか。

例えば、鹿児島から仕入れたら輸送賃がかかるぐらいだと、その値段を調べたり、あるいはその2億2,000万円の資金を投入して、それが何年期限を持つのか。何年かしたらまた新しく変えなければいけない、あるいはいい堆肥をするために攪拌機等も何十年か使ってないのがというのは今除去されましたけれども、そういう計算等して、きちんとした報告を持って、議会に提出されれば、我々も、ああこれは10年後にはこうしたほうが安上がりだなと、財政的にもいいなと検討がつくんですけれども、説明もないときにペレット化せないかんと行って急に出されたもんだから、私はこれはちょっと時期尚早だということで反対をしたところでありました。そこら辺り、鹿児島から堆肥を仕入れて、それに助成をつけて農家に、土づくりに還元したほうがいいのか、そういう肥料等があるのかどうか、お尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、前管理者が、生ごみを入れた堆肥のペレット化というのも、私のところでは全く認識しておりません。前管理者が生ごみを入れた堆肥をペレット化するという事業は、堆肥センターにおいては私のところでは認識はしておりません。

それと、鹿児島からのペレット堆肥に補助を出していくというお話ですが、先ほどから何かまた勘違いをしているのかと思うんですが、こちら3月議会のほうでも議論になりましたが、町費2億円となっておりますが、こちら辺地対策債を活用させていただこうと考えておりました。その際、辺地債約8割交付金として返還されてまいりますので、実質約4,000万の事業というふうになって

おります。その4,000万で、じゃあ鹿児島から仕入れてきた堆肥に助成をつけていく。これ1か年、2か年の話でしかないと考えているんですよね、我々として。分かります。1年、2年、そのペレット堆肥に補助をしたところで、じゃあ今、国が求めるSDGs、また緑の食糧システム戦略に基づく持続的な農業生産の継続、これに当てはまっていくのかどうか。それよりは、島内にある資源を活用した堆肥を製造していく。そして、その堆肥を安価で農家に提供し、土づくりを行っていただき、作物を生産していただく。これがベストな方法だと我々としては考えて、この事業計画を立てた次第であります。

○14番（美島 盛秀議員）

辺地債の交付税の戻りがあるということは、私も理解をしております。

しかし、一気に起債額をつけてやると、起債額が増えてくる。今の、平成3年度の行財政資料とこのを見させていただきましたが、伊仙町はどこの町村よりも悪いですよ、基金とか、辺地債の額とか。そういうのを見たときに、伊仙町はいろんな面で下の部分にあります。だから、そういうこと等も考えて、私は全体的に底上げをしなければいけないと、財政計画をきちんとした上でやらなければいけないということを申し上げていたところなんですけれども、誤解が多いと。誤解じゃないですよ、私もそういう資料等を見ていますよ。それで今の辺地債、今の堆肥センターだけの問題じゃないですよ。ほかのものを全部含めて。ですから、私がいつも言っているのは、オール伊仙町と各課のそういう事業等をみんなで検討して、みんなで協力し合ってやっていかなければいけないよということを、今までも申し上げてきたところであります。

そのことについては理解もしたし、私の考え方も分かったと思います。

その上で、春植え、夏植えに対する堆肥や化学肥料の助成計画についてお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず春ですが、実績としまして堆肥、また化成肥料の助成は行っているところでございます。堆肥につきましては製造工場の関係上、春植えが大分遅れてきましたので、現在、集計させているところでございます。化成肥料につきましては約130haに対しまして税抜き価格の半額補助といった形で化成肥料を助成させていただきました。

夏植えにつきましても現在堆肥、また化成肥料の助成計画、事業のほうを計画しております。化成肥料につきましては、国のほうへ事業申請を終えてまして、まもなく内示が出てくるものだろうと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

ご存じだとは思いますが、今年のサトウキビの生産額が16万3,298t、それから去年が16万9,000t、去年より5,834t減収ですよね。そういうこと等から考えてみますと、まだまだ助成事業が少ないと。この助成金というのは糖業振興会へ割り当てられた3町の国の補助金を3等分して伊仙町に来る、その補助金だと思います。その中に町単独の補助金が含まれていますか、お尋ねし

ます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず生産量、反収とともに伊仙町のほう落ちております。反収のほうも5 tを切るような状況になっております。これもやはり土壌が弱ってきている。畑自体が弱ってきている。化成肥料を与えても、それを作物が吸うことのできないような土壌になっているということが原因の1つと考えられております。

我々も圃場に行って、専門家と一緒に行くと、土等なめたりするんですけど、舌がやはりピリピリ、塩基成分が残りすぎていて、下がピリピリしたりといったことで、土壌がかなり弱ってきているのかなということは感じております。

また助成事業ですが、肥料につきましては国の事業を活用して実施いたします。

また町単で増産推進事業といたしまして、振興会のほうで植付け対策ですとか振興、ロータリー作業といったところの補助、また南西糖業のほうの資金を活用しまして、そういった助成をしていく予定で現在進めております。

○14番（美島 盛秀議員）

南西諸島、特にこの南3島はこのサトウキビが基幹作物でありまして、これでそれぞれ個人の生活、あるいは財政的なことも補われていると、私はこの農業振興こそが島の発展につながるということを常日頃思っておりまして質問をさせているわけなんですけれども。私も今、土が疲弊していると、弱っているということで、今年20万円分堆肥を、補助事業を受けました。まだ今年は工場が休んだり、あるいは気象条件が悪かったりで、十分その肥料さえも使えずに、まだ5反、6反分ですかね、まだもらってもいません。それはもう夏にでも回そうかなと思っていますけれども、私は本当に真剣に農家のことを思っているんです。

だから、町長が言っている農業振興60億達成を目指すのであれば、町単独の補助金を出してでも土づくりには協力してもらわなければいけない。そういうこと等を含めて、私はいつも言います。入札の執行残をそういうところの財政計画に当ててくださいと。全く我々の言うことを聞かない。そこから信頼関係がないとなってくるんですよ。

ですから、本当に議会との信頼関係を取り戻すのであれば、我々の議会との意見をしっかり酌み上げて、そして町単独でも農業振興には努力をしていただきたいと考えております。

その国の補助金の堆肥で農家への還元率何%ぐらい、春夏を含めてこの1年間の分の何%ぐらいの還元ができたと思っていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、農業振興が島の発展につながる、南西糖業の煙突にも書かれております。サトウキビは島を守る、島は国土を守る、そういった点からも農業の振興に力を入れないとい

けないと考えております。

そういった中で、町単独の補助事業、これを先ほども申し上げましたが、肥料に対して1年、2年行っていくのか、それともこの10年、15年、農家が手軽に使っていける肥料を製造して提供していくのかといったところで、我々はペレットという手段を選んだということでございます。

また次の質問にありました還元率ですかね、農家への還元（発言する者あり）還元率というところがちょっと、質問の意図が理解できないのですが。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えします。

春の肥料助成事業の実績についてでございますが、春植えに対しまして127ha、224戸、株出しに対しまして82ha、81戸へ供給しております。

○14番（美島 盛秀議員）

今数字を示していただきましたけれども、これからまた夏植えの助成もあると思います。そこで、農家さんの行った先、もらいに行つたけど自分たちには当たらなかったと、もらえなかったということ等の意見が多くて、私は町単の補助金を出せ、その足りない分の町単の補助金を出せないかとお尋ねをしたいところだったんですけども、その申し込み等につきまして、私はちょっと先から順番と、予算が切れ次第と、終わり次第という文言がよく資料に入ってますけれども、これを受付をして翌年度のサトウキビから引くと。

無駄な労費が、事務作業がいるかもしれませんけれども、そこら辺りは職員が努力していただければ、また農協さんに協力していただければいいんじゃないかなと思いますけれども、予約をとって、そして1か月の猶予をおくとか10日の猶予をおくとか期間を置いて、去年その前の実績、幾らありましたかということをとって、その実績に応じて、面積や実績に応じて配布をします。それで、あまりにも助成額が足りなかった場合には、町単独の補助事業である程度補うと。

そういうことをしないと、幾ら農業振興とかいっても具体的な方向性を見出さないと、今までどおりの計画ばかりしておつたんじゃない、私は農業振興にはつながらないと思いますので、そこら辺りをぜひ夏植え助成のときから進めていただきたいと思いますけれども、そういうことが可能なかどうかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、この肥料助成を行う際に、糖業部会という組織の中でメニュー等定めてまいります。その糖業部会が伊仙町、県、南西糖業、J A、共済、あと農家を含めた、あと南西サービスを含めた団体に組織しております。

その中で、肥料助成をするにあたっては、まず一番経費のかかる新植、春植え、夏植えに対して肥料を助成していこうという方向性の下に事業を実施しております。その中で、予算が余れば次の株出し等に分配していくという方向性としております。これは、部会の中で話し合っただけで都度都度毎回決めているところでございます。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり予算切れにおいて肥料が取れなかったという方、この春植え相当な数が出ました。そこは、我々も部会の中で話し合っただけで、やはり上限を、株出しに対する肥料助成は上限を定めていこうと。例えば、伊仙町内の1人農家当たりの平均栽培面積を上限とするだとか、少しでも多くの方々に株出しについても助成していけないかということで話し合っただけでございまして。

また、予約肥料みたいな形でJ Aのほうから引けないかというところは、これまで何度も議論に上がりまして、J Aのほうとも打ち合わせを行っているところですが、なかなかJ Aのほうで自分たちが売る肥料については、これは国庫の事業でありますので実績等を報告しないといけない。そういうところで、なかなか難しいという返事はいただいております。

しかしながら、やはり肥料価格も高騰しておりますので、どういったところで対応ができていくのか、これはまだJ Aとも協議は行っているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、努力をしていただきたいところなんですけれども、実はJ A祭りで売り出しのときには500円も値引きをして販売しているんですよ。ですから、私が町単独でできないかというのはそういう観点からしても、町がまとまって買って、そしてそれを、500円も安いわけですからそれを農家に助成することはできないかとか、今先ほど言ったような実績に応じて助成できないかとか、あるいは来年からまたデトラッシャーが値上がりしますよ。

理由を聞いたら、糖業振興会でデトラッシャーの基金がないと。基金がないから、今までは3町、農協、南西糖業が積み立てた基金で補ってきて、250円のデトラッシャー代でだったんですけども、それが600円上がると。恐らく今日、会合が持たれているはずですよ。恐らく上がる方向でいくかもしれません。

そうすると、本当に農家は支払うのが多くなって厳しい現状に追いやられます。ですから、農業振興を本当にいうのであれば、そういう農協の売り出しのときなどにまとめ買いをして、注文しただけで、それを助成として出すとか、やれることがいっぱいあると私は思っているんです。

そういうことでやれば、町民の皆さんあるいは農家の皆さんも十分理解をして、町も頑張ってく

れていると、生産高60億円という目標が達成できるんじゃないかということで、農家さんも協力して一生懸命努力をしますよ。やはりそういう執行部の頑張っている姿を見せないと、私は農家さんの理解を得られないと考えております。ぜひ、町単独事業でそういう増額をして、農家に還元できるようにお願いをしたいと思います。

それと、これ3月議会でも言いましたけれども、伝統の黒糖産業ということで、国の文化財として指定がされました。そして、がんの抑制もできると。本当に黒糖が江戸時代の幕府に対する献上品として贈られた値打ちというのが今出てきている。やはり昔の先人の知恵というのはすばらしいものがあって、砂糖を守ってきているんだなという思いがしているわけなんですけれども、やはりそういう先人たちのすばらしい黒糖生産の技術、そういうこと等を推進していくためにも、やはりこのサトウキビは守っていかなければいけないのではないかなと考えておりますので、こういうすばらしい国のサトウキビ、我々のサトウキビを守り、そして増産ができるようなそういう政策を、知恵を出していただきたいことをお願いしたいと思います。

このことについては終わりたいと思いますけれども、次にこれに関連してこのサトウキビ問題も非常に土壌の問題もありましょうが、環境がおかしい、そういうこと等含めて作物に農業が与える影響が大きい、このことをどう捉えているのか、地球温暖化に向けての農作物の今後の農業の在り方について、どのような考えを持っているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず地球温暖化については、世界的な問題であるため一概に町として問題提起することが非常に難しい問題とはなっておりますが、温度障害によるやはり病害の発生等は必ず起こり得るとされております。

そういった中で、国が示すようにSDGsであったり、緑の食糧システム戦略、そういったものの中でやはり化学肥料を低減させていく、堆肥等の資源をしっかりと活用していく、そういったことによりしっかりと病害を発生させない土づくりが非常に重要であると、国のほうから指針が出されております。そういったものに基づいて、我々は今後も堆肥のペレット化を推進していきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

この農作物に与える地球温暖化問題、農作物に限らずいろんなところに影響が出ると言われておりますけれども、これは私ちょっと資料を頂いてもらったんですけれども、離島版エコ農業パーク事業による地域循環共生圏構築事業、これは令和2年度からの1年の事業、これに伴って令和2年度の離島版エコ農業パーク事業による地域循環共生圏構築事業が平成2年10月から事業が始まっております。

それから、2050年までの脱炭素化社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業というのが始まっております。それから、令和3年から令和4年にかけて、2050年までの脱炭素社

会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業、こういう事業等を行っておりますけれども、この事業等は他の市町村でも既に行われて実現しているところもあります。実行している沖縄の知名町なんか、和泊なんかはそうだと思いますけれども、こういう事業を先取りして、こういう事業を推進しているわけですから、このことについて今後どのような流れでいくのか、これはきゅらまち観光で説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

令和2年度に、きゅらまち観光課のほうで行いました離島版エコ農業パーク事業による地域循環共生圏構築事業におきましては、牛ふんのペレット化、そしてあと生ごみの堆肥化の実証実験というのを行っております。

また、令和3年度、4年度に関しましては、2050年の脱炭素化に向けた伊仙町内の温室効果ガスの調査、そしてまた温室効果ガスというのが76%が二酸化炭素、16%が畜産など牛によるメタンガスによるものですので、町内におきましては農業畜産といった方面での脱炭素化ができないかという検討などの計画でございます。

今後また、それを参考に町としての実現可能な脱炭素化に向けた計画を、今後計画していく予定でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

資料によりますと、令和2年度の離島版エコ農業パーク事業による地域循環共生圏事業が、令和2年度から令和3年度に熊本の一般社団法人熊本環境革新支援センターというところに992万2,880円で受けさせて事業を委託してあります。その結果の報告等、そしてその報告等でどういう事業が進められたのかということで、今説明のあった令和3年度、令和4年度の事業だと思います。

その中で堆肥のペレット化とか、あるいは生ごみのペレット化という事業の研究がされたということだと思いますけれども、その中で令和4年ですか、生ごみのコンポスト、これ女性連の皆さんだったと思いますけれども、町長支出で紙段ボールコンポストの研究をするということで、非常に興味のある事業を推進していたと私は記憶しております。

それで、私も知っているうちのものなんですけれども、段ボールにバカスを入れて、そしたらこれ最高だよと言っていい研究だと、いい事業だと、これを進めたらいいねという話を女性の皆さんから、何人からか聞きました。その事業の経過、どうなっているのかお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

段ボールのコンポスト化については、各小学校などで女性によってやり方とかいう授業なども行いました。また、コンポストについてもきゅらまち観光課のほうでまだ販売はしております。コンポストによる生ごみの処理についても、きゅらまち観光課のほうで推奨しているところがございます。

○14番（美島 盛秀議員）

そのコンポストを無駄な、あれ1つ1万円くらいですかね、値段今はっきり分からないですけども、そのコンポストの半額を助成してそして推進したと。生ごみの肥料にする事業を推進したと。それには費用がかかるから段ボールコンポストにしようという事業等じゃなかったかと私は思いますけれども、そこら辺りの違い、そのコンポストの値段、どれだけの補助金が出て、台数が足りなくて買えなかったという話も聞いています。その事業の、そういう進捗状況とどうなったのかお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

コンポストのほうは1基3,000円で販売しております。また、付属する菌等の薬剤等も一緒に販売しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

この研究、その構築事業の下に計画されたのが、そのコンポスト事業、生ごみのそういうエコ農業を推進するための堆肥作り、生ごみを使っての堆肥作りだと私は理解していますけれども、その事業が令和3年10月にあって910万5,250円の事業ですよ。これを委託、請け負ったのが一般社団法人環境エネルギー革新協議会の地元の事業者ですよ。こういう生ごみ等を研究する、その翌年からのもありますけれども、地元の業者に委託をして、その研究がうまくいって、それが今実践できているのかどうか、お尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

令和3年、4年にした計画に関しましては、町内の調査、こういったことができるんじゃないかっていう調査の計画であります。今後、令和、次の補正にも上げておりますが、今後、町としてどういった計画ができるのかという計画を策定する予定でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

なかなかその事業の進捗状況が分からないんですけども、この事業は完結していますので、事業が終わって事業の委託料もきちんと支払われております。その支払われた金額、1,000万近い九百何十万ですけども、それに見合っただけの実績は考えられますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

この事業でやった内容に関しましては、畜産農業に関しての脱炭素化に向けた、検討に向けた計画でございますので、今後そのデータ等を参考に町でできる再生化エネルギーの導入に向けた計画等に参考として使えるものだと確信しております。

○14番（美島 盛秀議員）

その進捗状況、あるいはその成果が委託した事業の成果が出たのかどうかと、詳しく聞きたいわけなんですけれども、今からまた畜産農家に委託をしてする事業を、またやるための基礎的な予算、

事業だったということですか。分かりました。

こういう、これ補助率は国の100%事業ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

はい。100%事業でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

こういう100%の1,000万近い補助率を受けてやる大事な事業ですので、ぜひ結果を出して、そしてその結果がどうなったのかということ町民に報告をできるように、そしてまた我々議会にも理解できるような、そういう資料と報告などをぜひ経済新聞とか、経済だよりとかあるいは広報がありますので、そういうことをして町民にきちんと役場でいろんな事業計画をして、こういうふうにやっていますよと、町民の皆さんも協力してくださいというようなことをすれば、きっと私は農家さん一戸一戸協力もしてもらえるものと考えます。

こういう事業がありますから、これを農家に還元するための予算だと、国の100%事業だと考えておりますので、無駄のないしっかりとした補助事業を活用をお願いをしたいと思います。今後の対応等について、またこの事業がスムーズにいける計画ということなんですけれども、その計画どういう計画しているその内容。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

令和2年、3年度に環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネ、最大限導入のための計画づくり支援事業を活用して、2年間計画づくりの基礎調査を実施しております。この計画を2年以内に地球温暖化対策実行計画区域施策編という形で、どういった再生化エネルギーによって二酸化炭素、そしてメタンガスを減らすかといった計画と、また町内のある工場やクリーンセンターなど二酸化炭素を多く出すであろう事業者など、検討会をもって実現可能な、2050年までに実現可能な計画づくりを策定していく予定でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、国の全額補助金でありますので、3,000万近く、2,900万近く、今まで使っているわけですから、その実績が問われる今後の事業計画だと思います。そして、農家に還元できる。農家の農業生産額が上がる。そういう事業だと考えますので、ぜひこういう事業等をもっともっと取り入れて、農家、農業生産額が上がるような政策をお願いしたいところなんですけれども、それをもって今の環境、きゅらまち観光がやっている、それにちなんで経済課がまたそういうことをやらなければいけない。

やはりお互いが情報交換しながらやらなければならない。そしてまた、他の財務関係を預かる財務関係の当局、それでみんなが協力し合ってやらないとできないような事業等がこういうふうにしてたくさんあるわけなんです。だから、そういうことを町長、今後指導していく立場にある町長としてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○町長（大久保 明君）

今、美島議員が話したように、今議会においていろんな指摘を受けました。そのことをもう一回、私自身も振り返ってみて、各課長だけでなく各職員にこれから課横断的な形でいろいろ議論していく政策がいっぱいありますので、そういうことも含めてしっかりと課長会を通じて、今日、美島議員の言ったことを連携してやれるように、そしてまた即実行できるように進めてまいりたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

町長の前向きな答弁がいただけたと思います。ありがとうございます。そういうこと等を含めて、私がまた何遍も言いますが、副町長の席が空いている。早く、県や国からすばらしい指導力のある副町長を選任して、あと残った1年半を町の発展のために活躍させていただきたいということ等も含めて、この質問を終わります。

次の、糖業振興会における業務上横領事件の訴訟についての詳細を問うということについて、説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

糖業振興会における訴訟の状況でございますが、こちら3月議会でも答弁したとおりでございますので割愛させていただきます。

その後の経過としまして、3月、4月、5月、1回ずつ弁論準備期日として弁護士のほうが対応しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

以前の全員協議会のほうで、刑事訴訟のほうの裁判の結果の報告がありましたけれども、その本人は、名前は申し上げませんが懲役2年5年間の執行猶予付という判決が下りております。

今後、刑事訴訟で使われたお金も認めたり、あるいは残された使途不明金のお金が1,100万円ぐらいある。その1,100万円ぐらいについての民事訴訟が今行われているということですよ。その1,100万円の使途不明金の使い道、その部分については農協に支払い済みだと。町が立て替えているんだと思いますけれども、その部分については立て替えているということよろしいですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

1,100万の使途不明金の使い道ということではなく、当時その案件が生じた際に、JAへ支払いが滞っているものが1つありました。その支払いを早急に終わらせるために、町のほうから細かい数字はちょっと定かではないんですが、約300万円程度、町の一般財源から振興会の方へ補填してございます。

○14番（美島 盛秀議員）

私、この通知書の内容から私の個人的な判断ですと、本人が使い込みを認めたのは280万と。そ

して刑事事件として出てきた金額が104万円だったのですかね。384万円、これはもう支払い済みと。そうすると、その284万円のお金からお金を1,400万、額面ははっきり分からないんですけども、1,400万近くのお金を引くと大体1,100万が残っている計算になるわけですね。

その1,100万円について今、民事訴訟が行われていると。そして、その民事訴訟が続いているその1,100万円の使途不明金について、今裁判で民事訴訟でやっているんですけども、その1,100万近くのお金を返納した農協に支払うべきものを、いろいろなものを支払った、それを町の財源で立て替えて支払っているんじゃないですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、その通知書自体がちょっと分からないんですけど、本人から返済のあった額が280万円となっております。民事の訴訟で提起している金額が約1,100万円、その金額は使途不明金である金額でございます。町から補填した金額については糖業振興会としてJAに支払いが滞っている部分がありましたので、その部分に足りない部分、約300万円を町のほうから振興会へ補填しております。

○14番（美島 盛秀議員）

その300万円を、町が補填をしている。その300万円は民事訴訟が終了したときに支払うべき人は誰なのか、分かったらその300万円は返ってくる金額でというふうに受け止めていいわけ。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在の訴訟がそういった部分も含めて損害賠償をしていただくという訴訟でございます。ですので、判決があり次第その金額に従って返済がなされると認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、町が立て替えている300万、あるいはその300万の使途不明金の裁判が続けられていると。これ、いつまで裁判が続くかも分かりませんし、上告して最高裁まで行くかもしれません。そうなれば、長い年月がかかるわけなんですけれども、そういうこと等に対して町長はどういうふうな町民に対しての説明ができるのか。

これ私は糖業振興会の会長として、町長は責任があると私は考えておりますので、町長としてどういうふうな考えをしているのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保 明君）

このことは、当時の今でいう臨時職員のやった事件でございます。いろんな経費に関しましては、それは町も裁判を始めたわけでありますから、それは町が払うべきであるし、また色々今後まだまだ裁判費用も含めて、いろんな交通費とかいろいろあると思いますけれども、その件に関しましては課長のほうがいろいろと、これから弁護士等も含めて協議をしていくと思いますので、それを待って判断をしていきたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

これで、私の質問は終わりたいと思いますけれども、最後に大久保町長は6期の半ばで、次の町長選挙には出馬しないと表明をしております。あと1年半、町民がどのような考え方を示していくのか、私は先ほど申し上げましたように、早い時期での辞職をして、そして平和な伊仙町になるように、町長も町民総参加、そして長寿、子宝日本一、それを表明しております。

そしてまた、立候補当初から政争の町から政策の町へという大きなスローガンの下に立候補を表明いたしております。そういうこと等を考えたときに、私は一日でも早い平和な伊仙町にさせていただくために、町長の英断と、本当の勇気を町民に示していただきたい。これこそが町長あるいは町民の願いだと思いますし、また私の考え方もそうであります。

平和な伊仙町に早めに早く、一日でも早くなつてほしい、それが町民の、大概の町民の皆さんの願いではないかと考えますので、どうか町長の今後の英断を期待して、町民を惑わさないような政策実現に向かって頑張つて努力をしていただきたいということをお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○町長（大久保 明君）

すぐ辞職しなさいということは、これはますます混乱を広めるだけありますので、これから1年半全力で頑張つて伊仙町を本当に平和な町にしていくということを全力でやって、私は任期満了で町長を辞職したいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月13日木曜日、午前10時より開会いたします。

日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時50分

令和6年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和6年6月13日

令和6年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月13日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（大河善市議員、清平二議員、井上和代議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
12番	前徹志 議員	13番	樺山一 議員
14番	美島盛秀 議員		

1. 欠席議員（1名）

6番 佐田元 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君

事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
町長	大久保明 君
未来創生課長	佐平勝秀 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君
経済課長	橋口智旭 君
耕地課長	田中勝也 君
水道課長	富岡俊樹 君
教育長	伊田正則 君
社会教育課長	中富譲治 君
健康増進課長	大山拳 君
総務課長補佐	古川徹 君

職名	氏名
総務課長	實永英樹 君
くらし支援課長	上木博之 君
地域福祉課長	稲田大輝 君
建設課長	高橋雄三 君
きゅらまち観光課長	上木雄太 君
農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君
学校給食センター所長	森一途 君
選挙管理委員会書記長	稲田良和 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河 善市議員）

市民の皆様、おはようございます。議席番号3番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和6年第2回定例会において一般質問を行います。

それでは、通告内容に従って質問をします。

（1）住宅整備計画について。

①公営住宅及び定住促進住宅整備計画についてを問います。

②阿三カシナトウ団地の今後の整備計画についてを問います。

（2）農家支援事業について。

①サトウキビ農家支援事業での資材購入助成についてを問います。

②サトウキビ黒穂病発生状況及び対策についてを問います。

（3）子育て支援及び移住者支援について。

①子宝のまちとしての婚姻・出産・子育て支援策についてを問います。

②保育料無償化についてを問います。

③人口減少対策としての移住定住者支援策についてを問います。

以上で、1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。答弁については明確な答弁をお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

大河善市議員の質問にお答えいたします。

①の公営住宅及び定住促進住宅整備計画につきましては担当のほうから詳細に説明していただきますけれども、この住宅問題が少子化対策の大きな切り札になっております。全町において公営住宅の改修だけではなくて、小規模工区を中心に定住促進住宅を整備した結果、10数年前から開始いたしましたして、結果として今の小学生ぐらいまではその効果が出て児童生徒も増えてまいりました。そういった中で、私たちがやっていたような政策を全国的には他の自治体もそういうことに取り組んでおります。今後とも、今回の出生率が1.99という形で、非常に伊仙町にとっては1位、2位をずっと15年間続けた中で大変な1.99というのは、2.82が最高でしたから相当の16位という伊仙町としては屈辱的な結果が出ましたので、それを今後、その原因をしっかりと見極めて、そして今後、

伊仙町の可能性はまだたくさんありますので、その辺の計画を今後ともやっていきたいと思われ、この集中から分散という考え方をやっぱりさらにこれは町民の方々に理解をしていただいて、小規模工区がさらに子どもたちが増えていくということが重要であると思われ。喜念小学校が新しい形の小規模校としての新築というのは全国でも非常に珍しい状況で、それを実現いたしました。鹿浦小学校、阿権小学校、馬根小学校という形で今後なっていく中で、そこに子どもたちがどんどん増えていく、下地作りを今から始めていかなければなりません。そのことが地方創生の基本であると思われので、公営住宅及び定住促進住宅に関しましてはしっかりと担当とも、また、県・国とも交渉し、そして何よりも伊仙町議会の方々とそのことをしっかりと共有をしていけば伊仙町が出生率1位を取り戻すことは間違いなくできますので、そういったことでやればいいんじゃないかというふうに考えておりますので、詳細については担当のほうから説明していただきます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営みに至れる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

公共住宅への入居や家賃算定などの諸条件は、公営住宅法及び同規則に準じております。定住促進住宅、民間資金を活用した住宅につきましては、少子高齢化による人口減少を食い止めるため、民間事業者が建設した良質な住宅を伊仙町が借上げ、伊仙町定住促進住宅として町民及びUターン・Iターン者に対し安価で転換することによって、充実した生活環境を確保支援、入居者の将来における町内への定住を促進することにより、地域の活性化及び人口増加につながることを目的としています。また、従来の町営住宅とは異なりまして、入居に際して所得制限がなく、町の施策に応じて入居者の先行委員会により決めることができます。伊仙町が推進している小規模工区の住宅整備に適している住宅整備だと考えられております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今、課長のほうで公営住宅及び定住促進住宅についての説明がありましたが、公営住宅と定住促進住宅の家賃設定について及び定住促進住宅の現在の維持管理、家賃徴収等はどのような方法で行われているのかを伺います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅の家賃は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じて、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるところにより事業主体が定めております。定住促進住宅につきましては、伊仙町定住促進住宅条例により定めており、2LDKは月額3万円、3LDKは3万5,000円とし、同居する高校生以下の子どもがいる場合は1人につき5,000円の助成が4人まで可能となっております。

定住促進住宅の維持管理と家賃徴収につきましては、リース期間内はそのリース事業者が家賃徴

収等も行っている状況であります。

○3番（大河 善市議員）

今、説明がありましたが、リース契約伊仙についてはダイワリースさんがやっていると思いますが、これが町内の不動産業者さん等に委託をして徴収管理をされているという認識でよろしいか伺います。

○建設課長（高橋 雄三君）

そのとおりでございます。

○3番（大河 善市議員）

次に、定住促進住宅を今、3地区整備されましたが、この定住促進住宅について町としてのやりぱりメリット・デメリットがあると思いますが、これについて伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

定住促進住宅のメリットとしては4つあります。1つ目が、初期投資を抑えることができること。2つ目、建設までの期間が短いということです。1年から1年半程度でプロポーザル、企業競争を行って設計及び施工を行います。3つ目が公営住宅法に基づくことなく、町独自で家賃設定、入居基準設定等が可能であります。それにより公営住宅には入居できない、特に都会から島に来られた高額所得者の入居も可能になっております。4つ目が安全性の確保に不安のある老朽化した住宅の解体撤去を行う際の転居先としても利用可能になっております。

デメリットとしましては、主に2つあります。町の経済的負担が大きいこと。補助事業でないので、建設にかかる費用は全て町が負担することになっております。2つ目が、家賃入居条件等は町独自で設定できるものの、公営住宅整備事業で整備した既存の住宅等のバランスに配慮する必要があると考えられております。

公営住宅のメリット・デメリットについても説明したいと思います。

メリットとしては、3つあります。住宅建設費用の2分の1の補助があります。住宅建物建設の2分の1の補助のため用地確保、外構等を考慮すると総事業費の4割前後の補助になります。2つ目、住宅建設費用の町負担分は起債が活用できることです。3つ目、管理開始後10年間、家賃低廉化事業の活用ができるということです。

デメリットとしては、5つほどあります。1つが初期投資がかかること。2つ目が入居に関して町として条件を付することができない。ファミリー世帯対象や、町外者優先などの設定ができないということです。3つ目が高額所得者や単身者などは基本的に入居できません。4つ目、家賃を町が設定することはできません。5つ目が建設を設定してから建設まで3年程度の期間を要すること。以上のことから、小規模工区には公営住宅は向かないのではないかとということで、その他の工区には公営住宅が有効的と判断できますので、この辺の判断をよろしく願いいたします。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。それぞれ良い点、悪い点があると思いますが、先ほど課長の答弁で定住促進住宅の建設によって、後で最後の質問でもありますが、所得の高額の定住者等にはいいんじゃないかというメリット等もありましたが、デメリットも多いということでこの事業を今、3地区なされていますが、デメリットも町としてあるということで、これを推進して多く作るということはいくらできないということによろしいか。ちょっと伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

そこらへんは財務と相談しながら町の財政に負担がかからないように計画を進めていかないといけないと考えております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。現在、整備された定住促進住宅については、民間のリース事業を活用し今、阿三、阿権、小島地区に小規模公営の、児童生徒数の確保対策として子育て世帯を対象に入居がなされていると思いますが、入居している方に、子どもさんが卒業して子どもさんがいなくなっても定住促進住宅にずっと住むことができるのかどうかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

直接的な条件はございませんが、伊仙町定住促進住宅条例において町長が定住促進住宅の管理上、特に必要があると認めたとき明け渡し請求ができることとなっております。今後、執行部においても協議を重ね、より効率的な条例改正も視野に入れて検討していきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

再度、今のことを確認したいんですが、最初に作ったところもやがて10年近くになっていると思いますが、子どもさんが卒業していなくなる世帯も多くなってきたりすると思いますが、再度確認ですが、なくなったとき今の場合は制限は、いなくなってもその住宅に住むことができるという認識で良いかを再度確認したいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

今のところはそこに制限はございません。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。それでは、次に、町営住宅の新規建設及び建替え修繕整備によって、整備は公共施設総合管理計画及び公営住宅長寿命化計画に基づいて実施されていると思いますが、今後、整備を予定している地区及び整備スケジュールについてを伺いたいと思います。

まず、新規に建設を予定している地区について、令和6年から伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、新規建設についてですが、令和6年度に西犬田布団地、木造平屋2棟4戸2DKタイプを

建設します。令和3年度事業で2棟4戸、建設済みであり、今年度2棟を建築して完成になります。令和7年度から8年度にかけて西伊仙東団地旧大久保団地跡地の設計から建築を予定しています。

あと、建替え事業につきましては今年度に、令和5年度繰越事業において下向里団地RC2階1棟8戸2DKタイプを整備します。また、阿三カシナトウ団地も建替え事業になります。

令和6年度に敷地北側に約1,100m²に木造平屋2棟6戸2DKタイプの整備を完了してまいります。今年度、既存団地RC造の平屋3棟6戸の解体と設計、敷地造成を予定しております。

令和7年度から8年度にかけて、設計を基に住宅整備を進める予定であります。

修繕についてですが、令和4年度事業において、検福赤久団地RC造平屋2棟8戸の改修工事を実施しています。

令和5年度事業において、佐弁団地RC造平屋3棟6戸の改修工事を実施中であります。

令和6年度事業において、糸木名団地RC造平屋3棟8戸の改修工事を予定しております。

令和8年度において、大里団地RC2階1棟4戸及び2棟4戸の西犬田布団地RC造平屋3棟8戸の改修工事を予定しているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が新設及び建替え修繕事業での住宅整備の地区の説明がありましたが、1つだけ聞きたいのですが、改善整備によって整備される住宅のスケジュールは単純に古い順から整備をしていくのか、先ほど伊仙大里、西犬田布、計画にはその他の上検福、阿権、木之香、崎原等の住宅をスケジュールには予定されているということがありましたが、この順番等についてはどういう基準で計画をしているかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

築年数等、あと外観目視等により、危険箇所を確認等を行っております。それにより危険順位度が高い住宅から整備を行っております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。先ほども質問しましたが、今後、定住促進住宅整備計画が新しい団地を予定しているかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町の政策として、小規模工区の住宅政策を優先していくこととなると思います。

小規模工区は、阿権工区、馬根工区、糸木名工区、鹿浦工区、喜念工区になります。

鹿浦と喜念工区については、阿三カシナトウ団地や喜念団地を整備していますので、阿権工区、馬根工区、糸木名工区が優先になるものと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、小規模工区に予定をしているという計画があるということですが、次に、令和3年から令和

7年度の過疎地域持続的発展計画書の中で阿権団地及び上検福他、これ目手久だと思っておりますが計画がされていて、令和4年度に住宅計画土地取得が上検福と目手久地区にはあったと思っております、その後の工業地区の取扱いはどのようになっているかを伺いたいと思っております。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。過疎地域集落再編整備事業計画の変更により、上検福の用地購入費を落とした経緯があります。当時は、住宅用地の他の候補地等も再検討により落としたものと思っております。現在は、伊仙町が進める住宅整備の情勢も変わり、現在は小規模工区の住宅整備を最優先に進めることとなっておりますが、公営住宅や定住促進住宅整備の特徴を考慮して整備計画を進めることで、早い段階での上検福住宅整備が可能ではないかと考えております。

計画は執行可能な段階で再度上程したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○3番（大河 善市議員）

現在、建設された阿権団地については、現在、建設された場所には空き地があつて、この事業を活用して、また追加で事業を近いうちにやるような予定がないかを伺いたいと思っております。定住促進住宅で阿権地区をする予定がないか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和6年度から7年度にかけて既存定住促進住宅阿権団地の南側残地に木造平屋3戸から4戸を計画しており、現在、9月議会への債務負担行為計画の提出やプロポーザル等の準備を進めております。

阿権団地以降については、建設用地や予算確保等クリアすべき事項はありますが、基本的に小規模工区において定住促進住宅の整備を進めていく予定であります。

○3番（大河 善市議員）

今、課長の答弁で9月に阿権地区についてはこういう予定があつて上程をするということによろしいか。再度伺いたいと思っております。

○建設課長（高橋 雄三君）

今現在、見積り等を準備しておりますので、準備でき次第、9月に上程したいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。再度課長に確認ですが、先ほども言いましたが過疎地域集落再編整備事業で阿権地区及び上検福地区が計画をされていますので、ぜひ上検福地区においても住宅整備計画を早めにする予定がないか、また、この町の公営住宅整備スケジュールに上検福地区の予定が明記されていないというふうに私は認識をしているのですが、なぜ整備計画に、スケジュールに上検福地区が載っていないかを再度伺いたいと思っております。

○建設課長（高橋 雄三君）

そこら辺も執行部等で十分協議してまた計画を策定していきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

これも再度確認をしますが、令和4年度に土地取得の予算化もされながらそのままになっている現状ですので、ぜひ再編整備計画にも載っていますので、この辺をまた再度協議、上検福については実施できるようにお願いをしたいと思います。

次、2番目についてもお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

2番目の質問の阿三カシナトウ団地、今後の整備計画についてという質問にお答えいたします。

令和4年度に行った団地全体の基本計画で、現在整備されている1棟3戸2DKタイプを6棟整備するイメージとなっております。これから整備する部分についての設計は今後発注する予定で、構造や規模などは未決定となっております。

○3番（大河 善市議員）

令和5年、9月の議会の決算特別委員会の現地調査だったと思いますが、阿三カシナトウ住宅建設予定地の調査がありまして、担当のほうから今後の住宅建設設計について説明があり、令和5年度建設予定の2棟6戸の2DKタイプの住宅を建設し、古い住宅を解体・造成したところに4棟12戸の住宅を計画しているという説明を受けましたが、予定している住宅については現在完成している2DKタイプの住宅を計画をしているのかを伺いたしたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問等にお答えいたします。現在の基本設計では2DKタイプを6棟整備するイメージとなっております。

○3番（大河 善市議員）

それで、阿三カシナトウ住宅整備は令和5年度に浄化槽に既に設置、60人槽を設置していると思いますが、ぜひ計画を今からするのでありますので、この住宅建設、今おっしゃった2DKを予定しているということですが、設計変更等ができるのかをまず伺いたしたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和5年度に経費縮減を図って、将来を見越した60人槽の浄化槽を設置してあります。今後の設計はその浄化槽規模との整合性を図りながら現在のニーズや地元からの要望などを勘案し、より良い住宅になるよう設計できればと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今の課長の答弁では、今後協議もしてよりよいものにしていくという答弁がありましたが、鹿浦小学校の校舎建設等もあり、令和6年度に設計委託、地質調査委託が予算化されていますが、今後、阿三カシナトウ住宅整備については鹿浦小学校の児童数確保の点からも、ぜひ子育て世代が入居しやすい3DKタイプの住宅整備を要望しますが、先ほども2DKタイプを予定しているということですが、今後変更等をして地元の学校建設もありますので、そういうことを考慮して現在町が計画しているものの変更等ができるかを伺いたしたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。詳細設計はこれから設計するものでありますので、浄化槽規模等の整合性を図りながら3DKも考慮して設計に取り入れていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、地元の要望等も聞きながら今、2棟6戸建設がされていますが、全て2DKタイプで1人世帯とか夫婦2人世帯については十分だと思えますが、小学校の学校建設等もありますので、ぜひその辺を考慮しながら計画を進めて地元の要望等も聞きながら今後のカシナトウ建設については配慮をよろしくお願いをしたいと思えます。

続いて阿三カシナトウ住宅整備について、6年度以降のスケジュールを再度説明をお願いしたいと思えます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。6年度は既存住宅3棟6戸の解体、あと敷地の残地約1,800m²の造成と、今後、残地整備していく住宅の設計を行います。令和7年度、8年度に、令和6年度に行った設計を基に住宅の整備を進めていく予定であります。

○3番（大河 善市議員）

再度、ぜひ子育て世帯が入居しやすい住宅を要望したいと思えます。

続いて2番、農家支援事業についてを伺います。

○経済課長（橋口 智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。①のサトウキビ農家支援事業の資材購入助成について問うとのことですが、先般、終わりました春に行った助成に対しまして実績をお示ししたいと思えます。

この春、2つの事業、2つの国庫事業を申請し予算獲得を行い助成を実施したところでございます。

総事業費4,392万7,000円、うち補助金額が1,996万7,000円となっております。税抜き価格の50%を補助したところでございます。

○3番（大河 善市議員）

昨日、この問題についても質問がありましたが、1つは要望というかあれですが、春植え、夏植え農家をまず対象に事業を実施しているんですが、事業に達しないときに春植えについては株出し農家を対象として肥料購入助成を実施したと思えますが、この申込についてはどういう基準で、株出し農家についてはどういう基準で手続きをされているかを伺いたいと思えます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。まず、申込の段階ですが、春夏につきましては、それぞれ春植えの植え付け申告、夏の植え付け申告等を出していただいております。そこで余った予算につきましては、株出し等に振り分けているところですが、こちらは予算の限りも少ないため、現在早い農家順で受付をいたしておりました。しかしながら、昨日、美島議員の質問でもお答えいたしましたとおり、より

多くの農家の方々へ支援できないかということで部会のほうで話し合いを持ちまして、補助対象とする面積の上限を設けていこうということで話し合いを行っております。

○3番（大河 善市議員）

昨日の説明を聞いて分かりましたが、再度確認したいのですが、今期、春植えの植え付け面積は何haぐらいになっていて今回の春植え肥料助成を受けた農家はその何割程度助成を受けたかを伺いたと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。春植えの実績についてでございますが、こちら今、調査員を使いまして全圃場を調査をかけているところですので、詳細はまだ上がってきていないところです。

春の肥料助成を行った補助につきましては127haに対しまして助成を行っております。

○3番（大河 善市議員）

その方が春植えされた方の何割ぐらいになるかということはまだ把握ができないという回答でよろしいですか。

この事業については、夏植えでも実施すると思いますが、申し込みに達しない場合は、また株出し農家を対象に同じように事業を予定しているかを伺いたしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。これから始まる夏植えに対しても肥料の助成事業を計画しております。しかしながら、予算額として現在想定している額が補助金額で約1,000万円となっております。面積に換算すると前期価格の50%を補助するとして105haにとどまってしまうということもございますので、まずは夏植え優先で事業を行っていきたくと考えております。また、増産推進事業等で植え付けの作業等受付も開始いたしますので、そちらの申し込みをされた農家のほうへも推進を行っていく予定としております。そこで余った予算額に関しましては、これはまた国のほうへ返還するののもったいない話ですので、再度募集をかけまして株出し等に分配していきたくと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。先ほどの株出しの受付について現行の説明を受けましたが、現在行っているのは受付順番で数量に制限がなく申し込めないために希望が多く肥料購入が受けられない農家もいますが、先ほど、今後は面積等の制限を設けるという説明がありましたが、株出しについては面積の確認等もする必要が、農家は申告をそのまま受付をするんじゃなくて、何か確認方法等によって申込み受付をする考え等がないかを伺いたしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。面積の確認についてでございますが、我々、製糖終了後にJAのほうから全ての農家さんのデータをいただいております。そのデータから各種県に対する報告等がございますので、積算の資料としていただいておりますので、そこで面積の確認は都度行ってはいる状況でございます。また今後もその確認は行っていくということにしております。

○3番（大河 善市議員）

課長の今の答弁では面積確認は行っているということによろしいわけですか。受付時には書いたものをそのままして支援をしているように思いますが、ぜひ先ほど数量制限、また確認等をして、要は私が言いたいのは多くの農家に申込順、それはもちろん大事ですが支援金も決まっておりますので、幅広く支援を国からの事業でありますので、今後そういうふうな対策をとって支援をしていただきたいと思えます。要望ですが。

続いて、2番目について答弁をお願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。②のサトウキビ黒穂病の発生状況及び対策についてでございますが、現在、町内において一筆、1か所の畑の黒穂病の発生を確認しております。該当圃場におきましては、発生した株に関しましては農家さん自ら刈り取って圃場外へ持ち出し焼却されたという報告を受けております。

○3番（大河 善市議員）

この問題については先般の新聞等で報道がありまして、まず沖永良部島の知名町でこの黒穂病が発生が確認されたという新聞報道がありましたが、島内、徳之島3町でも発生が確認されたということですが、町内においてもこれは何か所、1か所の発生があったという今説明がありましたが、農家への周知、防災無線で放送があったと思えますが、周知等についてはどのような周知を農家への啓蒙等しているかを伺いたいと思えます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。農家への周知でございますが、まず島内において5月15日に天城町のほうで確認をされております。その日から5月末までにかけてまして防災無線のほうで注意喚起、また圃場の見回りの徹底等をお願いしたところでございます。それを受けまして農家のほうから10件程度問合せがありまして、都度、都度、担当が行ったり県の担当をお願いして見てもらったりしたところで一筆だけ確認がされたということでございます。また、この件に関しまして6月3日に県庁のほうで緊急の対策会議が持たれております。そこで、うちの補佐と担当出席いたしておりまして、その中で県のほうで取りまとめたパンフレットと農家へ対する広報の媒体等を準備するという報告を受けております。その文書ができ次第、また町のほうとしては全国配付を考えているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。この黒穂病については昭和50年代にサトウキビに黒穂病が大発生したという記憶があり、キビ畑から株を掘り取り焼却処理をしたということを知っておりますが、現に農家等への周知等も行っていたかと思えます。

次に、今、県のほうで説明等を行って農家への周知を図っていきたいということを知りましたが、徳之島にはサトウキビ対策本部がありますので、この黒穂病発生を受けて初動体制マニ

マニュアル策定等をして黒穂病に感染したサトウキビの写真等を掲載し、サトウキビ農家への周知を図っていくことが必要だと思っておりますが、これ等について徳之島全体で取り組む等を考えているかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。まず、本病気に関しましては徳之島全体というよりはサトウキビの産地全体で取り組まないといけない課題と認識しております。また、県の防除所等の協力も必要でございます。そういったところで広報媒体、対策本部でつくれないか協議もいたしておりましたが、各島々で対応等が異なっていくと、新たな問題が発生する可能性があるといった事案が懸念されましたので、県のほうでしっかりとマニュアルをつくって配付を行うということで決定しております。

○3番（大河 善市議員）

今、説明がありました。これを農家へまた周知をするために経済課だよりか何か等を使って配付をする予定にしているかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。本マニュアルができ次第、経済課だよりですと7月とあって、もうだんだん時期が遅くなってまいりますので、民間の広告事業者さん等々ありますので、そういったところで配付を考えております。早急に農家のほうへ配付したいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、そういう対策をして、この黒穂病発生が蔓延しないような対策等よろしくお願いをしたいと思っております。経済課について再度もう1点説明をしていただきたいことがありますが、町の堆肥センターの改修及び堆肥センターのペレット関連について質問等もありましたが、この事業について経済課長に堆肥センターの改修及びペレット化についての再度説明等をして、多くの皆さんが今議会中継等も見えていますので、この事業について再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時15分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1回だけ許可します。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。昨日もお答えいたしましたとおり、ペレット化の事業につきましては総事業費4億のうち2億が国費、残りの2億に辺地債を充当しようと考えておりました。返地債2億につきましては約80%が交付税措置として町に返還されるため、実質約4,000万円の事業というふうに

計画をいたしておりました。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。ありがとうございます。

続いて、3番について答弁をお願いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

3番、子育て支援及び移住者支援についてですが、未来創生課におきましては婚姻の部分について答弁させていただきます。まず婚姻につきましては、本町のみならず日本全体の課題として捉えなければいけないと考えております。中でも、直近の報道によりますと、婚姻数につきましては前年より3万213組少ない47万4,717組ということで、50万組を下回るのは1933年以来ということで、全国的に婚姻数が少なく、また晩婚化が進んでいる現状であります。本町におきましても例外ではなく、そういったところを踏まえながら婚姻に関するサポートをしていくところでもございますが、近年においてはLGBTQとかにおいてはパートナーシップ制度とか、各自治体においてはそういった性的マイノリティとかも考慮しながら進めていかないといけないという側面もありつつ、この婚姻に関しての支援サポートも行っていかなければならないと思っております。

具体的には、今現状、各企業においてはそういった婚姻に関するマッチングアプリとか相談所等々を県も行っておりますが、本町といたしましては基本的には個々のそういった婚姻に直結する部分に関してはあくまでも個人の意見、そういったところを尊重しつつ、情報として行政が流せるものについては適宜提供していくようにしていきたいなと思っております。以前、お見合いプロジェクトとかいろんな形で瀬田海浜公園でイベント等もしたことがございますが、その後、コロナとかいろいろな事情も勘案して、今されていない状況ですが、今、町としてもそういったところも今後検討していき、必要とあればそういった婚姻につながるような形のイベント、そういったところも企業とも協議しながら進めていけたらなと思っております。

以上です。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

子育て支援課より、出産子育て支援策のほうについて答弁させていただきます。

子育て支援課といたしましては、子育て支援事業、われんきや広場であったり訪問型の子育て支援、そしてまた出産子育て応援給付金の支給、放課後児童クラブ、それで保育事業に関しましては、給食支援事業であったり、多子世帯保育料軽減事業の実施、そして母子保健に関しましてはまた乳幼児健診であったり親子教室など、また、子ども医療費の助成であったり、今実施しているところでございますが、今年度より新たな部分に関しましては、今年度より出産祝い金の増額と、また、病児保育の実施、それで放課後児童クラブに関しては、東部のほうにも新設して、今後また子育て支援に充実していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。先ほど、未来創生課長からありましたが、令和6年度の施政方針で民間

企業による婚活支援等の支援ということが載っておりましたが、具体的計画及び町としての取組、政策があるかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。民間企業、それぞれいろんな企業もあり、あとアプリ等もあります中で、まずは県が実施する結婚相談並びにそういったところのサポートを中心に各種施策を講じていきたいと思っておりますが、それぞれ県もそうですし民間の企業も出していくサービスの中で、それぞれいろんなパターン、ケースもあります。あと、必要によっては有償な部分のサポートもあるかと思っておりますので、そこについてはやっぱり地方当局が一概にこれと決めつけてするのはあまり好ましくないと思っておりますので、ある程度町民の皆さん、特に未婚者の意見等を十分にお伺いし、またそこに配慮しながら、プライバシーにも配慮しながら取り組んでいくことが望ましいと思っておりますので、現時点ではそういった方向性は示すものの、具体策についてはまたそういったところを考慮して対応していきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。この婚活問題についても、やっぱり人口減少対策としてもやっぱり大事なことだと思っておりますので、ぜひ取組も進めていただきたいと思っております。

次に、婚姻届及び出生届とおめでたい届等、窓口に提出する際、令和5年度第1回定例会当初予算委員会でも質問をしましたが、そういう証明書を発行したり、それを新しいサービスについてどのようなサービスができないかということをお伺いしましたが、現在の取組について伺いたいと思います。

○くらし支援課長（上木 博之君）

お答えいたします。現在、女性職員のアイデア等を取り入れながら婚姻届、出生届の際に命名書からフォトフレーム、そういったものの記念品を贈る準備を進めております。早ければ7月にはサービスを開始していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。現在は行ってないですが近いうち、7月からですがそういう新しいサービスを行うということでよろしいですね。これについては質問、予算で質問しましたが新しい庁舎に移って町民サービスをやっぱりぜひ行って、こういうおめでたい届等した場合に喜ばれるような施策をぜひ、実現をしていただきたいと思っております。

次に、過去5年間の出生者数が令和元年から4年度で大体40名程度、5年度について31名と出生者数の届が減少しているという実績を聞いておりますが、それに伴って小学校の入学生徒数も令和3年度が7、80名いたということですが、令和4年度62名、令和5年度が47名という資料をいただきましたが、生徒数が減少ともしていることは顕著に見られますが、先ほど町長が合計特殊出生率についてもお話がありましたが、伊仙町については特殊出生率については非常に高い推移をしていましたが、今回の発表で1.99ということで全国16位という発表がありましたが、こういう生徒数及

び合計特殊出生率の低下、また、子どもの出生数も減っておりますが、この要因等についてどのようなこと等が考えるかを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。少子化については伊仙町のみならず全国的に少子化が進んでいるわけなのですが、その要因といたしましては婚姻件数であったり婚姻率、そういった部分もこの出生率に大きく関わっているということで、ここが低下するにはこの未婚化、そして晩婚化、結婚を遅らすというこの晩婚化が進行していると。その理由といたしましてはまた経済的理由であったり、この時代が進むにつれて価値観が変わりまして仕事や勉学を優先する方、また、働く女性が多くなったことも影響されると思われまます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。先ほど課長の答弁で、令和6年度より子育て支援事業での出産祝い金の増額が下げた目的より支援金の詳細について伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

出産祝い金に関してですが、目的といたしまして出産児を祝福し時代を担う子どもの健やかな成長を願い、児童福祉の向上に資することを目的として祝い金を出しております。この詳細についてですが、第1子が15万円、第2子が20万円、第3子が30万円、第4子が40万円、第5子が50万円、第6子以降が55万円となっております。

この中で、約8割が現金支給、約2割が商品券とおむつ券となっております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。このように、子育て支援について出産祝い金が増額されたんですが、今後の財源についてを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

こちらの財源は、ふるさと納税を活用させていただいております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今回の出産祝い金増額については、令和5年9月の定例会の特別委員会で永田議員からの出産祝い金の増額について要望がなされたと思いますが、また大久保町長の人口減少対策として支援学校の充実が実現されたと思います。このように支援金が増額されましたので、島内の2町よりも特に第1子から第3子までの対象者の世帯について支援学校が充実していると思いますが、このへんのことを子育て世帯及び町民への周知及び対外的にアピールすることも人口減少対策になると思いますが、また、移住者の支援にもなると思いますが、町として今回の出産祝い金の増額支援をどのようにアピール等をしていくかを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

アピールについてですが、こちらは広報紙やホームページへの掲載はもちろんですが、またSNS等も活用して島内、島外へ広くアピールしていきたいと考えているところでございます。また、

この出産祝い金の贈呈式も7月頃を実施、予定しているところでございます。そちらに関しても広報紙やホームページ等で掲載、または新聞記者等へのプレスリリースも今考えているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、伊仙町においてもこういう支援策が充実していることを対外的にもアピールすることも大事だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2番について説明をお願いします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

2番の保育料無償化についてですが、令和4年の2年前ぐらいになりますが、そのときの中でも質問があって、それ以降、保育料の無償化について協議・検討されてきているところでございます。こちらに関しては、中身といたしまして町内の保育園及び認定こども園の保育料は0歳から3歳未満が対象で、世帯の年収に応じて保育料が設定されているところでございます。また、多子世帯においては、鹿児島県多子世帯保育料軽減事業を活用いたしまして、保育料の軽減措置を行っているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

この問題について、先ほど課長からありましたが令和4年の12月の定例会で一般質問の中で、子どもを産み育てやすい環境を作るために0歳から3歳未満児の保育料無償化について質問をしましたが、その中での答弁では年間2,100万程度の財源が必要ということで、今、緊急には財源確保が難しいという現状で、今後については財政当局と協議したいという答弁をいただきましたが、ぜひ、子どもを産み育てやすいまちづくりのために保育料無償化について現在どのように考えているかを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。町内の保育料を無償化にするとすると約1,500万円から2,000万円程度の予算が必要となります。この財源の確保といたしまして、また、保育料軽減に関するそういった事業等がないかなどを含めて今後協議し、令和7年もしくは令和8年度の実施に向けて取り組みたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今、前向きな答弁がいただけました。ありがとうございます。この保育所の保育料問題については、町内には以前へき地保育所があり、保育料が安いというためにへき地保育所に入所される方もいましたが、へき地保育所が廃止になり、町内には現在認可保育所及びこども園があるということで保育料については保護者の所得で保育料が決まるということで、所得が高く、0歳から3歳未満の子どもを認可保育所に入所させる場合には高額な保育料になるということを知っております。こういうこともありますので、ぜひ、保育料無償化については検討を進めていただきたいと思います。

それと関連して、第6次伊仙町総合計画に向けて、子育てがしやすい環境を目指して妊娠・出産期から児童・生徒までの切れ目のない支援が明記されておりますが、新たに子育て支援策を講じることは大切ではないかと思っております。ぜひ、こういう第6次伊仙町総合計画にもそういうことが明記されておりますので、町内に保育所の保育料の無償化についての考えを再度伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

今年度より出産祝い金も増額いたしまして、また、今までもやっぱり実施してきているこの各種事業も継続しながら、今、議員からも質問いただいているこの保育料の無償化に向けても取り組んで、切れ目のない支援を行い、手厚い子育て支援をさらに強化していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。それでは、最後になりますが3番について回答をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

③人口減少対策としての移住定住者支援策について問うということですが、主に人口減少対策として特立すべき政策としてはご承知のとおり、第2次安倍政権が看板政策に掲げた地方創生が1つの基礎となって、今年でちょうど10年目に入るということですが、その中で、本町におきましては実際、予算措置をしている事業といたしましては鹿児島県が実施する、これも地方創生事業の一環であります。移住促進事業ということで、わくわく鹿児島移住支援促進事業、そして、近年注目されています特定地域づくり事業協同組合、あと地域おこし協力隊、この3つの事業を軸として移住支援を行っております。

中でも、地方への移住及び定住促進する事業の中で、徳之島伊仙まちづくり協同組合は各方面から注目を浴びており、特に、移住のみならず定住するために必要なサポートを行っております。

以上です。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。令和6年の町の施政方針で移住者受入の目標を30名程度というふうに明記されておりますが、町内に転勤者以外に移住者は年間何名程度いるのか、また、増加傾向にあるのか、または移住者が減少傾向にあるのかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えをします。直近で令和5年度の移住者実績調査票ということで毎年県に報告しているものがありますが、今ちょっと大河議員のほうから補足でありました、その転勤族を除くということではちょっとそこまではなかなか把握しきれないところがございますので、純粹に移住者ということで、これは外国人も含む形、そして役場職員の出向を除く形でカウントしている部分がございますので、それをお伝えします。

令和5年度におきましては、こちらのほうに入ってきた人数が延べで277名でございます。そし

て、その中でも特に年齢別で多かったのは20代、そして30代、次に20歳未満が特に多いところでありました。家族構成につきましては、主に単身世帯が多く、単身世帯につきましては277名のうち187名、家族世帯が90名、合わせて277ということで把握してございます。もろもろ移住者として、本町が政策的な投資を行った中で把握している部分につきましては、令和5年度特定地域づくり協同組合で5名、その組合を通じて町内移住された方は7名、合計12名が政策的投資効果として、移住者として実績を把握してございます。令和6年度につきましては、まだ進捗状況ではございますが、地域おこし協力隊として1名、特定地域づくり協同組合として1名、また、その組合の相談窓口を通じて移住された方は4名、合計6名が令和6年度に移住者として入ってきている状況でございます。

以上です。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今、課長の答弁で移住者数が277名程度いるというお話がありましたが、新たな奄振の基本方針で定住移住促進で移住者向けの住宅の確保、及び仕事の確保が必要ということがうたわれていましたが、町でどのような仕事、また、住宅の確保に向けてどのようなサポート等を行っているかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。改正奄振法につきましては、今、大河議員がおっしゃった内容でほぼ間違いございませんが、具体的に空き家活用等による移住者向けの住宅確保、そして農林水産業、ものづくり、観光、交流、情報通信業等を含めた仕事の確保、そして特定地域づくり協同組合制度これも新たな奄振基本方針の中の1つとして組み込まれております。その中で、具体的に今、徳之島伊仙まちづくり協同組合と連携を強固にするべく今、空き家、移住支援、その他仕事に関して施策が別々の状況で展開しているところ、移住者の視点からすればそういったものを全て網羅した形での相談窓口をすることが利便性向上、もしくは移住するためのそういった支障を解消するものだと思っていますので、それを一元化して徳之島伊仙まちづくり協同組合でワンストップ化するべく、今、協議・調整を行っております。それをすることによって、行政としても財政的な側面から見ても、国の交付金いろいろございますので、そういったところでも財政的な負担も軽減でき、かつ政策的効果も広く展開できるものと期待しているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今、課長の答弁で令和4年度に特定地域づくり事業を活用して徳之島伊仙町まちづくり協同組合が設立されましたが、今、課長がありましたが、その後この協同組合の活動、取組、また、この協同組合の現状、仕事、借家、住宅等の確保等についてどのようになっているかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

特定地域づくり事業協同組合の現状についてご説明いたします。

まず、徳之島伊仙まちづくり協同組合は、主に派遣・移住・定住・空き家・関係人口を軸として活動して今年度で3年目となります。具体的な取組としては、先ほどの移住者を迎えるに当たって、まず入り口として移住支援と地域情報を発信する「スマウト」というサイトがございますが、そこを介してオンラインで移住相談対応や地域情報の発信を行っております。特にその、スマウトについては不特定多数の移住希望者が登録されている中で、例えば移住者の目的に応じて、例えば島暮らしとか自然と共に暮らすなどのキーワードを打ち込むことにより、そこから抽出された移住する可能性が高い希望者を抽出して、個別での移住相談対応ができることになっております。また、こちらからそういった方々に対してメールを直接的に送り、移住するための情報、特に特定地域づくりでしております事業のPR等を行いながら、先ほど申し上げた雇用、そして住まいの件、そしてプライベートな部分に至るまで様々な側面から支援をしているところでございます。それで、特定地域づくりにつきまして現在、事業所登録しているところは6事業所でございます。内訳としましては、保育園が1、学童関係で1、農業関連事業所で2、介護事業所で2、合計6事業所が登録し派遣職員として迎え入れられている人数が6名です。平均年齢は38歳となっており、下が24歳、上が62歳となっております。今、この6事業所、そして派遣職員6名をこの同制度に基づき派遣、そして地域づくりに貢献していただいているところでございます。

以上です。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。移住者支援として、伊仙町まちづくり協同組合及び奄美ブルー・スカイ農園との連携等により人口減少対策にもつながると思いますが、町としてはこの連携についてどのように考えているかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

徳之島伊仙まちづくり協同組合につきましては、これは先ほど申し上げたとおり、国の交付金と、あとは財政的な支援があった中での政策ですので、そこは粛々と進めるところでありますが、今、奄美ブルー・スカイさんの件については組合独自でそういったところへの員外派遣といたしますか、基本的に組合に事業所登録しているところを中心に派遣するというものが原則のルールとしてあります。年間の労働時間、労働期間の約8割、月について9カ月ぐらいをその6事業所に派遣し、残りの3カ月を事業所外のところに派遣するというところがありますので、そこはブルー・スカイさんのみならず、いろんな農繁期とかいろんなところで、スポットで人手が足りないところに組合が職員を派遣するなりをして、地域づくりに貢献していただいているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。次に、未来創生課で取り組んでいる町のホームページに、結婚移住を支援する外部リンクですか、縁結び大学に伊仙町の移住情報が紹介されていましたが、伊仙町の魅力や移住支援事業の情報が掲載されていて移住者向けには有効な取組ではないかと思っておりますが、これについて紹介をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。今、縁結び大学の意見についてご紹介ありましたが、主に大河議員のご説明のとおりでございます。

具体的には、月間200万人ご利用いただいているということで、そのポータルサイトにつきましてはターゲット層というのはカップル、そしてご夫婦の方が主にこのサイトを閲覧していただく仕様で運営しているところでございます。これについては、基本的に無償で、伊仙町から登録申請をすれば無償で掲載できるということで、その中につきましては、先ほどから子育て支援等、あと婚活もろもろございますが、町の基本的な情報からそういったターゲット層に適している情報を随時、更新アップして伊仙町への転入・移住を進めるところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。課長に最後ですが、ちょうどホームページに各種支援事業について支援内容等が掲載されていますが、私もホームページを調べたんですがデータがつい直近更新されている事例等もありましたので、データの更新については最新のデータを掲載することも必要じゃないかと思っておりますが、このような体制についてを伺いたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお願いします。ホームページその他もろもろ、情報の更新につきましては各課のほうでお願いしております。それぞれホームページのIDパスワードを皆さんのほうにお伝えしておりますので、未来創生課のほうで全てをそれを更新するというのは物理的になかなか難しいところもございまして、リアルタイムでその情報を流すというところで行くと、やはりその各課で必要な情報を必要な時期に合わせて出していただくことが適当かなと思っておりますので、そういった形でまた各課のほうにもそういったところを注意しながら情報更新をしていただくようお願いしていきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

課長、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。最後に町長に答弁をお願いしますが、先ほど、町長就任から6期、23年が経過しようとしておりますが、これまで取り組んだ小規模校の存続、各地区に住宅建設、小中学校の給食無償化、幼稚園の給食提供、子育て支援事業の拡充及び企業の誘致と様々な取組により減少対策に取り組んできましたが、残りの任期の中で、子どもを産み育てやすいまちづくりに向けてぜひ、切れ目のない政策が必要だと思っております。そういった点で、先ほど担当課長には保育料の無償化について考えを伺いましたが、このことを含めて町長の見解をお聞きしたいと思っております。

○町長（大久保 明君）

今、各担当課長の説明を聞いて課長たちが本当にこのことに関して全力で取り組んでいるということを改めて思いました。今、大河議員が話したように、あらゆる政策を取ってきたのですが、これからこの人口減少というのは非常に厳しい状況に、日本全体がなりますけれども、まず基

本的には学校を絶対に残すための今、小規模工区がまた少なくなっただけだったので住宅政策を、これは効果があるか分かりませんが、例えば集中から分散ということを考えたら、これ伊仙校区、面縄校区、犬田布校区が生徒数はあまり減ってないわけですね。ですから、その住宅の改修する戸数を小規模工区にまず移していくということは必要ではないかと思っておりますので、そういうことで町全体が衰退しないということがまず大前提だと思っておりますので、議会の方々とまたいろいろ議論しながらこの残りをいろいろ大胆な形の政策は必要ではないかと思っております。いろいろコラムなどを読むと、フランスという国がものすごい人口減少で苦しんだわけですね。ところが今や、先進国でも人口が増える国になっております。それは1つにはやっぱり集中から分散ということも今でも実行しているということと、その婚姻に関して正式な婚姻でない人たちも、結婚していなくてもパートナーがあればその人たちの子育て世代も、子どもに対しても結婚している方と同じような条件で補助をするとか、あらゆる大胆な政策をして今、先進国で一番注目されていますので、日本、一斉にちょっとそういうことを条例の中でできることは不可能ではないと思っております。そういうことなども斬新的なことも考えていかないといけないと思うし、この出生率が急激に下がったのは、先ほどから話しているようにこの4、5年の子どもたちの、そして保育所も子どもたちが少なくなってきた、そのことを再度検証して、1つには島内の徳之島町、天城町が出生祝い金とか、保育料の無償化というのが伊仙町より多くなって、1人当たりの額が多くなってきているなども、これは影響がないとは言えないと思っておりますので、そのことは先ほど課長たちが話したように、さらに今まで以上に補助を強くしていくということでもありますので、また関西、関東とのいろんな連携、今日もまた関西の方々が来ますので、その方々との交流を、例えば伊仙町の代々木公園と尼崎の駅前のイベントに出身者の若い子どもたちも来ております。その子どもたちに、あそこで楽しむと同時に島に帰ってきて、ああいう物産展などに、物産展と言いますかね交流をさらに深くしていくことで、じいさん、ばあさんが両親が住んでいた地元で生活をしていきたいという方々に対する政策・対策というのはゼロでありますので、その辺もまた検討していけるのではないかと思っておりますので、どうしても伊仙町、この議会のいろんな今日の質疑応答に関しましては大変価値のある、住宅政策にしても小規模校区に新しい民間がやっている形でやるという投資費は、それは住宅政策よりお金がかかるんですけども、しかし、その投資をした以上にその効果が間違いなくあるわけですから、そういうことを強力に推進したらいいと思っております。

時間ですので、これで終わります。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

以上で、7項目について質問をしましたが、今回の質問事項で実行できる案件については取組を進めていただけることを要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

これで、大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時半より再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時29分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆様、こんにちは。7番の清 平二です。令和6年第2回定例会におきまして、議長の許可がありましたので一般質問をいたします。

1番目、職員の給与について、本町のラスパイレス指数は、鹿児島県で最下位のようにありますが町長はどう思われるのかを問います。また、これについて改善計画はあるのかを問います。

2番目に、積立基金について現時点での各種基金（一般会計分）の残高を問います。

②積立てられた基金に関し、今後の活用計画を問います。次回からは自席にて質問いたしますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

清議員の質問にお答えいたします。ラスパイレス指数に関しましては、鹿児島県は非常に、伊仙町は非常に少ない状況であります。これに関しまして今、改善計画を作成中でありますので、総務課長のほうから答弁させていただきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

清議員の本町のラスパイレス指数の件でお答えいたします。

令和5年のラスパイレス指数については、本町は89.3であり、県内市町村の平均は97.7ポイントの差がある状況でございます。ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として地方公務員の給与の水準を示す指数であります。この計算においては、毎年実施しております給与実態調査のデータをもとに試算を行い、そのデータをもとに変動要因の分析を実施しラスパイレス指数の確定となります。

本町のラスパイレス指数の低さを改善するためには、短期間での改善は困難であり、中長期的な改善が必要になります。計画といたしましては、本町では定員管理計画、定員管理適正化計画を策定しており、本計画については本年度までが実施期間となっており、本年度中にまた新たな改定を行う予定であります。

職員の計画的な採用及び職員年齢の平準化について検討を行っていくことがラスパイレス指数の改善につながるものと考えております。特に、職員の年齢の平準化においては新規採用職員の年齢制限、年齢の検討など、職員の年齢別構成表を検討した上で、新規採用職員を任用することで中長期的なラスパイレス指数の改善につながるものと考えております。

○7番（清 平二議員）

伊仙町はラスパイレ指数も低い最下位、そしてまた近年におかれましては若年退職者が多いように見受けられます。この退職者数を年代別に問います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。令和元年から令和5年までの推計でお答えいたします。

令和元年から令和5年までの自己都合による退職者数18名、年代別で申しますと20代が1名、30代が6名、40代が5名、50代が6名の計18名であります。

○7番（清 平二議員）

令和元年度から5年度まで年度別にもう1回お願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。令和元年、自己都合による退職2名、年代構成としては30代が1名、40代が1名、令和2年度、自己都合退職2名、50代が2名となっております。令和3年度、自己都合による退職3名、50代1名、30代2名、令和4年度、自己都合による退職3名、50代、40代、30代それぞれ1名ずつでございます。令和5年度、自己都合による退職8名、20代1名、30代2名、40代3名、50代2名という形になっております。

○7番（清 平二議員）

役場に希望を持って入ってきたのに給与がこんなにラスパイレ指数が低くてはできないという理由で辞めたかこれは分かりませんが、やはり、魅力ある職場づくりをしていかないと、この県下の発表でありますとおり、ラスパイレ指数が低いとなりますと、優秀な職員が伊仙町で働きたいという職員が少なくなると思います。これをやはり職員にも分かるような給与昇格基準を設けていただきたいと思っておりますけれども、この昇格基準表等がありますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

初任給昇格・不昇格等の基準に関する規則がございます。

○7番（清 平二議員）

私が資料請求した中に、別表平成5年4月1日から平成6年3月31日まで昇格する職員という表がありますけれども、この表の中で私に分かりにくいのが18月職員及び24月職員に対するこの表の適用についてであります。この18月とか24月とかいう、これの説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。議員おっしゃっているのが、おそらく改正附則に記載されている部分かとは思いますが、改正附則には、例えば平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間に昇格する職員であるとか、その期間を限定して記載されてございます。なので、今、現在その規定は適用されていないということでございます。

○7番（清 平二議員）

やはり、職員にも分かるような昇格基準をつくって、基準表をつくって平等な昇格をしてあげな

いと、伊仙町にその職員が募集に応じないとか、そういうのが出てくると思います。先ほどありましたように、役場に入ってから20代、30代で辞めていかれるという方々が出ていますので、これには個人の理由によりということはあるかもしれませんが、ある職員が職場で不満を感じ鬱状態になったことがありますとの相談が寄せられました。現在もこのような状態の職員がいるのか、現在は病休で休まれるという職員が何名いるのかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

まず、先ほどの昇格基準であります。昇任給、昇格基準に関する規則別表第2で行政職給料表、級別資格基準表というのがございます。その規則に基づき昇給・昇格を基準として行っているところでございます。あと、現在の病休を取得している職員数ということでございますが、現在はおりません。

○7番（清 平二議員）

級別資格基準表第5条関係でよろしいですか。この中に正規の職員、上級、中級、初級とあります。1級に在籍したら2級に上がるとか、2級に何年在籍したら3級に上がるとか、このような基準表があればいいんですけども、ちょっと私がこれ探ただけでは見当たりませんが、この中で4級、5級がありますけれども、別に定めるとありますけれども、この別というのはどこに定めているのか教えていただきたいと思えます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づき職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとされており、級別資格基準における必要経験年数を踏まえ昇格を検討し、なおかつ、級別職分類表に定める職務に適しているかどうかも含め能力等も加味し、任命権者の昇格を決定している状況であります。別に定めると記載されておりますが、別にこの表が定められているわけではなく、今申しましたようなことを踏まえ昇格を検討して決定している状況でございます。

○7番（清 平二議員）

任命権者が何か基準表があるのかどうか、またこの何て言うのかな、昇格する昇格基準の査定員というのかな、そういうのがあるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。もちろん、人事評価等も行っていくわけではございますが、その職務に適しているかどうか、また、その職級に適しているかどうかも含め、能力等を加味して総合的に判断して昇格・昇級を決定している状況でございます。

○7番（清 平二議員）

人事評価ということですが、これは役場の中の職員が人事評価するのか、どういうふうにして評価するのか、評価の仕方をどのようにしているのか明らかにしてほしいと思えます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。人事評価につきましては、能力シートと業績評価等々、その人事評価表があるんですけども、まず1次評価として課の課長、2次評価として本来であれば副町長でございますが、現在のところ副町長不在ですので私のほう、総務課長のほうで2次評価を行い、最終的な判断は任命権者である町長もしくは教育長が人事評価を決定するという仕組みにはなっております。

○7番（清 平二議員）

この人事評価するために、各課長が評価して総務課長がして、町長が最終評価ということによろしいですね。やっぱり、その各課長が自分の課の職員を評価するというのは適当かどうか、私はあまりそういう評価じゃなくて、外部団体がやって平等にできるというのであればいいんだけども、その課長が自分の部下を評価するというのであればそこに不公平感が出たりしてするのじゃないかなと思うんですけども、その辺の改善策があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。人事評価につきましては、その課の課長であるとかというところが評価するのが適当かどうかということでございますけれども、これは能力評価については地方公務員法にも規定されているところでございます。その評価のあり方についても総務省から示されたものであるとか、評価シートであるとかということも、そこを参考にしながら評価シートを利用しているところでございます。もちろん、評価のばらつきということに関しては是正をしていかなければいけないということで1次評価、そして2次評価、最終的には任命権者の評価ということもございますが、その評価のばらつきを是正するための取組としては今後も研修を開催していく予定にはしております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、その評価のあり方を検討して、やっぱり職員自身も納得いってラスパイレス指数が上がって、伊仙町で町長はよく農業所得の向上と言いますけれども、私は職員の給与がやっぱり平均以上に上がらないと農業所得の向上もないと思いますので、町長に再度お伺いします。この評価シートを改善して職員のラスパイレス指数を上げるというような、改善する何かあるのかどうか、町長の意見をお願いします。

○町長（大久保 明君）

先ほど、総務課長が述べたように、このような状況では清議員が話すように職員のモチベーション、それが保てるかどうかも含めてこれからしっかりと精査をして、指数を上げるような努力は絶対にしていかなければなりません。いろんな自治体の、そういうかなり上げたりした自治体があるかもしれませんけども、その自治体を探して参考にして伊仙町のこの職員の、おっしゃるとおり、士気の問題だと思います。この町の職員であることを誇りに思い、そしていろんな営業活動をしたり、例えば今回このように出生数が下がったことに対して若い職員が、それは自分たちで今後の、また元に戻すようなことをみんなで話し合いしていこうとか、それから人口減少問題に対しては、次

の我々の時代になると、そういうことも含めてモチベーションが上がっていくことになるわけでありますので、その1つの方法としてラスパイレスを上げていくということは必要なことだと思っておりますので、今、総務課長が述べたように、今後、あらゆる努力をしていくわけでありますけれども、この県・国とかの考え方も正しいかもしれませんが、民間組織のその給与のあり方はおそらく参考になると思っておりますので、そういうことも含めて、今までの慣例にこだわることなく、やっぱり伊仙町から職員のモチベーションがどうして上がるかを総合的に議論してやっていくように強く指導してまいりたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

私も役場のOBであります。そういう中で、今、ラスパイレス指数を言いましたけれども、私の時代も非常に低い状態でありました。これを改善してくれということをお願いをしてきたつもりですけれども、なかなか改善できない。これが職員の在職している間の給与だけじゃなくて、これが生涯の年金にも反映されるわけですので、ぜひ、職員の給与の、やはり上げていかないと、他の市町村に優秀な人は伊仙町に就職するよりもどこどこに、やっぱりラスパイレスが高いからといって、優秀な職員は他の市町村を受けると、伊仙町の出身でありながら受けるということになりますので、やはりこれは早急に改善していただきたいと思っておりますけれども。先ほど総務課長が早急にできないということですが、じゃあ、あと何年ぐらいでできるのか、時期的な問題が分かればそういうのを示していただきたいと思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。その時期的なものというものに関しては、いつまでとかということはもちろん明言はできませんが、定員管理、職員採用の在り方等々を含め中長期的な考え方でそのラスパイレスの改善には努めてまいりたいと思っております。

それで、本町のラスパイレス指数ですが、令和5年のラスパイレス指数が先ほど申しましたように89.3、令和4年のラスパイレス指数と比較しますと1.1ポイント増加しております。ラスパイレス指数については、国家公務員の給与との比較でありますので、その年とその年の職員の階層の変動等々によって影響されるものでございます。このへんもご理解いただいて、今後の本町の取組にまたご指導いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○7番（清 平二議員）

時期的な問題が何か中長期的な考えとかいうのはありますけれども、中長期的というのは5年なのか10年なのか、このへんのところが目標にしているのがあればそういう言葉で中長期的じゃなくて、やはり何年頃をめどにして改善していくと、段階的にしていくという目的があるのかどうか伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほど来申していますように、ラスパイレス指数については国家公務員と地方公務員との給与の比較でございます。一律に職員を昇格・昇給することができるのであればそれは単年で改善するこ

とは可能だとは思いますが、それは地方公務員法の職務給の原則に反しているという理解ですので、そういったことはもちろんできません。先ほど申しました人事評価等を行いまして、その評価に基づき昇給・昇格というところを判断していくことが一番の改善点であるとは考えております。

○7番（清 平二議員）

その昇格基準表も示されないで、私はしているんですけども、ぜひ、優秀な職員を募集をするとなれば、やっぱり今の若い方々はその伊仙町ではどのくらいの給料をもらっているのかなど、国の基準、ラスパイレス指数を見て募集をしてくると思うんですよ。やはり、他の市町村よりもやはり伊仙町に来たら安心して働けると、給与もそれなりにもらえるというようにしていかないと優秀な職員は他の市町村に全部流れてしまいます。こういうことがないように、ぜひ、やっぱり職員の頑張り、こういうものを認めてあげて、職員が本当に職員同士コミュニケーションが取れて、いい職場だなと言えるような職場をつくらないと、私は町の発展がないと思いますので、ぜひ、その辺のところは、もう町長の任期もあと1年半ですので、1年半でできるかどうかは分かりませんが、そういう基準づくりをしてほしいと思います。基準表に総務課長は7級ですか、6級、そして、普通、課長は5級ですか、そういう差がありますので、やっぱりそういうのも取っ払って課長級は5年したら総務課長級も一緒に給与表に上がるとかしていったら、各課の課長の給与が上がらないと下の職員の給与は上がってこないわけです。その辺のところの級の昇給の検討がなされるかどうか町長にお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。その職務の級に一定年数在籍をすれば上位の級に昇格・昇級をさせるということでございますが、先ほど申しました地方公務員法第24条の職務級の原則に違反する考えであり、その考え方というものが過去あったようですが、現在全て廃止をされております。ですので、一定期間職務の級に在職をすると自動的に上位の級に昇格をさせるということとはございません。

○7番（清 平二議員）

その職に一定期間在籍すると、上の級には上がらないということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

上がれないということではなくて、一定期間在職をただで上位の級に昇格するということはございません。もちろん、その方の能力等々に応じて昇級・昇格はされてしかるべきだと思います。

○7番（清 平二議員）

例えば、いいですか。課長から総務課長級に6級ですか、上がるときの査定は誰がするのか、あるいは、また在籍年数であるのか、評価と言いましたけれどもこういうのを本当に課長級も全部一緒に、何年かいたら上がるということがあれば頑張ると思いますよ。ただ職員が、課長級が上がらないと下の職員は上がってこないと思うんですよ。そして対外的に見てもラスパイレス指数が高くなれば優秀な職員が集まってくると思いますので、町長、その辺のところは町長はどう思いますか。優秀な職員を集めるんだったらどのようにしたら集まるのか、町長のお考えをお伺いします。

○町長（大久保 明君）

このラスパイレス指数だけでその町が魅力あるかどうかというのは決してそうではないと思います。あらゆる要素があるわけです。ですから、そういうことも加味した形で、その昇級の仕方も、やはり1つはやっぱり職員の意欲、これは非常に重要だと思います。何事にも挑戦していくとか、この伊仙町の農業政策を若い職員が自分の力で変えていくぐらいの気合いがある人はやっぱり昇級するだろうし、みんながみんな同じような能力があり同じような志があるわけではないわけですが、そのところをしっかりとやっぱり加味した形での昇級体制というのは、これはあらゆる組織で行われている状況でありますので、そこも含めて平均的なラスパイレス指数がそういう状況を、例えば同期入庁した方がみんなお互いに切磋琢磨していくようなことがどうしたらできるかも含めてやっていくことが、その町の発展につながっていくということであれば、入社時にラスパイレス指数だけでその町を判断して入庁をした方ばかりではないわけでありますので、それを自分たちの力でこの町をやっぺいこうという志、そういうものを持てるような仕組み、そして、いろいろ伊仙町もラスパイレスが低いということをやっぺい聞いております。そしてこの職員の異動に関しましても、いろいろ多すぎたという悪癖もあったわけでありますけれども、そういうことをこれからはしっかりと改善して伊仙町の仕組みが一番すばらしいと言えるぐらいの形でいけば、おのずとラスパイレスは上げていくことになると思いますので、そういうラスパイレスありきではなくて、どうしたらそこまで伸びていくかということをやっぺい若い職員も含めて、議会の方々も含めて、しっかりと学びながら上がるように職員全体、伊仙町議会も含めて努力をしていけば、必ず実現できるのではないかと期待しております。

あと1年半では難しいと思いますけれども、そういうアドバルーンだけは上げていかなければいけないと思っております。

○7番（清 平二議員）

先ほど、若年退職者の数を聞きましたけれども、令和5年ですか、30代2人、40代3名、50代2人、20代1人、計8名が若年退職をしているわけです。これは給与面だけじゃなくて、いろいろあつて退職したと思うんですけれども、こういう、せっかく役場に入ってきたのに、こういう方々を救ってあげないと、いい人材を育てることはできないと思うのですよ。そういう職場の中でのアンケート調査とか、そういうのをやったことあるかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。自己都合による退職者については相談等を受けた場合にはもちろん慰留をします。その方の今後の人生設計であったり、または家庭の事情等々伺って、職業選択の自由ということもございます。そういったものも考慮した上で退職願を受理しているところではございます。私どもとしても一緒に働いてきている仲間でありますので、心苦しいところはございますが、そういった点も考慮して退職願を受理しているところでございます。

アンケートということでございますが、現在、風通しの良い職場づくりの一環として匿名による

目安箱、実際に箱を設置するわけではなく、メールという形で匿名でのご意見だったりということを持っていくように形づくりをしているところがございます。その中で、実際に何件か投書もございました。そういったものも即対応できるものは即対応、また、時間がかかるものについては時間をかけてでも対応していくようにしているところがございます。

○7番（清 平二議員）

現在はメールとかいろいろあると思いますけれども、ぜひ、これは改善していただきたいと思うんですよね。職場でのアンケート調査をして、その職場が本当に楽しいのか、あるいは、またこういうところを改善してほしいとかいう無記名でやって、職員の調査をしないと。先ほど私に相談に来た方の、自分は鬱になったという方がいらっしゃいましたけれども、やはりこういうのはそうなる前にアンケートをして職場改善をしていただきたいというのが私の、先輩としての願いであります。今後、こういう改善をしていただけるように、そしてまた対外的にも伊仙町のラスパイレスが高いから若い優秀な方を来てくださいと自信を持って言えるようにしていただきたいと思います。

町長、職員は伊仙町の宝なんです。その宝を大事にして次期町長に引き継いでいただきたいと思いますので、やはり伊仙町に入った以上に、入ったら早期退職するとか病休職員が多いとかいう職場をつくらなくて、職員を伊仙町の宝と思って育ててほしいと思いますけれども、これは私の願望というか私の要望でありますので、その辺のところはしっかりと受け止めていただいて、また残り1年半、職員のこと、家族のことを考慮して頑張ってくださいと思います。

職員給与のことはまだまだ私にも分からない点がありますが、この歴史を見ただけではちょっと私には分かりかねますので、その辺のところは若い方にも見えるような形で昇級のあり方を是正していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2番目のほうをお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

清議員の現時点での各種基金の残高という問いにお答えします。

先般、資料請求がございました、各種基金残高令和5年度決算見込みということで、提出した資料に記載のとおりでございます。

○7番（清 平二議員）

資料請求した中に、そういう財政調整交付金減債基金、いろいろ載っていますけれども、令和6年3月の行財政諸資料の中に伊仙町の積立金の現在高は載っていますけれども、他の市町村と比べてみても積立基金が非常に少ない、やはり積立基金も少ないけれども、借金というか、こういうしっかりと基金を積立て、またはそれを計画的に使うということをしていただきたいと思いますが、この今後の基金の積立の計画等があれば教えていただきたいです。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。それぞれの基金において、その条例に定められた目的により基金の運用を行ってまいります。

財政調整基金については、災害復旧地方債の繰上償還、その他、財源不足が生じたときに備え決算剰余金の積立による適切な積増しを行う一方、取崩しを極力抑制するなど基金残高については一定額を確保できるよう財政運営を図ってまいります。

○7番（清 平二議員）

この資料の中にも、まさにそのとおりに載っています。この例規集をしっかりと守って基金の取崩し、むやみな取崩しをしないで、やはり計画性のある基金を積み立てたり、また、取崩すときは町民に本当に災害、そういうものに遭うような基金のあり方をしてほしいと思いますので、今、答弁にありましたとおり災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を得るための財源に充てるとなっていますので、やはりこういう条例等をしっかりと守って積立基金を充てていただきたいと思いますので、その辺のところはまた議会のほうにその都度、報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

清議員よろしいですか。

これで、清 平二議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時58分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上 和代議員）

こんにちは。1番井上和代でございます。ただいま、議長より令和6年度第2回定例会の一般質問の許可がおりましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

町道・農道の整備について。1、町道や農道の整備管理はどのようになされているのかを問います。

2番、カーブミラーや停止線等の整備についてどのような対策をとられているのか問います。

3番、大雨や台風等によってできた道路の水たまりへの対応について問います。

次に、各種大会等の対応について。この各種大会というのは、今年度のほうでは消防のほうでありますけれども、町内外から200人近くの方がいらっしゃるような大会で、郡体とかそういったスポーツというものも含まれるとは思いますが、そういった各種大会という形でご理解をいただきたいと思います。

1番、郡内において持ち回り開催される各種大会等への対応に関し、町全体としておもてなしや

支援が検討できないかを問います。問うというか、お願いをしていきたいと思ひます。

2番、伊仙町としてさらに知名度を上げるための取組が検討できないかということをお伺ひしたいと思ひます。こちらのほうは、ふるさと納税等のこともありますので、そういったところの知名度というところを鑑みてお願いをしたいと思ひます。

2回目以降は自席にて行いたいと思ひますので、よろしくお伺ひしたいと思ひます。

以上です。

○町長（大久保 明君）

井上和代議員の質問にお答えいたします。町道・農道の整備管理ではございますけれども、議員の先生方は皆さん分かっていると思ひますけれども、町道、これはたぶん奄美市も含めて、その長さは伊仙町が一番長いと思っております。県道はそんなに長くありませんけれども、町道・農道の距離は相当あると思ひますので、そういった意味でまだまだ末端のほうまでは整備できていないと思ひますけれども、今後、県道だけでなく五ラン線とか町管理の道路もありますし、あのような道路がまた整備されていくと思ひし、この伊仙町が割となだらかな場所にあるという形で、道がネットワークでつながっている、このことはある意味、伊仙町の発展の可能性のあるような道路網だと思っておりますので、今後、整備をしっかりとやっていくということは同時に今、面縄港の問題なども出ておる中で、同時にやっぱり整備していく必要があると思っておりますので、この前、道路の全国大会というのに行きましたが、やはり本土は、大変こう道路が広くて整備されています。徳之島は整備されているほうだと思ひますけれども、本土に比べたらその予算は非常に少ないような気がいたしますので、今後、首長の方々一体となって予算の獲得をして、しっかりとした農道、農道に関しましては今回、奄振の中で沖縄との連携ということが明言されまして、ますますその農業自給率を上げるためにも、農道の整備は今まで以上に必要だと思っておりますので、今後、その形でできたらと思っております。

あと、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、管理についてですが町道に関しましては建設課、農道に関しましては耕地課において維持管理を行っております。町道の維持管理につきましては、穴ぼこ補修、路肩、法面崩壊、側溝外盤破損やつまり、除草、伐採、倒木撤去等の修繕依頼やパトロール報告等に対応しております。先日も2時間で100mm近い集中豪雨が発生しました。側溝の排水が間に合わずに冠水している箇所が多々見られました。同時に建設課においては、排水路の改善要望箇所や土砂流出が頻繁に起こる箇所など、現地確認をしております。また、自主的にパトロールをして災害報告を行っていただける町内業者さんもいらっしゃいます。今、現在は大きな災害は発生していませんが、小規模な法面崩壊や土砂流出、側溝外盤の外れ、倒木等対応を行いました。今後も、雨天が続く予報になっていますので、土砂災害が発生しやすい状況にありますので十分注意していただくよう、よろしくお伺ひ

いたします。

要望等につきましては、毎年100件近く道路補修等の要望に対応しております。要望時はすぐ対応できる要望もあれば、予算をかけないと実施できない要望もございます。その中で、現地を確認させていただいて修繕料を算定し、優先順位を設け修繕に取り組んでおります。財政に負担がかからないように、より良い補助事業や地方債等の確認しながら進めております。除草・伐採について、これはお願いになるんですが、各集落の生活道路の除草作業に関しましては、各集落のクリーン作戦等で実施いただけますよう、よろしく願いいたします。

あと、道路整備についてですが、道路改良事業に関しましては社会資本整備総合交付金、舗装補修事業に関しましては防災安全交付金を活用し、年間3億ほどの交付金事業を行っております。社会資本整備交付金事業に関しましては現在、7路線の道路整備事業を進めております。また、防災安全交付金は今年度11路線実施する予定です。路線の選定についてですが、平成28年度から令和1年度に実施した路面正常調査という調査の結果とともに要望箇所を確認し、早急に対処する必要がある路線から選定しております。

以上です。

○耕地課長（田中 勝也君）

井上議員の質問にお答えします。

耕地課のほうで農道整備管理しております。畑総区域内であれば、多面的支払機能交付金の事業を活用して各組織にて除草作業や道路の補修を行っているところですが、畑総区域外の農道につきましては、建設課の応援をいただきながら除草作業または道路の補修等を行っているところです。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。いきなり二方が答弁をされておりましたので、こちらのほうも戸惑うところですけども、こういったことなのですね。私たちは、この道が町道なのか農道なのかよく分からないのです。それで今のような形でいきなり来られたら、私はどちらのほうに行けばいいんですかということです。

総務課長、どちらのほうに行けばいいですか。ということなのです。総務課長も分からないですよ。ということで、いきなりですけども私たち町民のほうは、自分のお家の前のこの道が町道なのか県道なのか、県道は分かりますよね。町道なのか農道なのか分からないのです。そうしたときに、役場に電話をかけます。そうしたら、その電話は「農道ですよ」とか「町道ですよ」とか言われて、電話を回されるわけです。そうすると、電話を回されてその話をもう1から始めるのです。そしてまた、「こうでこうで」と、「それはまた耕地課ですね」とか「それは経済課ですね」じゃないけど、そういうふうに戻されるのです。最終的には、「じゃあ、もういいわ」というような形になるので、そういったところから改めてほしいということで今回、町道、農道の管理はどうなされているのかというようなところから始めて、皆さんのほうのお答えをいただきましたけれども、総務課長、これ、私どうすればいいと思いますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。その問合せ先について、もし、判断が迷われたときには、その道路に関しては町道、農道問わず建設課、あるいは耕地課、どちらにでも問合せいただいたら、いずれの課においても対応は可能だと考えております。

○1番（井上 和代議員）

可能だと思います。可能じゃなかったのです。これから可能にさせていただきたいということが1つの要望です。

今から、ミラーの話であるとか、水たまりの話であるとか、いろんなところがあるのですけれども、これ、町道であれば建設課のほうにお問合せをするということになるかもしれないのですけれども、それを今言いましたように町道なのか農道なのかその辺も分からないので一括でお話をそちらのほうに持って行ったときに、ミラーの件ですとか、畑の道のほうですと言われたときには、もうどちらのほうでも受けていただいて、最終的にそちらのほうで判断をして、そして直していただくような道筋をそちらでつけていただきたいということです。これが、私たちはいちいち大きな地図に細かい線で、「町道は赤い線ですよ」とか「黒いのが農道ですよ」みたいな大きな地図をどこかで私は見た覚えがあるのですけれども、そういったものはそちらのほうのお仕事として捉えていただきたいということです。できますでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。今は、新庁舎になって耕地課とも隣にいるので連携も十分取れると思います。なので、要望等があればどちらでも受けるような形を取っていきたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。心強く思います。そういったことを今、こちらのほうには課長さんがお二方いらっしゃると思いますので、お二方のほうはそういった形でこれから対応していただけたらと思うのですが、これからどなたが取られてもそういったことが分かるような形で連携のほうを取っていただきたいというふうに思います。今、いきなりお二方がダダッとお話をいただいたので、私のほうは土地改良のお話であるとか、カーブミラーとか、あと雨が降ったときの水たまりのほうのお話とかを1つずつちょっと今から整理をしながらやっていきたいと思うのですけれども、まず初めに、土地改良のほうのお話のほうからしていただくので、これは耕地課長のほうでよろしいでしょうか。そうしましたら、土地改良のほうのことがまず初めにやられたときは大体何年ぐらい前のほうかと、そして、どの辺ぐらいから始められたのかということをお教えいただけますでしょうか。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。一番古い地区が中部地区で昭和54年度から事業が開始されております。その次に東部地区が58年度から事業が開始されているところです。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そうしましたら、大体40年ぐらい経っているということですね。その間に大きな改修というか、そういったことはなされるという機会はあったのでしょうか。

○耕地課長（田中 勝也君）

今おっしゃるとおり、事業が開始してから40年余り経過してしまっていて、東部地区でいえば下の横線の上のほうは舗装とされているのですが、横線から下のほうがまだ未舗装道路が多く、まだ手がつけられていないところ。現在、今、各組織のほうで多面的支払交付金事業の長寿命化のほうで舗装は行っているのですが、各組織予算に限りがあり、本当、30m、40mほどしか実際にできない予算となっております。今後、またその予算に町の予算もできるだけ加えて10mでも長くできるような対策を今後検討していきたいと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。多面的整備ということで、30mプラス10mぐらいということで。では、1つの区域で30mプラス10で40m、何年かかりますか。1つの区域で結構です。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。各地区の農道を整備されていない道路が多数あります。この数量ですと何十年はかかります。今、長期計画のほうで農道整備の計画も立てておりますので、また毎年見直しをしながら優先順位をつけて、今後、実施していけたらと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。先ほどから建設課長のほうも、それから今、耕地課長のほうも優先順位というお言葉をお二方からいただきましたけれども、この優先順位、どういう優先順位なのでしょう。すごく曖昧だと思うのです。優先順位は構いません。優先順位をつけるのであれば、それを「この形ですよ」というふうに見せていただいて、次に、この部分が終わったら次ここだなど、じゃあ、私たちは2番目だな、3番目だなというような形で見えるのであれば、この優先順位というものの理解ができるんですけれども、優先順位という言葉はすごく便利なものなのですね。もしかしたら私のところ1番かもしれないというふうに思ってしまうこともあるのですが、今おっしゃっていただいたように1つの地域で、その多面的のほうで予算がいただけます。そして30mプラス10mということであって、何十年かかるか分かりませんよというお話でしたけれども、その何十年の間に今、昨日からずっと大雨が降って線状降水帯という言葉、最近よく耳にすることがあるのですけれども、こういったときなんか、崩れてしまってからお話をいただいて直すよというふうにすれば何十年という形になると思うのですけれども、今、畑とかそういった土地改良のところを見られて、率直なところどう思われますか。耕地課長。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。今現在、土地改良区域において道路、法面等、悪いところ多数あります。昨日、一昨日のような大雨が降ると勾配がきついところによってはコーラルを何度入れ

でも流されている状況でもあります。それに対応していくためには、やっぱり予算の都合上もありますけど、先ほど優先順位と言いましたが、そういう何度も何度も修繕しているところを先にコーラルコンクリートで舗装して流れないように対応をまず進めていきたいと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。道のほうは縦線と横線があるわけですよね、それで、今、私のほうの住まいが近くにある目手久集落のほうも縦のほうと横のほうがあるのですけれども、その優先順位の中にまず縦線というようなところから始めていただいて、そしてから順番にこう待っていくというような形でもよろしいかと思うのですね。流れるのは縦線のほうが多いわけですから、そうすればこの十何年がもしかして7、8年になるのかなというようにことを思ったりするのですけれども、そういったふうな臨機応変というか、そういったところも考えていただきたいと思うのですけれども、ちょっと意見を聞きたいなと思うのですけれども、建設課長さんのほう、目手久集落のほうの農地というかその辺も見られたことがあるかと思うのですけれども、そちらのほうの道、農道、土地改良された道、あれは何番目ぐらいに流されている感じの部分があるかなど。あの道は3番目ぐらいに流されているような状態だというように形というのがお分かりになるようでしたら教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。土地改良の、シンバル辺りの。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。自分が見た限り、縦線に関しては自分もよく通られる道なので上位のほうに入るつもりになっております。

○1番（井上 和代議員）

上位ですか。その上位のところは優先順位としたら何番目ぐらいに入るのでしょうか。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。また事業等でも進めていくのですが、一応、3番目ぐらい以内には入ると思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。的確なお答えをいただいたような気もするのですけれども、こちら、今のお答えは取りあえずさておきまして、この多面的整備というものがあるということで、そういった道のほうもいろんな形で使われているとは思っているのですね。この多面的整備のほうの良さのほうはかなりあると思うのですが、そちらのほうの使い方が面積で振り割りをするという形になっているというようにお話を聞いたことがあるのですけれども、今おっしゃっていただいたように、良いところと悪いところの差が、今もうこの40年の間にやっぱりなっているかと思うのですね。それで、最初、初期のほうにやられたところというのは最近整備をされているところと比べたら、もう本当に違う形になっているかと思うので、この多面的のほう、今おっしゃっているように面積というような固定観念ではなくて、そういったところも踏まえた形の使い方をしていただけないものかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。この多面的支払機能交付金事業、各組織の地区の畑総面積の割合によって分配されております。また、この広域のほうでまたそういう検討を踏まえて、古いほうに予算が回せるような協議を今度進めていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。やはり、皆さん自分の作られた土地改良の土地というのをいい形で保全をしていきたいという気持ちもお分かりになりますけれども、やはり右のほうと左のほうとでは不公平があつては、これからみんなで盛り上げていかなきゃいけないこの農業のこと、そういったことを全体として考えていただいて、こちらのほうがもし大きな土砂崩れじゃないですけども、そういったものがあれば、やはりそういったところというのにもやはり手助けをすとか、そういった形で皆さんで、こちらのほう、この多面的整備という形の取組のほうを助け合いというようなところで使っていただきたいなというふうに思います。そして、この多面的整備というもの以外に、この土地改良の初期の部分の補修整備等のものがまたないかというようなところをもう1回改めて探していただいてというか、見つけていただいて、直していただきたいと。両方、縦線、横線、両方無理であれば、せめて縦線だけでもという形で行っていただきたいなというふうに思います。この辺には町道はないですね。建設課長さん。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。町道があるかどうかはちょっと把握していないのですが、また確認して舗装されてない道とかがあれば、計画に流されやすいところであれば、また優先順位を設けて確認していきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。今の土地改良区というか、土地改良のほうのお話のほう、技術のほうがかなり進んでおりますので、初期のほうの工程と今やっている技術のほうとか、そういったものとはかなり違うと思っておりますので、そういったところも鑑みて、初期にされていたところをもう1回見直しをしていただいて、いい作物ができるような、いい農業ができるような感じの手助けをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そうしましたら2番のカーブミラーや停止線等の整備についてどのような対策を取られているのかということなのですが、これもまた町道なのか農道なのか、これもよく分かりませんが、県道から上の部分、県道から下の部分、その辺に町道、農道どっちでもあるかと思うのですが、これはどちらでもやられることなのでしょう。逆に、他のところがやられるのですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。カーブミラー等の交通安全施設については総務課のほうで担当しております。整備についてどのような対策を取られているかということですが、カーブミラーなどの交通安全施設については集落からの要望であるとか、もしくは道路を利用する町民からの要望を受け、

現場を調査・確認の上、必要性がある場合は設置しております。ただし、道路の付近等の状況で通行に支障が出る場合、もしくは個人宅の出入り、あるいは特定の施設の出入りのためなど、利用者が限定される場合には設置できない場合もございます。

カーブミラーの保守につきましては、町民からのご指摘や区長さんからの情報提供等、または職員が車で移動中とかに気づいた場合など、そういった場合にはその都度、古いものについては交換、向きがずれている場合には角度調整をしております。

また、停止線ということですが、停止線などの道路表示については基本的に県公安委員会の設置によるものでございます。県公安委員会が設置するもので交通規制の対象、取締りの対象となるということでございます。

カーブミラーと設置、要望を受けて設置はするわけなのですが、そのカーブミラー等に頼ることによって徐行や一時停止を怠って事故が発生するという場合も想定されます。カーブミラー等はあくまでも安全確認の補助ということで認識していただくとともに、交通安全施設の設置については設置場所としての確かどうかを判断して、交通事故防止に有効になるよう努めてまいります。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。何年か前に、多分、私の記憶であれば大河議員のほうでカーブミラーのお話を要望したというように覚えているのですが、その4年ですから2年ぐらい、この2年の中でこのカーブミラー、何基付けられて、何基修理したかお分かりになりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

修理についてはその都度ということなので数については把握をしてございません。新規の設置についても各要望等にお答えして現場を確認し設置の必要性が認められるのであれば設置をしておりますが、今その何基付けたかということについては、ちょっとすいません。数を手持ちであわせておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私、何基付けたか本当に聞きたいのですね。というのは、「本当に付けたんかい」というような感じで思っているもので、そういったところをお聞きしたいと思ったりもするのですが、カーブミラーを付けてほしいというようなことを、やっぱり電話をしたと。そして、「それはああですよ。こうですよ」という形で電話をやっぱり回されて、そしたらカーブミラーが難しいのであれば停止線でも、優先道路のその線、そちらのほうでも付けてもらえばいいのというような形で電話を回されたというようなお話を聞いたのですね。そういったところ、難しいのかと。カーブミラーを付けるのに対して、どんだけの難しさがあるのだよというようなことを思ったりするわけですね。もし、これからここにカーブミラーを付けてほしいというような要望があれば、どういった形で申し込みをしたりとかすればいいのかを教えていただければよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、区長さんを通じて集落のほうからの要望という形もございます。または直接、総務課のほうに電話をいただく場合もございます。いずれの場合におきましても、要望を受けた際には現場を確認して、設置の必要性があるかどうかというところも含めて判断をさせていただいているところでございます。先ほど、新規の設置箇所数についてはちょっと把握していないとは申しましたが、今年度予算ベースでいきますと、交通安全対策施設費として180万ほど当初予算で計上してございます。基礎から全て付ける場合と、ミラーだけを取替える場合とでまたその場所によっての予算がかかる経費は違うのですが、180万という予算の範囲内で付けられるものは付けていっている状況ではございます。あと、これから台風シーズンにも入るわけなのですが、台風によって破損したというところも毎年、近年直撃はないのですが台風が来た際には必ず出てきます。そういった場合も修繕等も行っている状況ではございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私に見えないところで一生懸命ミラーのほうを付けられているという形になっているのだなというふうに思って、予算のほう180万、そういったところでなされているということと、それから区長会とかでお話を持っていけばいいという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ついでといたら何ですけれども、目手久地域の県道から目手久の中に入っていくところに道を拡張したところがあるのですけれども、皆さん私のほうに「あのカーブミラーは何であんな真ん中に置いてあるんだ」と、「あれをどうして横にずらさないんだ」というようなお話が私は何度も受けるのですけれども、こちらのほうのお話をさせていただけますでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。下検福目手久線と言いまして、そのの拡幅作業につきましては、道路を拡幅しましたが県道の既設側溝及び集水柵の強度不足のため、改修作業が必要であります。現在、改修設計及び積算は完了しており、修繕依頼をかけておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

カーブミラーは移設し、鹿児島県公安委員会と協議のもと、停止点も設置する予定であります。

○1番（井上 和代議員）

理解というのがちょっとできないのですけれども、いつぐらいというか。

○建設課長（高橋 雄三君）

準備はできておりますので、今、修繕依頼をかけております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。修繕依頼ができていて、もうしばらく、今年度中、そんなにはかからない。ありがとうございます。皆さん、私のほうに言ってくるもので、私のほうも、あれは多分県のものだから、なかなか難しいのじゃないかなというようにお話をしているところですが、そ

ういうふうな形でお答えをしていきたいと思えます。

本当に、カーブミラーっていうのは、ものすごくやっぱり助かっている部分というのがあるかと思うのですね。見えないところが見えるというような形でカーブのほう、そういったところの交通安全のほうにはものすごく役立っている部分があると思えますので、そういったところ皆さんのほうでまた付けたり、改修というか修理等のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。農道のほうのこの白線のほうですよ。優先道路の白線のほうは簡単には付かないということですか。総務課長。先ほどおっしゃっていた県のほうの交通。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。先ほど申しましたとおり停止線、あるいは停止の道路標識等につきましては県の公安委員会の設置によります。町道もです。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。頭に浮かんでくるのが喜念集落のほうの、県道から上の部分なのですがけれども、縦も横もアスファルトになっているところがあるのですね、かなりね。そういったところで牧草というか草というか、そういったものが生い茂ってくるとちょっと見づらいなところがあって、どれが優先なのかというのが本当に不明になるようなところがあるのですけれども、あいつたところはあのままということによろしいのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。先ほど停止線との道路表示については県の公安委員会が設置をすることで交通規制の対象となると申し上げましたが、実線、途切れることのない実線で停止線が表示されている場合は県の公安委員会の設置になります。それが点線、3本線の何て言うかな、つながってない3本の線で表示されている箇所があるかと思えます。そういった場合は道路管理者、町道であれば町の設置管理となります。ただ、その場合は交通規制の対象とはならず、もしそれを違反したとしても何ら罰則等があるわけでもございません。ただ、その停止線、実線と破線、つながってない線で設置者は県の公安委員会であるか、道路管理者ということであるかという違いはございます。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時41分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。先ほど、実線の停止線と破線の停止線ということで申しましたが、破線の停止線を指導停止線という形で呼びます。先ほど申しましたように、こちらについては交通規制の対

象外であります。設置管理については道路管理者でありますので、県道であれば県、町道であれば町、という形になります。その設置については公安と協議の上、設置を検討してまいりたいと考えます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そうしましたら、町道のほうのそういった線のほうを、もし必要な箇所があるということであれば区長さんのほうに相談をして、区長さんのほうからこちらのほうに挙げていただくというような形で判断をしてもらおうというような形の流れてよろしいでしょうか。また、そのときにはよろしくお願ひします。

そうしましたら、こちらのほうの3番のほうに行きたいと思ひます。こちらのほうは、本当に大きくなっていきますので、これから大変な状態になりますので、これも優先順位というような形は、あるようなないようなという形なのですが、先ほどおっしゃっていただいていた優先順位ということで、例えば新しく、本当に大変なところは順次していくと思うんですけども、もう何年も、何年も言ったのだけれども、なかなかできないというところがやっぱりあるんですね。そういったものが後回し、後回しになっているというところがあるので、今回、こういった質問のほうをさせていただきましたけれども、この優先順位のほうには、その後回しされたものがずっと後回しなのか、そちらのほうを上の方に上げつつ、また新しくできたところをやっていくというような形で持っていっているのか、そういったところをちょっとお話をいただければなというふうに思ひますが。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。要望を受けた箇所は、こちらもまとめて要望の一覧に入っておりますので、優先順位は付けてはおるのですが、修繕の予定には入っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。優先順位が今、私が思っているところが何番目になっているのか、一度確認をさせていただきたいなというふうに思ったりするところなのですけれども。これから今、この激しい雨の中でいろんなところが水たまり云々がなっているので、とても大変なときにこんなお話をするのは何なので、ちょっと私が言いたいところを半分ぐらいに抑えていきまして、これからちょっとお話をさせていただくところを、先日、集落座残会のほうのプリントのほうをいただきまして、さっと目を通しまして、とても皆さんのほうが真摯に受け止めていただいて返答をして、Q&Aという形でお話をいただいているところを見させていただくところでした。町民のほうは、議員の私たちには届かないところでもいろんな形で思っている部分というのがかなりあるのだなというところで、この集落座残会をしていただいたことに対してありがたいなというところを思ったところです。

その中に、今回のこの道路のほうの部分を見ましたら2か所、いろいろあるのですよ。いろいろあるのですけれども、2か所だけちょっと気になる場所があって、その2か所だけちょっと、どういうふうになっているのかをお聞きしたいと思うのですけれども、こちらのほう、犬田布中学校

の正門の前の道路が雨が降ると水たまりができ、くるぶしの高さまで水が溜まるので、子どもたちがかわいそう。というのが、これが令和6年2月14日に出しております。もう1つ、糸木名小学校の通学路について、雨の日は水たまりができて渡れないところがある。子どもたちが雨の日でも歩けるように排水などをしっかりやってほしい。という、今のところ他にもあるのでしょうかけれども、子どもたちのことがこういうふうな形で書かれているので、ちょっと目にとまったというか、この部分をどうなっているのか、これからどういう形にしていくのか、この部分だけでもちょっとお話をいただければなというふうに思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。犬田布中の前の道、水が溜まっている状態で生徒も歩きにくい状態になっていると思います。その水を排除するために教育委員会のほうで集水桝を設置して、校内の排水に1回取り込んで外に排水するという計画を今立てているところでございます。その排水桝だけでは多分排水できないと思うので、また建設課としても側溝等を入れていかないといけないと今考慮しているところでございます。糸木名の道の通学路に関しましては、溜まっているとこの脇に落水口があったので、すぐ土砂を撤去して流れるような形はとったのですが、まだちょっと溜まっている、抜けきれない状態ではあります。またそこら辺も検討して透水性舗装とかそういう方法もございまして、ちょっと検討しながらやっていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。子どもたちのことなので、ちょっと教育委員会のほうも確認をしながらこちらのほうを進めていただきたいなというふうに思います。これから本当に今、どこでこの降水帯と言うのですか、そういったものが起きるか分からない状況でありますので、いろんなところでまた皆さんのほうのお力をお借りするということになるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、2番のほう、各種大会等の対応についてということなのですが、こちらのほう、1番と2番のほうを一緒にするというような形でお話をさせていただきたいんですけども、今年度というか、6月の10日にいただいたこちらのほう、6月30日のほうで県の消防協会大島支部消防操法大会というんですか、こちらのほうがあるということでお話をいただいておりますが、こちらのほうの広報というんですか、皆さんにお知らせしている状態というのはどういうふうになっているか、お分かりになるようでしたらお話をいただきたいと思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。6月30日に県消防協会大島支部消防操法大会が開催されます。郡内各市町村から消防団員が面縄港に集結しまして、それぞれの小型ポンプ車の操法が行われます。この広報については防災無線等を通じて広報する予定ですが、現段階ではまだ広報はかけておりません。かける予定にはしております。

以上です。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。何人ぐらい、どういった形でお迎えをしているのか教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

その競技2種目があるわけなのですが、その競技に要員として参加される消防団員、郡内含めて約200名程度でございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。200名、島外の方が、島内のほうもいらっしゃると思いますけれども、200名ぐらいのお客様が伊仙町にいらっしゃるということですよね。このいらっしゃるお客様のほうに対して、どういった対応をしているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。当日の体制につきましては、もちろん町職員に依頼をかけまして大会の補助であったりとかというところもお願いしてございます。この消防操法大会というものは夜の懇親の場も盛大に開催される大会でございまして、そちらのほうにも最大限の、町としての協力体制を依頼して整えていく所存でございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。200名のお客様がいらっしゃるというときにいい機会だなというふうに思うのですね。そういったときに、この伊仙町として伊仙をアピールするこういったときに本当にしていただくと知名度とかそういったものも上がってくるのかなというふうなことを思いまして、どういうふうなおもてなしをするかということで、島外から来られた方が伊仙町という名前を言っていただけるような形をとっていただきたいなということなのです。今ちょうどこのプリントがあったのでこのこととお話ししましたけれども、来年度が議員大会ということで、やはり同じように200名余りが来ます。そして、その次の年が商工会のほうの大会がありまして、商工会のほうは2日ばかりで、この間は6月のほうの初めのときに和泊のほうでしてきたのですけれども、青年部とそれから女性部と正会員というのですか、商工会の方と2日ばかりで会合をして、やはり200名以上の方が集まるというような大きな会が来年度、再来年度であります。そういった形で、それから社会教育のほうもあったような気がしたのですけれども、ありました。しばらくはない。ない。ありがとうございます。今、私が知っているだけでこの2つ、今回のこの消防のほうで3つあるのですけれども、こういったときに伊仙町という、この伊仙というものをアピールするというか、おもてなしをして伊仙町を思っただけのような形の取組ができないのかなということで、先ほどありましたけれども夜のおもてなしということもあるのですけれども、それ以外に例えば去年、知名町で議員大会をしたときに、もうユリの季節は終わっているのになというふうなときに、サクヤヒメという新しい品種のユリがありまして、それをその大会に合わせて冷蔵かな、何かで保管をして、そしてそれを舞台いっぱい本当に飾ってありました。それを見たときに、これは、私はもう忘れ

ずにサクヤヒメという名前を覚えてぐらいです。そして、そのサクヤヒメというのが、ユリってすごく香りが強いのですけれども、香りも少し少なめの形で新しい品種をすごくアピールしていたのですね。そういった形で、そういうお客様がいらっしゃるときに、この伊仙町をアピールするいい場ではないのかなというふうに思ったりするのですけれども。そういったときに、この伊仙町として何がアピールできるのか、そして今私たちはこういうふうに何か頑張っていますよということがお話しできるのかなというところを皆さんにいろいろ案を出していただいて、取り組んでいただきたいなというふうに思うのですけれども。若い方たちがいろんな芸能をするということもあるかと思うのですけれども、ふるさと納税のほうで、この伊仙町のほうの知名度のほうが今どれぐらいの形に、この3町の中でどれぐらいの形になるか、未来創生課の課長さんのほう、ちょっとお話をいただければなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。ふるさと納税に対する周知の度合いなのですけれども、厳密に言えば3町で言ったら寄附額だったり、件数だったり周知とかそういったものにやはり比例すると思うのですけれども、島外の方から寄附する方の意見として多いのは、別に伊仙町じゃなくても、天城町じゃなくても、徳之島町じゃなくてもどこでもいいと。言いたいのは、徳之島は1つなので、徳之島が3町それぞれが均等に発展してくれたらいいということという意見が最近特に多いです。それを返礼品だったりとか、そういったものを同じような返礼品をそろえて、そういったものをゴリ押しをして町をアピールするより、今、井上議員が言ったように、町のそういった基本的なビジョンもそうですし、政策的なビジョンもそうですし、魅力を全面に出してどういった形で発展していくかというのを出してほしいということ。それと、インターネットでやっぱりどうしても検索すると、徳之島と打ったらどうしても必然的に徳之島町が上に来るのですよね。そういったものもあるので、そこは機械的にGoogleとかである程度、ちょっとお金を払っていけば伊仙町の検索エンジンに上がってくるのを操作できるらしいのですが、しかし、そこをそうしてまで、金をかけてそこまで意図的にするよりかは、今言われたように町としてそういった一過性のイベントでしかないものの、どういった形でPRするかという広報戦略。あと、よく言われるのは町のブランド化、ブランドイメージ、ブランディング、それをすることが今後必要かなと思っています。昨年、一昨年、鹿児島県のほうで全国和牛共進会があって、そこにもちょっと経済課からお声がけいただいて参加させていただきましたが、やっぱり袋1つにしても、何するにしても伊仙町はみんなバラバラ、他のところは熊本で言ったらくまモンとか、そういった目玉のブランドがあったりとか目を引くものがあるのですが、伊仙町においてはそういったところのブランディング力が圧倒的に弱いなというのは痛感しましたので、そこについてはそこに参加した職員も含めて、やっぱり急いでそういったところをしていかないといけないというのは共有できているかなと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ブランド化ということで、伊仙町というところを思ったときに、そうですね、「何が」というようなことがちょっと思いついてこないのですけれども、逆に今、今回のこの消防のほうから始まってトントンとそういった形の催し物があるということで、そういったところでいろんな形をしていながら、そういったブランド力というものに対しても皆さんのほうでいろんな案を出していただきたいなというふうに思うところです。

それで、おもてなしというか、5月のほうで、連休のほうで私の住んでいる目手久のほうで闘牛がありますけれども、闘牛の前になりましたら、あちらこちらに闘牛ののぼりというのですか、あいつたものが、牛の名前が書いてあるのぼりがトントンってあちらこちらに、喜念集落のほうであったりとか目手久集落とか、その辺で立つと「闘牛が始まるんだな」とか、そういったふうに思うところがあるのですけれども、そういった形で何かあるときに伊仙町というように、名前だけでもいきなりあると、伊仙町という名前が立ってあるのだけれども何かあるのかしら、というようなことがあったりとか、そういったものも1つの手段というようなこともあるかと思うのですけれども。何かやってくださいということなのですけどね。入学式、卒業式のときに各学校でお花を飾っています。あいつたものも、すごくやっぱり嬉しさを表現する形であるわけですから、そういったときに、今回もお客様がいらっしゃるときにお花が飾ってあると、やっぱりウエルカムの気持ちが伝わってくるわけですし、皆さんのほうでそういった気持ちがまず初めに入って、そしていろんな大会とか、そういったもののおもてなしができると思いますので、お客様が来たときに、自分の家に来たときに何をするかなど、何をしたら相手が喜ぶかなというようにも考えていただきたいなと思います。

今、目が合いそうになりましたきゅらまち観光課のほうでもそういったところ、何か手があれば何かできることがあるかなと思うのですけれども、まず何かありますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。先ほど、闘牛ののぼり旗とか出しましたが、昨年度きゅらまち観光課のほうでも、闘牛サミットin伊仙大会を開催させていただきました。参加された9つの自治体名の入ったのぼり旗を作成し、まず、幹事会のときに庁舎前の玄関口でのぼり旗を立てて迎えさせていただきました。そしてまた、総会闘牛大会懇親会と懇親会の場でもほーらい館前にのぼり旗を立ててお出迎えし、また、記念にもって帰っていただきました。参加された自治体からはすごく好評でして、非常によかったのかなと感じております。また今後ともそういうちょっとした職員のアイデア等取り入れながら知名度アップに向けて頑張っていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そののぼり旗、まだありますか。そしたら、どこで闘牛があるのかというか、徳之島と沖縄ぐらいは分りますけれども、岩手のほうでもあるわけですので、そういったもののアピールにもなるかと思っておりますので、闘牛大会があるときに、またそういったものを見せていた

だくとまた闘牛というものに対しての意識も出てきて宣伝にもなるかと思っておりますので、そういったところもお願いしたいと思っております。

私、この間「ほっとくの」というフリーペーパーっていうのですか、ああいうペーパーを見まして、伊仙町という文字を探しました。そうしましたら、小さな文字でたしか12、3個ありました。徳之島という文字は大きな文字でトントんってやっぱりありました。天城町も10何個でした。ああいったものでも見ると、伊仙町というのは弱いのだなというようなふう思ったのですね。私が今こちら、朝来たときにも伊仙町という文字を見ることがありませんでした。昨日、一昨日、亀津から帰ったときに大きく一文字だけありました。大きく伊仙町という文字がありました。稲田さん、お分かりになりますでしょうか。どこで見たか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

すみません。突然の質問で、県道を走っていて見られたということであれば、亀津から向かってきたときに一部自分も見かけた気がします。

○議長（前 徹志議員）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時17分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（井上 和代議員）

伊仙町という名前を皆さんのほうに知っていただくという努力をしていただきたいということで、今、きゅらまち観光課の課長さんのほうから闘牛大会サミットの闘牛大会のときに、のぼり旗というお話があったのですけれども、これ、伊仙町というのぼり旗をまたいろんな大会等があったときにつけられないかなと思うのですけれども、こういったものはどちらの課のほうにお願いしたらよろしいのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。伊仙町というのぼり旗が今1枚ありますので貸出しは可能となって、また、法被等もありますので、また議員の皆さん常日頃から大会等出られるときに着ていただきありがとうございます。そういったものに関しても貸出ししておりますので、よろしく申し上げます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。1枚ではさすがにアピールにはならないと思うのですけれども、そういった形で伊仙という文字を大きく出していただくのに未来創生課の課長さん、何かいい方法というか、何かないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ちょっと矢継ぎ早に質問来ているのであれですけども、まとまった答えになるか分からないですけど、やはり先ほども話したとおり、やっぱりブランディングというのをしっかりしていかないと、やっぱりそれが町のイメージだったり、ひいては今からのものづくりとか農家の皆さんもそうですし、交流人口とかいろいろする中で町の色だったり、とにかく全てにおいてそれがブランド化されることによって統一感も出ますし、やっぱり沖縄とか行ったら、かりゆしウェアを着て議会皆さん、執行部も議員の皆さんも出たりとか、そういう、この場所にはこういったところがあるというそういうインパクトの強いものを作って行く。今、ちょうど総合計画とか戦略を今後つくる中で、そういったブランディングというところも1つの町の重要な部分だと思いますので、そこについては住民の皆さんの意見を聞きながら反映して行って、グッズをつくったりとかそういったもので、おもてなしをする場合は町長以下議員の皆さん、そして各関係機関全て、そういったところが身につけられるような形で、また、簡単に手に取ってもらえるような形でやっていければいいかなと思います。財源もありますので、そこら辺も含めてちょっと検討していければいいかなと思っています。

以上です。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。本当に伊仙町というブランドのほうをつくっていただくような形で取組をしていただきたいと思います。こちらのほうの、今からのこの大きな大会というのがありますので、そういったところに標準も合わせていただいて、伊仙町という文字をまず見せていただいて、そして伊仙町の色というものを見せていただけるような形を取っていただきたいと思います。

1つちょっとお聞きしたいのですけれども、総務課長さんのほう。なくさみ館のほうは徳之島なくさみ館というふうにあるかと思うのですけれども、あれというのは伊仙町という文字を大きく出すということとはできないのですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。たしか、例規集のほうで徳之島文化情報発信施設というふうに命名がなっていたかと思います。もし、それを変えるのであれば条例改正が必要になってくるかと思います。

○1番（井上 和代議員）

ほーらい館のほうの名前のほうも伊仙町というのがついてますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。ほーらい館のほう、いつも徳之島交流ひろばほーらい館というふうになっていると思います。

○1番（井上 和代議員）

町長、これどう思われますか。

○町長（大久保 明君）

徳之島ほーらい館を主張したのは私であります。当初は、伊仙健康増進施設でしたけれども、ど

うしても徳之島全体から多くの方々が来てほしいということで、徳之島ほーらい館です。なくさみ館に関しましては、あれも皆さんの意見を聞いて、徳之島なくさみ館ということです。健康増進も、島の中心となるためには徳之島と言う名称がいいだろうということで、現実には、我々が想像する以上に全島から来客の方々があつたし、いろんなイベントがあつたわけでありまして。

同時にこの、なくさみ館、ほーらい館はそれで良かったと思います。

最近、私はスマートフォンをちょっと見たら、朝パッと押したら必ず徳之島町が出てくる。私の中では、皆さんどうかわかりませんが、何でかなと思つたら、やっぱりそういう操作を相当していますね、徳之島町は。ですから、それだけでふるさと納税もそういう仕組みの中でかなり徳之島町に行くのですけれども、これからほーらい館はほーらい館で通じます。なくさみ館もなくさみ館で通じますので、伊仙ほーらい館に戻すのもちょっと逆戻りのような気がしますので、今後、本当に徳之島の健康増進施設、百菜も徳之島の中心になるようにしていけば、やはり伊仙町に、この伊仙町に徳之島ほーらい館が、なくさみ館があるということを知らしめていきたいと思つし、今のところ徳之島と打つたら確かに徳之島町が出ますね。真っ先に。だから、それはたまたまであつて、今後、その戦略を我々がどのように逆手に取つて覆していけるかという知恵は、未来創生課はじめ、多くの方でやっていけば、現実には伊仙町に来るべきとか、伊仙町にふるさと納税したいという人の方々が他の町に行つているというのは、これは我々が知恵を出してここに引つ張るように、あらゆる知恵を出してやっていけば今後、国とも交渉してこういう矛盾が出ていますよと。これは全国各地にこういう事態があると思つます。それを、ただ指を加えて待つているんじゃ知恵がないわけですから、そういうことを皆さん方と一緒にやっていけば、「なんだ、徳之島の中心は伊仙町じゃないか」と、先ほどほつとくのかという雑誌がありました。伊仙町が誘致したわけでありましてけれども、社長とも話して、島全体の宣伝をしてほしいということ、そうしないと、あの会社はせっかく来たのに伊仙町だけでも面白くないわけですから。ただ、引いたら伊仙の名前が一番少なかったというのは確かに驚きます。たまたまだったかもしれません。出ている人が、今回は森田町長が出ていますよね。森田町長は自ら頼んだそうです。町長と蝶をやっていこうということですね。これは、高岡町長は断つたそうでありまして。それはあんまり言つたらいけませんけど、亀津に事務所を移したということ、それを本人が言いましたけど、それは難しい話であります。ですから、今後、3町今度いろんな大会、商工会の大会などあるわけですね、そのときにやっぱり我々がもっと食欲に伊仙町に泊まってもらおうということなどやっていかなければなりません。今、義名山に体育館2つ目作つたら、あれは伊仙町で全部開こうということでしたけれども、島内の大会はほとんど徳之島町も天城町も弁当持ってくるんですよ。だからあそこで弁当を売ろうとしてもほとんど場所を貸しているだけですから、その辺を、あの辺でだから厚かましく伊仙の人たちも行って待つて、伊仙の惣菜を作る方々を待つていくとか、そういうことをやっていくために、町もそういうことに参加していかなければいけないと。今回、今、商工会の方々が聞いたら大体、伊仙町に入れる人はみんな入れるようになっているそうですが、それでも200人のうち島外から半分は伊仙に泊まらないです。

天城、徳之島町は自分で来ますから、それは全員が泊められるような仕組みはできるのじゃないかと思うし、やはりモスク・クリエイションの中にね、徳之島も伊仙モスク・クリエイションと書いてほしいと僕は思っていますけどね。それはまた冗談みたいな話です。だから、徳之島はやっぱり1つという形でやっていたら、最終的には多くの人たちは理解すると思います。

この前、ある方と話しましたが、ふるさと納税が確かに徳之島町にっていますけど、それは我々がどういう知恵を出して実際に送った方々が伊仙町に届くかどうかというのは努力をしていかないといけないと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。伊仙町という地名のほうを覚えていただくのに、先ほどきゅらまち観光課の課長さんが、伊仙町が1枚しかないということだったのですけれども、もう少し増やしていただいて何かイベント等があれば、例えば義名山の道をずっとこう伊仙町という文字が並ぶというような光景ができるとかいうような形をお願いしたらいいのじゃないかなと思ったりもするのですが、予算とかもいろいろあるかとは思いますが、百聞は一見に如かずと言いますが、伊仙町という文字を見せることによって印象が残るかと思しますので、なくさみ館のほうも徳之島なくさみ館であっても伊仙町という文字がまず大きく出て、小さく徳之島なくさみ館とかいうような見せ方というものもあるかと思しますので、いろんな形で皆さんのほうで、伊仙町という文字が皆さんのほうのいらっしゃる方に目につくような形のことを1つずつ考えていただいて、アピールができるような形を持っていただければなというふうに思います。

そしてまた、お願いではございますけれども、これからいろんな各種の大会がありますので、またいろんな形で予算等もあるかと思しますが、いろんな形で協力のほうをお願いしたいと思います。お願いばかりですけれども、皆さんのほうでいろんな形で伊仙町のほうをもう少し盛り上げるというように形でもっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私のほうの質問とお願いのほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月14日午前9時30分より全員協議会。その後、最終本会議を行いますので、ご参集お願いいたします。

なお、この後、総務文教厚生常任委員の皆さんは陳情審査を行いますので、議会委員会室へお入りください。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時31分

令和6年第2回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和6年6月14日

令和6年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年6月14日（金曜日） 午前10時08分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第40号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第41号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第42号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 請願第3号 東目手久青少年会館の建替えに関する請願（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第5 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 農山漁村振興交付金事業調査特別委員会調査報告の件について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第9 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時08分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第40号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

△ 日程第2 議案第41号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第3 議案第42号 令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第40号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）、日程第2 議案第41号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第3 議案第42号、令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について、3件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第40号は令和6年度伊仙町一般会計、議案第41号は令和6年度伊仙町介護保険特別会計、議案第42号は令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第40号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額66億5,041万1,000円に、歳入歳出それぞれ1億7,034万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を68億2,075万5,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,588万5,000円に2万9,000円を減額し、補正後の額を3,585万6,000円とするものであります。

主な要因として、教育費負担金の幼稚園費負担金等9万4,000円の減額、農林水産業費負担金のカミキリムシ防除剤購入費農家負担金6万5,000円を増額によるものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,299万3,000円に商工使用料の観光使用料50万4,000円を増額し、補正後の額を8,349万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額9億6,035万2,000円に1,712万3,000円を増額し、補正後の額を9億

7,747万5,000円とするものであります。

主な要因として、教育費国庫負担金の幼稚園費負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金244万4,000円の増額、総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備事業補助金261万9,000円の増額、重点支援地方創生臨時交付金3,086万8,000円の増額、児童福祉費補助金において、出産子育て応援交付金116万円の増額、社会資本整備交付金において、公営住宅等整備事業2,316万7,000円の減額、教育費国庫補助金の高度へき地修学旅行小学校費補助金44万8,000円の増額、観光費補助金において、特定外来生物防除等対策事業交付金250万円の増額によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億6,937万3,000円から2,879万4,000円を増額し、補正後の額を5億9,816万7,000円とするものであります。

主な要因として、教育費県負担金において、子どものための教育保育給付費負担金122万1,000円の増額、児童福祉費補助金において、保育所等給食支援事業費補助金155万5,000円の増額、出産子育て応援交付金58万円の増額、農業費補助金の農業創出緊急支援事業交付金1,301万円の増額、社会教育費補助金の遠隔双方ライブ授業補助金324万円の増額、教育費補助金の奄美らしい離島留学推進事業補助金242万4,000円の増額、消防費県補助金の奄美群島防災関連施設整備事業補助金795万円の増額、選挙費委託金の県知事選挙委託金35万8,000円の増額、保健衛生費委託金の海岸漂着地域対策推進事業565万円の減額によるものであります。

17款寄附金、補正前の額1億3,835万9,000円に、企業版ふるさと納税寄附金2,000万円、指定寄附金20万円を増額し、補正後の額を1億5,855万9,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億5,989万7,000円に基金繰入金の財政調整基金繰入金4,976万6,000円を増額し、補正後の額を3億955万3,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億7,910万2,000円に、農業費雑入の食育推進協議会過年度返還金24万6,000円の増額、消防費雑入のコミュニティ助成事業補助金200万円、大島支部消防操法大会開催地補助金35万円を増額し、補正後の額を1億8,169万8,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額5億4,735万6,000円に過疎対策事業債の義務教育就学児医療費補助事業80万円の増額、特定地域振興生産基盤整備事業町負担金80万円の増額、学校給食費助成事業80万円の減額、幼稚園大規模改修事業債680万円の増額、公営住宅施設整備事業債の公営住宅建設事業債2,330万円の増額、緊急防災・減災事業債の避難所改修事業債1,850万円の増額、防災無線設備更新事業債180万円の増額、学校教育施設等整備事業債の学校施設空調整備事業債350万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債の町道竿地木之地線のり面崩壊対策事業280万円等、合計5,150万円を増額し、補正後の額を5億9,885万6,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額66億5,041万1,000円に1億7,034万4,000円を増額し、補正後の額を68億2,075万5,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は7ページでございます。

2 款総務費、補正前の額10億6,626万5,000円に1,313万7,000円を減額し、補正後の額を10億5,312万8,000円とするものであります。

主なものとして、4月1日付人事異動に伴う職員人件費の減額、財産管理費において測量業務委託料等79万5,000円の増額、電算システム費において、中間サーバープラットフォーム料負担金261万9,000円の増額、地方創生推進事業費において企業版ふるさと納税委託料418万円等、合計517万6,000円の増額によるものであります。

3 款民生費、補正前の額16億1,136万3,000円に、私立保育所費において保育所等給食支援事業補助金311万円の増額等、合計326万6,000円の増額、出産子育て応援交付金交付事業においてパートタイム会計年度任用職員の人件費232万円の増額等、合計774万5,000円を増額し、補正後の額を16億1,910万8,000円とするものであります。

4 款衛生費、補正前の額5億9,725万3,000円に、離島医療対策事業436万3,000円の新規計上、清掃総務費において地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料1,375万円の増額等、合計2,548万7,000円を増額し、補正後の額を6億2,274万円とするものであります。

6 款農林水産業費、補正前の額7億9,187万8,000円に農業費の畜産振興費において畜産生産者支援交付金3,083万2,000円の増額、農業創出緊急支援事業費において、農業創出緊急支援事業補助金1,301万円の増額等、合計6,357万5,000円を増額し、補正後の額を8億5,545万3,000円とするものであります。

7 款商工費、補正前の額7,319万8,000円、商工費の観光費において委託料448万7,000円の増額、伊仙町環境教育推進事業において環境教育コーディネーター業務委託料180万円の計上、特定外来生物対策費において委託料144万円の計上、重機借り上げ料106万円の計上等、合計1,030万6,000円を増額し、補正後の額を8,350万4,000円とするものであります。

8 款土木費、補正前の額6億9,495万3,000円に道路橋梁費の道路維持費及び社会資本整備総合交付金事業において、工事請負費合計300万円の増額、港湾費の港湾整備事業費において、面縄港整備推進協議会負担金100万8,000円の増額、住宅費の住宅管理費において、工事請負費300万円の増額等により合計1,082万9,000円を増額し、補正後の額を7億578万2,000円とするものであります。

9 款消防費、補正前の額1億4,410万6,000円に、消防費の非常勤消防費において、消防操法大会に係る経費等174万4,000円の増額、防災まちづくり事業費において、工事請負費2,683万7,000円の増額、コミュニティ助成事業補助金200万円の増額等により合計3,290万、3,000円を増額し、補正後の額を1億7,700万9,000円とするものであります。

10 款教育費、補正前の額7億9,040万2,000円に、教育総務費の学力向上プログラムにおいてオンライン英会話業務委託料632万3,000円の増額、備品購入費383万円の増額、小学校費の学校管理費において修繕料750万円の増額、学校設備費において工事請負費320万円の増額、中学校費の学校管理費において修繕料200万円の増額、工事請負費150万円の増額、幼稚園費の幼稚園管理費において、負担金補助及び交付金657万4,000円の増額、社会教育費の学習支援プロジェクト事業費において、

遠隔双方向ライブ授業委託料190万円の増額、社会体育費において、修繕料172万2,000円の増額、図書室運営費において、蔵書システム保守管理委託料73万1,000円の増額、給食センター運営費において、炊飯器リース料59万3,000円の増額等、合計3,263万6,000円を増額し、補正後の額を8億2,303万8,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額66億5,041万1,000円に1億7,034万4,000円を増額し、補正後の額を68億2,075万5,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをご参照ください。

第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

追加事項。徳之島病院寄附口座負担金、期間、令和6年度から令和10年度まで、限度額2,762万9,000円。変更する事項、馬根小学校教職員住宅のリース料。変更前限度額6,363万円、変更後限度額6,999万3,000円でございます。

次に、予算書5ページをお開きください。第3表地方債の補正についてご説明いたします。

- 1、過疎対策事業債、限度額2億3,280万円を2億4,040万円に改めるものであります。
- 3、公営住宅施設整備事業債、限度額1億1,290万円を1億3,620万円に改めるものであります。
- 6、緊急防災減災事業債、限度額400万円を2,430万円に改めるものであります。
- 7、学校教育施設等整備事業債、限度額7,560万円を7,910万円に改めるものであります。
- 13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額800万円を1,080万円に改めるものであります。
- 14、子ども・子育て支援事業債、限度額600万円を0円に改めるものであります。起債の補正前限度額合計5億4,735万6,000円を補正後限度額5億9,885万6,000円とするものであります。

いずれに事業債におきましても、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

令和6年度伊仙町一般会計補正予算について質疑をいたします。

12ページの歳出からお願いいたします。目2の財産管理費節12の委託料の79万5,000円についての説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

12節委託料79万5,000円の内訳についてご説明いたします。

測量業務委託料20万円、それは東住宅公民館の建物の測量業務委託料になります。空調機器設置業務委託料13万円については、1階印刷室に設置する空調の委託料でございます。雨水対策整備業務委託料46万5,000円については、現在、1階の授乳室下にある雨水貯留タンクがございますが、

そちらのほうに流入する雨水の流入量を調節するための新規配管を設置する業務委託料でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほどの全員協議会での説明をいただきましたけれども、昨日の大雨で貯水タンクがオーバーフローして庁舎内に流れてきたという説明がありましたけれども、そのオーバーフローする設備等について、設計した設計屋の、何tまで見積もった。そういう大雨等が想像できなかったのか。設計ミスとかあるいはこの建物建築本体工事をした建物の施工者あたりのミス等はなかったのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先日の雨水浸水について、庁舎屋上からの雨水については授乳室下に設置してある雨水貯留タンク、こちらは容量が15tでございます。そちらに雨水を貯留し、ポンプ室にある雑用水、こちらトイレ等雑用水で使用している雑用水でございますが、このタンクにポンプでくみ上げ、庁舎内のトイレ排水等に使用するための雑用水として利用しております。

先日の大雨でございますが、11時からの1時間当たりの雨量が約50mm、12時からの1時間当たりの雨量約50mm、2時間で100mmを越す雨量となっており、想定以上の雨が降ったことにより、雨水貯留の容量を超過し溢れ出した結果となった次第でございます。

近年、地球温暖化等による異常気象の影響もあり、想定以上の雨量、いわゆるゲリラ豪雨等の発生、線状降水帯等の発生も頻発しており、記録的短時間雨量が増えるとその容量、オーバーフローした際に、そこに排水するルートもございますが、そちらの容量もオーバーしてしまったということもございます。

設計ミス等ということではなく、時間雨量が50mmを超えるような大雨が降ってしまったというか、想定外の雨量があったということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいまの説明では、想定外の雨量だったという説明でありましたけれども、最近は、よく想定外という言葉が流行しています。しかし、最近は地球温暖化等々で世界中でこういう想定外の豪雨災害が発生しているわけであります。特に梅雨時期にはこういう豪雨災害あるいは台風時期にはまた大雨等が何回かあります。それも想定外とは、私は考えておりません。ですから、今回の急なこういう、まだ新築をして1年もたたない、こういうような庁舎でそういうような水漏れ、オーバーフローがあったということ等は、私は設備に不備があったのではないかという考えをしております。

そういう中で、今46万円という補修代が組まれているわけなんですけれども、やはりこういうことは設計屋あるいは施工者辺りの事情を聞いて、そしてきちんとした説明ができるように、ただ執行部で補正を組めば修理ができるというだけではなくて、設計屋と、あるいは施工者に理由を説明させる。そして広報等で町民の皆さんにも知らしめる、知ってもらうということ等をやらないと、

町民から、今回、「ぬが、役場は大雨でつかたんあなんせ」と、そういう情報が入っています。ですから、私たち議会は、そういう内容等を報告しなければなりませんので、ぜひその理由を説明するように、また町民の皆さんに理解ができるように、設計屋、施工者を呼んできちんと説明を聞いて、町民に説明をしていただきたいと、広報あたりで説明をしていただきたいと思うんですけども、それはやる考えがあるのかないのかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回の46万5,000円の雨水対策整備業務委託料を補正予算として計上する際にも、設計屋さんとの協議、また工法等も協議をした上でこの補正額というふうになっております。また、町民への周知ということでございますが、こちらのほうも何らかの形で対応していきたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆さんにきちんとした情報公開ができるようにお願いいたします。

次、19ページの衛生費。保健衛生費の目8海岸漂着物地域対策推進事業費、毎年2,400万程度の国の国庫補助金があったと思いますけれども、これは項目に示されているように、海岸漂着物地域対策推進事業ということで、海岸の清掃事業だと考えていますけれども、この中で、昨日、おとといあたり、何か雇用した委託職員の問題等が生じているということを知っております。

その人たちから相談を受けまして、委託契約書の内容をちょっとお尋ねしたいんですけども、何かあった場合の委託の解約ということで、甲及び乙は、本契約期間中であっても、予告時間を持って本契約を解除することができる、もう辞めさせるという内容だと思うんですけども、せっかく国がこういう補助事業を出して、今漂着物の清掃などをやるということで、その漂着物等できないような体調の、体力のない人とか、あるいはそういうできないという、そういう可能性のある人を雇用してあるのかどうか、お尋ねいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えいたします。

委託職員につきましては、きゅらまち観光課の業務全体を網羅する、観光地等もありますので、海岸清掃並びにそういったものを網羅するよう委託し、また仕様書にもうたっております。また、仕様書に書かれたとおりの委託職員の指示等を行い、業務についてもらっている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

委託契約書を持っているんですけども、資料がありますけれども、私は、実は本人にもお会いしました。そしたら、本人は20年間も水道課やらあるいは環境課で仕事をしてきて、健康にはどうもないと。しかし、最近、そういうようないろんな事情があって、体調まで崩しているということでは言われました。そして、もう休みなさいと、そしてスタンプを押しても、線を引っ張って、もう休みにさせられるということ等を聞いております。本人についてはまだ健康的にそういう作業等はできるのではないかなと私も考えたところなんですけれども、私が考えたところによりますと、そ

の職員への上司の、上司といいますか、パワハラ的な行為があったのではないかと考えられます。

それと、この職員だけでなく、他にこの人数的なものを減らすための執行部の、町当局の考えではないのか。あるいは、そのことについては、2年半前、この事業に、仕事に携わっていた人が、担当した人が、ある人に、あんたは次の選挙に町長に協力できるのかできないのかと言われて、できなかつたらあんたを雇用できないよと言われてたそうです。その人は本当に健康で、警視庁を退職して、島が好きで島に帰ってきて、島でやろうと考えていたそうです。そういうような人にさえ雇用ができないと、辞めなさいと。私は、これもパワハラだったのではないかと考えております。

どういう、今職員が、その携わっている委託職員が何人おる。また、その職員にそういう体が不自由でできないとか、あるいは適当でない人格の人がいるのかどうかお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

現在、委託職員は8名おまして、こちらが指示する仕事に限ってはできるできないはないものかと思えます。また、できる内容で指示をしております。また、個人差はありますので、その辺の内容等については現場担当職員と協議しながら行っているところです。

また、職員の言動につきましても、売り言葉に買い言葉というか、双方での、人間でするので物の言い合いの中での発生したものかと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

この当初予算が2,302万6,000円、それで、国からの補助金が565万円減額されております。そして、一般財源でまたこれを組み替えておりますけれども、この2,326万というのはこの今言った8名の日当給与、それから維持管理費の総額だと思うんですけれども、その、例えば休まされたりした職員の給与は、もちろん担当課のほうでもう休みなさいと言って、もう勝手に休ませると、そういう人にはこの中からの給料、日当は払えないということですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

雇用形態が契約職員ですので、休んだ場合は給料はないということになります。

○14番（美島 盛秀議員）

私はなかなか理解ができないんですけれども、職員が、あんたは出てくるなどと言って、本人は、出てきたなら帰きなさいと言って帰して、そしてスタンプを押しているのに出てきてないように線で消されていたということなんです。それは課長は確認はしていますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

確認して話合いをしております。また、指示した内容が内勤を指示し、内勤業務はできないということでしたので、こちらの指示に、内容をできないということでしたので、じゃ本日は休んでくださいということですか。

○14番（美島 盛秀議員）

指示した仕事ができないということなんですけれども、その人の能力に応じた仕事を指示して、この目に書かれた海岸のごみ拾い、あるいは公園の掃除、私は家にいるよりもそういう仕事を私は好きで、そういう仕事だったらできるからそういう仕事をさせてください。もうボランティアでもいいですと言ったそうです。家にいたら1人で生活しているから、なるべく外に出たいということも言ったそうです。だから、やっぱり役場も、こういう委託をした以上はその人に見合った仕事を与えてあげる。ただ命令的に指示、これをやりなさいということじゃなくて、他にそれをできる人にはそのできる部分をさせる。そういう仕事が苦手な人にはまた別のやる。そういう思いやりのある、そういうこと等も執行部は考えてやらないと、せっかく働きたい、仕事をしたいという人が、ここから私は引きこもりになって鬱病になったり。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、一般質問ではありませんので、予算についての質疑ですから。

○14番（美島 盛秀議員）

いや、事実があるから言っているんですよ。

○議長（前 徹志議員）

事実もそれは一般質問でしてください。

○14番（美島 盛秀議員）

一般質問はじゃなくて、この予算について聞いているから。じゃ、ぜひそういうこと等がないように、今後雇用をきちんとしてください。またそういう指導をする立場にある課長、あるいは町長、そういう選挙感情にとらわれずきちんと指導をしながら雇用して、当たり前の仕事を、政策が実現できるような方向に持って行っていただきたいと思います。

それから23ページ、商工費の節12委託料、犬田布岬休憩所管理業務委託料29万7,000円とありますけれども、これは私一般質問でもやりましたけれども、再度確認において質問をいたします。

多目的室が今一個人に貸しているわけなんですけれども、3万円、そして電気代を含んで4万1,000円を徴収する。そして、資料展示施設、これは補助金を受けた目的がこの戦艦大和資料館の関係で補助金を受けてやったはずであります。それを、この資料館、多目的施設、ここに軽食喫茶みたいな商売をさせている。こういう補助金を受けたところに金儲けをさせるということは、私はこれ禁止されていると思います。その補助金申請の時点で。

そういう人から金をもらって利用させている。そしてまた、日曜日とか定休日あたりをきちんとした条例上でなく、決めていなくて、もう勝手にその人が開けたり閉めたりして、利用する人にとっては非常に不便を感じている。私も友達とか来たりしたらよく行くことは行くんですけども、そういうようなきちんとした決まりの中で戦艦大和の資料館を利用させるのが私は適当な方法じゃないかなと思うんですけども、これにつきましては私は当時の完成した6年前から、これは指摘をしていたところであります。ですから、この休みのときにはお客さんが入らない。資料館も見れ

ない。その資料館を利用しようとしたときは入館料が100円となっておりますけれども、その入るべきお金も入らないということになっているんですけれども、そこらあたり、きちんとした条例を制定して、そして私はこれを公布して、こういう料金を取ったり払ったりするのが当たり前のことだと思うんですけれども、そういうことの説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

条例改正については、本議会のほうで上程し、また、料金等も規則のほうで定めております。

○14番（美島 盛秀議員）

そういうことを考えてやりますというんじゃなくて、してあるけれども、休みとかそういう休日とか、そういうのが入っていないでしようと言っている。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

条例の中では、月曜日を休館日としておりますので、また、今後、借り主のほうにもそのようにお伝えし、月曜日休館ということで運営していただくよう、また再度契約等を行ってまいります。

○14番（美島 盛秀議員）

その休日とかあるいは多目的室を利用している人が入館してきた人の人数とか、あるいはその100円の徴収をするとか、そういう決まり事をきちんとうたって、説明をしてあるということですね。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

条例自体が本議会のほうで制定されましたので、今その本人と、内容について協議しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

私から言わせれば、今の執行部のやり方というのはいいかげんな、口頭でやったり、あるいは決めるべきことを決めないであったり、過去ずっとそういうのを引きずってきた。いつ休みなのか分からないから、また休みじゃないのと言って行かない人も多いと思いますよ。せっかくの立派な慰霊塔ができて、観光したくても、ただ行って見て、資料館も見れないという、こういうふうなことでは私は観光客は来ないと思っていますので、そういうことを十分留意しながら、慰霊塔、戦艦大和資料館を利用させるように、ぜひお願いをしたいと思います。

その下にも、甲板整備とかデザイン委託料というのが載っていますけれども、これは町内全体の観光地、その費用だと思えますけれども、私は犬田布岬の入り口とか、あるいはこの資料館にも大きなそういう、見て、ああこれはすばらしいねと、観光地としていいデザインでやっているという、そういうこと等もやらないと、一遍あそこに戦艦大和資料館というのがあったんです。それ等も外されていた。それで小さな木のあれに、資料館と。あれぐらいの書いても、私は観光客は、あの

建物は何かと素通りしていくことが大分います。1億近く予算をかけて再建した、修繕した慰霊塔が今後無駄な観光資源といいたいでしょうか、観光施設になるのではないかなど。

もう日本から、あるいは世界から来れるぐらいの看板を設置して、昨日もおもてなしということとかありましたけれども、そういうことをイメージづくりをやらないと、私は今後の伊仙町の活性化にはつながらないと思っておりますので、このお金を利用して資料館の案内看板もきちんと製作するようにお願いいたします。

26ページ、土木管理費の款8土木費目2の港湾整備事業費の2、補正が100万8,000円補正されているんですけども、面縄港整備推進協議会負担金とありますけれども、これ協議会の会員は何人になっていますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、協議会の会員について、参画の依頼を行っているんですが、今のところ、予定しているのが23名になっております。

○14番（美島 盛秀議員）

23人と計画、予定しているということなんで、これは協議会の日当等だと思うんですけども、その協議会の23名の選考の仕方、どのような人を選考する予定であるのかお尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

面縄港整備に関わる重要な人物です。町長をはじめ、また議員の方々、あと集落の区長さんとか建設業協会、観光連盟の会長とかもろもろを予定しております。

○14番（美島 盛秀議員）

今、選考中だと思うんですけども、これぜひその選考が決まれば、オープンに、町民の皆さんにも、こういう人たちをお願いをして協議会をつくって、面縄港の事業を進めてまいりますよということの説明が十分できるようにお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○3番（大河 善市議員）

それでは、令和6年の一般会計補正予算について、20ページ、経済課の歳出について伺いたいと思います。

款6農林水産費節18畜産生産者支援交付金3,083万2,000円についてを、詳細を伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

畜産振興費における畜産生産者支援交付金でございますが、こちら、子牛価格の暴落が続いてい

る現状を鑑みまして、町内畜産農家の経営維持を目的として、令和5年度の4月から令和6年3月までに出荷及び自己保留された生産頭数に対して交付金を交付しようと考えております。その交付金の額が3,083万2,000円、その他消耗品、通信運搬費、振込手数料等々となっております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が説明しましたが、農家1頭当たりおよそ幾らぐらいか。そして、この振込時期についていつぐらいを予定をしているかを伺いたと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

1頭当たり9,400円を想定しており、現在、この6年4月1日以降の廃業された農家等の調査しております。その調査が済み次第、7月頃に交付を予定しております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

今、畜産農家においては子牛価格の下落傾向がずっと続き、また、飼料価格高騰がずっと続いて、経営環境が厳しい現状がずっと続いておりますので、今回の政策については非常にありがたい措置ではないかなと思っておりますが、こういう状態がずっと続いておりますので、また国からの支援等があれば、また畜産農家にさらなる支援等ができるのか、また、予定をしているのかを伺いたと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

先日、このようにしてJAのほうから、肉用子牛価格の急落に関する緊急要請といったものも届けられております。その中においても、JAを含め、経済連を含め、県、国へ要請活動を行う。また、島内においても牛肉の消費拡大のキャンペーンや対策等を行う、そういったもろもろの対策を含めまして緊急要請もいただいております。そういった中で、関係機関連携して事業等を実施していければと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。ぜひまた農家支援等ができるようお願いをしたいと思います。

同じく20ページの節18の農業創出緊急支援事業1,310万についての説明をお願いしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

農業創出緊急支援事業でございますが、こちら2つの団体に対しまして、トラクター、ロータリーの導入助成を行ってまいります。

○3番（大河 善市議員）

これについては、一応制限等があると思いますが、どういう方を対象に事業を実施するのか、ま

た、これを今回の事業はどの農家を対象に、サトウキビか、園芸か、畜産農家を、どういう農家を対象に事業実施をするのかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、品目についてでございますが、本農業創出緊急支援事業、こちら園芸品目のみでの補助事業となっております。今回の品目につきましては、バレイショとなっております。また、本事業の団体ですが、こちらの団体は長年にわたり要望をいただいております。本事業で今回トラクターを獲得することかできたんですが、トラクターの獲得については、6年、7年ほど要望をずっとかけ続けておまして、ようやく今回補助として認められた経緯がございます。

この事業、これまでも何度も行っておりますが、ほとんどがポテトハーベスター等の収穫期、また、過去においてはハウスの導入等の事業となっております。

○3番（大河 善市議員）

バレイショにおいては、先ほど課長が説明がありましたが、ポテトハーベスターの導入が多かったように思いますが、またぜひこういう事業はまた、たしか認定農家とか要件があると思いますが、こういう事業、また導入に対して支援等をよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○5番（牧本 和英議員）

一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

ただいまありました20ページの農林水産業費、款6項1目の4の18負担金補助及び交付金、それにある環境に優しい農業総合推進事業補助金の200万円について説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本環境に優しい農業総合推進事業補助金でございますが、堆肥散布の事業を実施を計画しており、当初予算において400万円計上させていただいております。そこに10ヘクタール分の追加を行い、200万円増額しております。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。この堆肥散布ということで、そして今、ただいま大河議員からありました節の18の畜産生産者交付金ですが、これはほとんど国・県の歳出となっておりますが、ここにちょっと一般財源でも町から繰り入れて、1頭当たり9,400円と言わずに、ちょっと、1万円ちょっとぐらいの補助金ができないものか、お伺いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

今回、1頭9,400円の予算措置を行っているわけでございますが、この大本の交付金自体の額の

制限もあるということもございます。また、徳之島3町においても、これまでの支援実績としまして、徳之島町においては1回の交付金の交付、約3,100万円、天城町においては3回の交付、約6,900万円となっております。本町、この3,083万2,000円を合わせると3回目の交付となり、約8,729万円の交付となります。

ということもありますので、他町より本町のほう、支援に力を入れていると認識しておりますので、一般財源等に関しましては堆肥散布等、補助金のつかない事業等に活用しているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。まあ他の事業に一般財源を入れているということで、認識いたします。

それでは、25ページ、款7項1目の8で節の180万、環境教育コーディネーター業務委託料について詳細な説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

こちら、伊仙町環境教育推進事業につきましては、昨年度、ふるさと納税を活用しまして町内3つの小中学校で実施しております。今回、奄振事業を活用いたしまして、町内5つの小中学校で実施する予定です。また、奄振事業のほうで新規事業となるため、6月中旬ぐらい決定するというところで、今回補正で上げさせていただきました。

○5番（牧本 和英議員）

すみません、ちょっと分からないものであれなんですが、どういう業務委託料なんですか。内容。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

各1校当たり年間5回程度の環境教育を実施し、最後、学習発表会とかで報告とか、あと、昨年でしたら、各世帯の、伊仙中学校が新聞等で教育の報告等を行ったところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。伊仙中の壁新聞を見たことがあるような気がいたします。

それから27ページ、消防費、目の9防災まちづくり事業費の節の14避難施設改修工事2,500万とありますが、この場所とか詳細な説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

避難所施設改修工事として、今回は糸木名生活館を予定しております。

○5番（牧本 和英議員）

糸木名のみということでよろしいですか。分かりました。

それでは31ページ、10教育費目の4社会体育費の節10の172万2,000円、修繕料の詳細な説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

こちらの修繕費、修繕料の172万2,000円は、旧農業高等学校にある弓道場、弓道場の的場の老朽化が進んでおりまして、こちらの改修となっております。解体費用が29万円、的場の屋根のほうの修繕が118万2,000円、残りの25万円ですが、こちらが義名山総合グラウンドのほうの照明の地中配線が断線しておりまして、そちらの修繕費となっております。

○5番（牧本 和英議員）

あの農校の横にあった弓道の施設の改修ということですか。それと義名山の地中配線、要はナイター設備の、分かりました。

そのナイター設備のことでちょっとまたお伺いしたいんですが、ほとんどの中学校のナイター設備がみんなほとんど撤去されてそのままなんです。犬中であれば犬中のナイター設備は全て撤去されて、もう電柱のみとしか立っていない状態ですが、今後、ナイター設備等事業を入れる予定とかはないんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今のところ、ナイター設備に関する各中学校の整備というところの計画はございません。

○5番（牧本 和英議員）

いろんな町民運動会の練習をしたりいろいろ活用はしているんですが、今現在、犬田布小学校で校舎のほうから、片側から照らしてやっている状態なんです。そしたら、サッカーの少年団の練習をしたりしても、要は片方からのライトの照明があるという問題点から、要は、反射して全然見えないと。やっぱり両方から同じように光を当てないと中で競技ができないという意見等もありますので、ぜひ、中学校は難しくても、小学校のナイター設備がある箇所については、反対側からのほうからの電気を当てるように要望をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

○13番（樺山 一議員）

令和6年度一般会計補正予算（第1号）について質疑をします。

4 ページの債務負担行為の追加、徳之島病院寄附口座負担金2,762万9,000円について、説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

こちらの債務負担行為については、南3島唯一の精神科病院である徳之島病院を存続するための昭和大学との寄附口座開設についてということで計上してございます。

徳之島病院については、南3島唯一の精神科医療病院であります。現在、精神科医師が1名、他の診療科の医師が1名ということで、入院・外来診療を担っていただいておりますが、以前から医師の招聘については病院のほうでも取り組んでいただいております。現時点で常駐できる医師が確保できておりません。現在いらっしゃる院長先生のほうについても高齢化により退職等も視野に入っているということでございます。

そこで、昭和大学のほうから、常駐できる医師を2名招聘して、徳之島病院のほうで精神科の医療を担っていただくということでございます。

常駐する医師が2名、それと昭和大学のほうでその常駐する2名の医師の上司に当たる方が遠隔ということでサポートされるということで、3名と常駐が2名という形でございます。こちらのほうが、現在いろいろ問題となっている子どもの発達障害等の研究等にも取り組んでいただけるということで、そちらの診療もしくは研究というところにも担っていただけるようになってございます。

今回の補正でも、19ページ、負担金補助及び交付金として徳之島病院寄附口座負担金436万3,000円を計上してございますが、今年度については7月1日からの寄附口座の契約ということで、月割計算となっております。7年度以降が、581万6,550円掛ける4年ということで、債務負担として載せてございます。

こちらについては、先ほど申しましたように、南3島唯一の精神科病院を存続させるということで、何とぞご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○13番（樺山 一議員）

この債務負担行為は、じゃ南3島のそれぞれの町、例えば徳之島町、天城町、伊仙町、そして知名町、和泊、与論で債務負担行為をしていくということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

それぞれ南6町で債務負担行為を行っていくということでございます。

○13番（樺山 一議員）

支出する基準は何を基準に、各町それぞれ基準しているか伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

各町の負担割合として、大学の口座研究費事務費負担として250万円の6町で割った額が均等割として41万7,000円を各町が均等に負担します。それと、2名の医師派遣に係る費用については、

各町の徳之島病院を利用している入院延べ人数及び外来の延べ人数を基に各町の負担割合を出しております。

○13番（樺山 一議員）

徳之島病院にかかっている患者の数でそれぞれの負担割合を出しているということですが、病院が設置されている徳之島町は、私は、あれは社会福祉法人かなんかちょっと分からないんですが、固定資産税とか入ってくるんじゃないですか、病院は。そういうのを勘案したりはしていないかを伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

もちろん、そちら、徳之島病院が建設されている徳之島町には固定資産税等も入ってはおります。ですが、今回の存続に関しては、昭和大学から医師を招聘するというところで、昭和大学との寄附口座開設の協力、また協定という形になります。徳之島病院とということではなく、昭和大学からの精神科医2名を招聘していただくというところで協定を結ぶということをご理解いただければと思います。

それと、おっしゃるとおり、病院が建っている徳之島町には固定資産税等もちろん税収として入ってはおります。そこについては、今後3年後に負担金の割合を見直すというところもありますので、そういったところも加味した形での負担割合というところも南6町では検討していく必要はあると思っています。

○13番（樺山 一議員）

この件につきましては、徳之島病院の存続が危ういから皆さんで補助していこうということではなく、東京の昭和大学から医師を招聘して、招聘したそれに対して債務負担をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

もちろん、南3島唯一の精神科病院である徳之島病院であります、そちらにも医師が今後常駐ができなくなるというところで、昭和大学から医師2名を招聘して徳之島病院のほうに常駐していただくという形になります。

○13番（樺山 一議員）

そういうことでしたら、やはり病院が立地している徳之島町に恩恵はあるわけですので、見直すときにはぜひ私は要望して、負担割合の件について要望していただきたいと思っております。この件については終わります。

8ページの国庫支出金、項2国庫補助金、土木費国庫補助金2,316万7,000円が減額になっていますが、説明をお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅等整備事業につきましては、国費内示による2,316万7,000円の減額補正であります。ま

た、阿権馬根線整備事業交付金につきましては、国費内示により14万円の増額補正であります。要望額より多く内示が下りましたので、歳出のほうでも増額補正しております。

○13番（樺山 一議員）

国庫補助金2,316万7,000円が減額したということは、住宅が建設できなくなったと理解してよろしいでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

住宅の交付額は、他町の要望状況等により変動してくるものと思っております。毎年これぐらいの額は減額されて交付されている状況ではあります。建物はこの予算がないと建てられないので、これ国費を住宅債のほうにまた切り換えまして、住宅整備を進めていく予定でございます。

○13番（樺山 一議員）

それでは、11ページの町債のほうに公営住宅整備事業債で減額された分を充てたと理解してよろしいですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

○13番（樺山 一議員）

はい、分かりました。

21ページ、6款農林水産業費項1農業費目24の直売所百菜運営事業費について伺います。

今補正で254万7,000円の増額補正になっておりますが、当初予算に増額補正されて1億4,296万円になっておりますが、今2か月間、町直営で百菜を運営していると思っておりますが、4月、5月の百菜の売上げ等、分かれば教えていただきたいと思っております。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本年4月の売上げが736万2,000円、5月が823万9,000円となっております。また、百菜の売上げにおいては、6月、7月、8月、ここがパッションフルーツ、マンゴー等のメインの時期でありますので、約1,300万円程度の売上げを見込んでおります。

また、年が明けまして1月から3月、ここがバレイショをメインとした売上げとなりますので、そこも1,300万円程度を見込んでおります。

○13番（樺山 一議員）

年間の一般財源から出しているお金が1億4,295万円あるわけですので、3月まで、ぜひこれぐらいの数字は上げていかないと、一般財源からの支出だけに頼ってもらっても困りますので、ぜひ逐次指導して、売上げ等を上げるように指導をしていただきたいと思っております。

そして、教育委員会にちょっとお尋ねしますが、中体連とか、中体連のバレーボールが何か今年

伊仙町であったと聞いていますが、ありましたか。中体連のバレーボールかなんか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、承知しております。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町の義名山体育館は、バレーボール、大きい大会はやはり主に義名山体育館を使わなければならないと聞いております。そのときに、もちろん伊仙町内に宿泊する学校もあると思いますが、ほとんど徳之島町、天城町で宿泊すると思いますが、どうですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

確かに、議員ご指摘のとおり、人数が多い場合には徳之島町の宿泊もされているということは存じております。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町にいい、やはり試合を誘致できる体育館があるわけですので、宿泊は別として、弁当を買うときとかそういうのはやはり伊仙町内でしてくださいとか要望して、そうすれば百菜での売上げも私上がると思うんです。それはやっぱり伊仙町内でするんでしたら宿泊ができなかったら弁当でも伊仙町で買ってくださいと、そういう指導に教育委員会でできないものか伺います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

社会教育課としましても、郡単位持ち回りで伊仙町開催もありますけれども、各町村に宿泊所と弁当屋の一覧の配付をしておるところです。

○13番（樺山 一議員）

一覧を配付しても、それは向こうが気に入ったところにするわけだから、ぜひ伊仙町で買ってくださいということを要望しておきます。やはり大きい大会は奄美市と、バレーに関しては伊仙町しかできん。伊仙町は2年に一遍は確実に大きい大会があると私聞いています。そういうのを要望して、この百菜と、そして一般の、民間の弁当屋さんも売上げが上がるわけですので、ぜひそこもそういう形で上がるようにしていただきたいと思います。

それと、最後に、防災まちづくり事業、27ページ。このコミュニティ助成事業はどこの集落でしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

このコミュニティ助成事業、地域防災育成事業補助金については、西目手久集落の自主防災組織でございます。

○13番（樺山 一議員）

この事業はもう長年続いていると思いますが、ずっとしないといけない事業なのか。やはり防災事業としてそれぞれ皆さん、釜とかいろいろあるわけですので、全部もう大体そろってきていると

私はと思いますが、方向的に、他の方向性に変えていけないのかを伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

こちら宝くじ助成事業でございます、集落、自主防災組織からの申請事業になります。地域防災育成事業については200万円を上限として、市町村の集落で活用できる備品等々をそろえる形での申請事業になっております。今回については、西目手久集落からの申請でございますが、今後も自主防災組織として、各集落自主防災組織で必要なものがあるとすれば申請は行っていくものだと感じております。

○13番（樺山 一議員）

これで私の質疑を終わります。社会教育の課長、ぜひその件については要望していただきたいと思えます。

○町長（大久保 明君）

施政方針のときも話したと思えますけれども、町、島内の大会も、これは義名山体育館でほとんど行われている中で、他の町は本当に子どもたちの弁当とかいうのは持ってくるんです。ですから、そのための営業というのを、やっぱりもう1年も前から徹底してやっていかないとなかなか難しいと思えますので、これは社会教育課も含めて、各町、中学生の大会ならば学校に行って協力をお願いをすとか、そういうことを、職員も含めて営業活動をしてこなかったということが最大の問題でありますので、私、日頃から町職員は営業マンでなければならぬということは指導しています。本当にあれもったいない話ですから、そしてほとんどの方が今上のほうから来るわけです。ですから、町内の県道はほとんど通らないで来ているわけですから、その辺も含めて、伊仙町で3町の体育協会、今回、郡の大会は伊仙町の開催でありますので、その辺のところを大会本部にも強力をお願いをしていくことが必要であるし、それはまた当然のことであると思えます。

伊仙町民は、昔から町内購買、商工会もずっと言っておりましたけれども、現実にはやっぱり選びやすいところに行くわけですから、その辺を改めて改革していかなければいけないということで、今後このことは私のほうからも郡のほうに要望したいと思えし、直接行って交渉していきたいと思えます。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。午後1時より開会します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時02分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号について、他に質疑ありませんか。

○1番（井上 和代議員）

令和6年度伊仙町一般会計補正予算のほうで質疑のほうをいたしたいと思います。

23ページのほうの7款商工費1項商工費2目観光費のほうの12節委託費のほうで、犬田布岬のほうの看板設置委託、それからデザイン委託というふうになっていると思うんですけども、こちらのほうは、デザイン等はもうお決まりになっているのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

デザインに関してはこれからの委託になります。

○1番（井上 和代議員）

昨日もお話をさせていただきましたけれども、伊仙町という、伊仙という文字を強調すべく、大きな形で一目見えるような形のデザイン等もしていただきたいなというふうに思いますけれども。

それから、27ページのほうにも消防費のほうで今度の30日ですか、操法大会という形があるんですけども、そちらのほうにもそういった形で、伊仙というような形のアピールができるような文字等が掲載されるかどうか、もしお分かりになるようでしたらお話しいただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回の消防操法大会については、横断幕等の掲示をする予定にしております。

○1番（井上 和代議員）

横断幕というのはどちらのほうに。

○総務課長（寶永 英樹君）

こちらのほうは、会場である面縄港周辺に予定しております。

○1番（井上 和代議員）

大きな大会というか、そう伊仙町であるわけではございませんので、周りのほうの関心等ができるような形でそちらのほうのアピールというか、そういったものもお願いしたいなというふうに思います。

もう一個、28ページのほうです。10款1項教育総務費5目学力向上プログラム、こちらのほうは12節のほうの委託料のほうです。こちらのほう、前回、全員協議会で少しお話をさせていただきましたので、中身等はまたちょっと後から説明をいただきたいと思うんですけども、その前に、集落座談会のほうでこちらのほう上がってきているのが、各種検定について、受けたら必ず受かると子どもがなるまでレベルを上げてほしい。そういったシステムをつかってほしい。ただ検定料を補助するだけでは駄目だと思うというような形があるんですけども、これにも該当するというか、そういった形のほうになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のこのオンラインに関する英会話業務委託を上げているんですが、議員からおっしゃるとおり、その他にも漢字検定や算数の検定等もございます。各学校におきましても、特に漢字検定につきましては、ほとんどの学校で実施がされている状況です。英語検定に関しましては、今回のこのオンラインの業務委託を導入することで、受験をすることはもちろんのことなんですが、英語に対して苦手意識を持たないとか、また実際に聴いてまた話してみる、そういったことで子どもたちの自信にもつながりますし、そういったところから、今回の業務委託を生かして、英検を受ける際のヒアリングの能力を高めたりとか、そういったところで合格者数の増加も期待ができるのではないかというふうに考えております。

○1番（井上 和代議員）

はい、ありがとうございます。

私のほうは、英語検定であったり数学検定、漢字検定等、子どもたちに検定というものをなるべく受けさせていただきたく、お話をすることが多いんですけども、こちらのほう、ただ英語のほうで、検定のためだけということではないかとは思いますが、もう少しこちらのほうを分かりやすくというか、もしお話をいただければと思いますけれども、お願いいたします。

○教育長（伊田 正則君）

お答えします。

英検が全国的な基準のテストですけれども、この英検の中で3級から英会話というのが入ってきます。お互いに自分が思っていることを面接官と一緒に英語で会話するという試験ですけれども、学校、少しずつ英語教育も変わってきましたけれども、私たちが体験した英語教育というのは文章を英訳して、そしてそれを答えるという、読解力を問うような問題が多くて、そこには会話能力とか、それをスピーキングといいます。スピーキングの能力とかそういうのがなかなか身につかないというような状況がありましたので、その中で英検の3級以上は英会話を求められるという部分で、授業では育ちにくい部分、文法とかそういうのは関係なしに、本当にコミュニケーション能力を鍛えながら英会話能力を鍛えていくと。そういう部分で英検の合格率を上げていくということは、子どもたちにとってコミュニケーション能力を磨いていく中でも大切なことかなと思っています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

個人のほうの表現力という形で、いろんな物を作るであるとか、話をするとか、文章を書くとかという中にも、英語のほうでお話をするというような形で表現力というのがこれから求められると思いますので、こういったものがこれからも続けられるような形で、また皆さんのほうでいろんな形を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○教育長（伊田 正則君）

議員の皆様とか町民の皆様にも理解をいただきたいんですけども、英語脳とか日本語脳という、私たちは英語で話しかけられたときに、英語を日本語に直して、もし日本語の中で、これ英語に直してしゃべるといふ、これ結構時間がかかる作業をしているんです。ところが、英語脳を鍛えることによって、英語で話したことに對してすぐ答えることができると、方言脳と言われている、例えば方言でしゃべったことに對して、その方言を聞きながら、「ういた、きゅうぬーしだにが。」と聞かれると、「キビかさぎに行きます。」とか、学校に行きますとか、これ日本語ですぐ答えることができると。方言脳を私たちは自然に体験の中で身につけていますけれども、これと同じように、英会話をすることによって英語脳を鍛えると。英語でしゃべったことに對してはすぐ英語で答えるような能力を鍛えていくと。今までの部分は、英語で質問されたら日本語に直して、日本語をまた英語に直すという日本語脳の部分がまだまだふっ切れていないという状態だったので、そこを変えらるためには英語脳に変えるための経験が必要だろうということで、英会話学習、オンラインでの英会話学習を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第40号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第41号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

それでは、議案第41号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億873万9,000円に歳入歳出それぞれ6万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億879万9,000円とするものです。

歳入について説明します。5ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金及び4目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）をそれぞれ1万5,000円、2万3,000円を増額し、補正前の額1億2,099万7,000円に3万8,000円を増額し、補正後の額1億2,103万5,000円とするものです。

4款県支出金2項県補助金3目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）に1万1,000円増額し、補正前の額538万2,000円を539万3,000円とするものです。

5款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援繰入金に1万1,000円増額し、補正前の額1億5,112万7,000円を1億5,113万8,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業任意事業費1目総合相談事業費11節役務費ライセンス利用料6万円を増額し、補正前の額1,642万2,000円を1,648万2,000円とするものです。このライセンス利用料は、国保中央会介護伝送ソフトの更新料になります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第41号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第41号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第42号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第42号、令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,341万6,000円に歳入歳出それぞれ246万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,095万円とするものです。

続いて、歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款繰入金1項1目繰入金、主にスタッフの減員に伴う職員給与繰入金の減額で、補正前の額7,190万2,000円から246万6,000円減額し、補正後の額を6,943万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、1節から4節まで、スタッフの減員に伴う人件費の減額、7節報償費は運営委員の改正に伴う報償費の増額、8節旅費は新たに雇用したスタッフの通勤費等の増額、12節委託料、地下タンク、キャッシュレジスター、ほーらい館導入ソフトウェアの保守点検費用の増額、17節備品購入費は洗濯機の買い替え増額となっており、補正前の額1億3,199万6,000円から246万6,000円減額し、補正後の額を1億2,953万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第42号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第42号、令和6年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 請願第3号 東目手久青少年会館の建替えに関する請願

○議長（前 徹志議員）

日程第4 請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願について議題とします。
経済建設常任委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清 平二議員）

令和6年第2回伊仙町議会定例会経済建設常任委員会委員長審査報告。

件名、請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願について。

請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願についての審査報告を行います。

去る6月12日、本会議終了後、議会委員会室において委員7名、紹介議員1名、事務局2名、総務課長並びに担当職員出席の下、慎重に審査を行いました。

同請願は、昭和54年3月に建設されてから44年が経過し、水回りの老朽化をはじめ天井梁部分のコンクリートのひび割れや雨漏りによる天井の欠損、特に巾木や床の木造部分はシロアリによる浸食は深刻であり、子どもから高齢者の方々に集える地域コミュニティの場とは言い難い状況であるとのことで、早急な建て替えを要望するものでありました。

担当課の説明によると、昨年度行った施設耐震診断の結果において、耐震性を示す数値としては問題がないとの結果が出たことから、建て替えではなく施設の改修に向けた検討を早期に進めていくことが妥当であるとの意見がありました。

委員からの意見として、集落行事や地域サロン活動において、集落住民が安心・安全に施設を利用できるよう、今後執行部との協議を重ね、優先的に改修を進めていく必要があるとの意見もありました。

当委員会における審査の結果、請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願は、危険施設建て替えの必要性がない結果であるが、早期改修が妥当であるとの判断から、一部採択すべきものと決定しました。

なお、本議会において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町当局へ送付されますよう申し入れます。

令和6年6月14日、経済建設常任委員会委員長 清 平二。

○議長（前 徹志議員）

これから、請願第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願第3号についての委員長報告は一部採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願は一部採択するものと決定しました。

△ 日程第5 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（前 徹志議員）

日程第5 陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

陳情審査の結果について報告いたします。

去る6月13日、本会議後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名出席の下、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査いたしました。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に、小学校においては、新学習指導要領の移行期間である外国語教育実施のため、授業時間の調整など、豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、離島、山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されていないとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題です。

これらのことから、豊かな子どもたちの学びを保障するため、教職員定数の改善は不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情は、採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送

付されるよう報告いたします。

令和6年6月14日、総務文教厚生常任委員長、杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情第4号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情は採択するものと決定しました。

△ 日程第6 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第6 発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

提出者より意見書について提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情に関し、皆さんのお手元にお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、関係する省庁へ意見書を送付されますよう求めるものであります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第2号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係各省庁へ送付しますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第7 農山漁村振興交付金事業調査特別委員会調査報告の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第7 農山漁村振興交付金事業調査特別委員会調査報告の件についてを議題といたします。

本件については、農山漁村振興交付金事業調査特別委員長の報告を求めます。

○農山漁村振興交付金事業調査特別委員長（美島 盛秀議員）

当特別委員会に付託された調査事件について、調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事件。農山漁村振興交付金事業において、事業進捗に支障を生じ、工事が中断されたことから、その計画を調査し、責任の所在や原因究明をすることが目的であります。

2、調査の経過。第1回、令和6年2月26日月曜日に伊仙町議会委員会室。第2回、令和6年3月12日火曜日、伊仙町議会議事堂。第3回、令和6年6月11日火曜日、伊仙町議会委員会室。

3、調査の結果または概要、意見等について。

伊仙町面縄地区において、基幹産業である農業の収益向上、6次産業化による高付加価値が障害者、高齢者を雇用した農福連携を目指し、バレイショ処理加工集出荷貯蔵施設、遊休公共施設を活用した農福連携拠点施設の整備、圃場規模拡大のため生産機械の導入等を行い、島内の障害者、高齢者による農業就労や島外から農業就労者を受入れ、農業従事者不足の解消や交流人口拡大を図ることを目的とし、農林水産省より、令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として事業の交付決定がなされた。事業が進められていた。

令和6年1月に、当時建設途中であったバレイショ処理加工、集出荷貯蔵施設の建築確認済み証が適正に取得されていないことが判明したため、鹿児島県大島支庁徳之島事務所より、工事請負事業費と事業実施主体である株式会社奄美ブルー・スカイに対して、工事中断の申し入れがなされたことにより、本事案が発覚した。

伊仙町議会として、本事案の重大さを受け止め、2月5日月曜日、令和6年第1回臨時会において、事案発生の調査、そして責任の所在や原因究明をすることを目的とし、議長を除く13名の議員により構成された農山漁村振興交付金事業調査特別委員会が設置された。

第1回特別委員会、令和6年2月26日では、本町経済課長より、当該事業の計画からの事業実施、事案の発覚、その後の国・県事業実施主体の協議状況や今後の対応についての説明がなされた。

第2回特別委員会、令和6年3月12日では、参考人として株式会社奄美ブルー・スカイ代表取締役の榮時弘氏、設計事務委託事業者である永園設計株式会社の代表取締役の小原正信氏、本町経済課長の3者に出席をいただき、調査聞き取りを行った。

第3回特別委員会、令和6年6月11日では、13名の委員及びオブザーバーとして前議長が出席し、これまでの調査、聞き取りを基に委員会としての意見を集約した。

事案発生の原因として、通常、建物の工事を行う前に役所等に対し、その計画が建築基準法に適合するか、設計図面等を提出し審査が行われ、問題がなければ建築確認済み証が発行され、その許可証を基に工事に着手できることになっているが、本事業において、設計事務委託事業所の担当社員個人の判断によって建築確認済み証の偽造行為が行われ、工事の着手が行われていたことが分かった。

当然ながら、これら行為は、法的に見ても建築基準法と建築士法に抵触するため、今後、2つの違反が問われることになるとの説明であった。

その後の対応として、県の是正指示の下、適切に事務手続を進め、3月28日に正式に建築確認済み証が発行。建築工事が再開され、5月22日に工事完了検査を受け、事業完了に至っている。

調査の結果、本事案発生の原因である建築確認済み証の偽造行為は、組織的かつ意図的なものではなく、一個人の判断によって行われた行為であり、罪の重大さを理解すれば、とても起こり得ることのない事案である。

何より、その後、無事事業が完了し、当該事業の目的、趣旨に沿って事業運営がされ、面縄地区をはじめとした地域の活性化、さらに伊仙町の農業振興発展に寄与されることを当委員会としても望むものである。

そして、町当局においても同様な事案を発生させないよう、徹底したチェック体制を取り、再発防止に努めていただきたい。

以上、本特別委員会による閉会中の調査報告とします。

令和6年6月14日、農山漁村振興交付金事業調査特別委員会委員長、美島盛秀。

△ 日程第8 議会運営委員会の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△ 日程第9 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第9 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第2回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也